

健康保険の しおり

2021
年度



おでかけしたい!



ワン・テ・リング

写真：ONC 領域
千崎慎吾さんの写真(2点とも)

日本イーライリリー健康保険組合

健康保険組合の ホームページをご利用ください

<https://www.apap.jp/lilly>

保険給付・保健事業の詳細や各種手続きの方法、当健康保険組合からの最新ニュースなどをホームページでお知らせしています。被保険者・被扶養者のみなさまの役に立つ情報が満載です。この健康保険のしおりとともに、ぜひご利用ください。

ログアウト
あなたの保有ポイント

ようこそ！ さん

健診予約システム
Physical Examination Reservation System

健診結果管理

メタボ対策 Web 支援システム

24時間 電話健康相談サービス

メンタルヘルスの
カウンセリングサービス

健保からのお知らせ

- ♪Smile Kenpo Spring 2017 発行いたしました♪^{New}
- 2017年度一般保険料率が引き上げられます。
- 平成29年度の保険料率及び負担割合の変更について
- ◆リリー健保の医療費給付金について◆
- 任意継続被保険者の保険料算定の基礎となる平均標準報酬月額について
- ノインフルエンザ予防接種補助金申請について変更点等お知らせ

けんぽん 病院検索サイト
ぼすびたる!
日本版のみ

カフェテリア
ダイエットプラン

かんじゃさんの
薬箱

禁煙サポート

こんな時の手続きは？

出産したとき	家族が増えたとき 減ったとき	退職するとき	保険証を なくしたとき	ポイント利用について ・オプション検診の受診 ・常備薬等の購入
病気やけがをしたとき	立替払いをしたとき	引き続き 当組合に 加入したいとき	保険証を 返納するとき	健診を 受けたいとき

お問合せ先

<p>各種申請、保険証、給付等について</p> <p>日本イーライリリー健康保険組合</p> <p>所在地：大阪市淀川区宮原4丁目1番6号 アクロ ス新大阪2階</p> <p>E-mail：info@lillykenpo.com</p> <p>TEL：06-6150-1090</p> <p>営業時間：平日：9:00～17:45</p> <p>社内便送付先：日本イーライリリー健康保険組合</p> <p>※各種申請等の提出先は内容により異なります。 詳細は「各種申請用紙一覧」ページをご確認ください。</p>	<p>健康診断について</p> <p>健診ヘルプデスク (バリュー-HRカスタマーサービス)</p> <p>E-mail：kenshin-lilly@apap.jp</p> <p>TEL：0570-075-707</p> <p>営業時間：平日：9:30～18:00</p>
	<p>常備薬等の購入について</p> <p>バリュー-HRカスタマーサービス</p> <p>E-mail：vc-support@apap.jp</p> <p>TEL：0570-075-708</p> <p>営業時間：平日：9:30～18:00</p>

SECURE 04/10

保健事業

保健事業

保健事業とは、健康診断や人間ドックの実施をはじめ、加入者の健康づくりをサポートするために、実施している事業のことです。ぜひご活用ください。

- 4 ……健康保険組合のホームページのご案内
- 5 ……ホームページのご利用について
- 6 ……リリー健保の主な保健事業について
- 7 ……健康保険組合のポイント利用について
- 8 ……ポイント精算予防接種費用補助（インフルエンザ以外）
- 9 ……健康保険組合のポイント購入
- 10 ……健康診断
 - 17 ……契約健診機関一覧
- 24 ……特定健診・特定保健指導
- 26 ……健診結果管理システム
- 28 ……リリーすこやかサポート
- 30 ……医療費明細
- 31 ……無料歯科健診
- 31 ……禁煙サポート（禁煙治療の自己負担額の助成）
- 32 ……インフルエンザ予防接種費用補助（電子申請のみ）

健康保険

健康保険

健康保険組合は加入者に対して保険給付を行うほか、健康づくりをサポートするためにさまざまな事業を行います。

- 34 ……健康保険のしくみ

加入資格

健康保険では、家族も被扶養者として加入することができますが、被扶養者として認められるためには、一定の条件を満たしている必要があります。

- 38 ……健康保険組合に加入する人
- 39 ……「保険証」が交付されます
- 40 ……被扶養者として認定されるための条件
 - 42 ……被扶養者認定に必要な提出書類等一覧（対象者別）
- 44 ……健康保険の被扶養者に該当しなくなるとき

保険料

保険料は毎月の給料および賞与から、被保険者と事業主がそれぞれ納め、毎月の給料については「標準報酬月額」、賞与については「標準賞与額」に保険料率を掛けた額を納めることとなります。

- 45 ……保険料を納めていただきます

保険給付

健康保険では、業務外で起きた病気やけがに対して医療費の7割が給付されるほか、自己負担の限度額も設定されており、負担の軽減が図られています。また、休業、出産、死亡に対しても給付が行われます。

- 48……………保険給付一覧
- 50……………保険給付のしくみ
- 54……………病気やけがをしたとき
- 56……………自己負担が高額になったとき
- 60……………保険適用外の療養を健康保険と併用できるとき
- 62……………入院したときの食費と居住費について
- 63……………在宅医療を受けるとき
- 64……………立て替え払いをするとき
- 66……………病気やけがで移動が困難なとき
- 67……………病気やけがをして働けないとき
- 68……………出産をしたとき
- 69……………出産のために仕事を休んだとき
- 70……………死亡したとき
- 71……………他人の行為により病気やけがをしたとき

届出

保険証や被扶養者など健康保険組合の加入資格にかかわることや、保険給付を受けるために届出が必要になることがあります。

- 72……………こんなときはこんな届出を

退職後

退職したあとはそれぞれの状況に応じた医療保険に加入します。一定の条件を満たせば、「任意継続被保険者」としてリリー健保に加入を続けることもできます。

- 74……………退職後はそれぞれの状況に応じた医療保険に加入します
- 75……………退職したあとに給付を受けられるとき
- 76……………退職後も被保険者でいられる「任意継続被保険者」
- 77……………高齢者の医療を支えるしくみ

介護保険

介護保険は全国の市区町村が運営していますが、健康保険組合も介護保険料の徴収を行うなど、健康保険ともかかわりのある制度です。

- 79……………介護保険制度

個人情報

- 80……………個人情報保護に対する当健康保険組合の方針

- 82……………保険料月額表

リリー健保の
保健事業



健康保険組合の

ホームページのご案内

▼ 健保ホームページには以下のいずれかの方法にてログインしてください。

リリー社員



アクセス方法は以下のとおりです。

- ① トップページ上部のタブより「ライフイベント・その他人事関連」をクリック
- ② 「ライフイベント・福利厚生・その他人事関連」をクリック
- ③ ヘルスマネジメント枠内の「健康保険組合サイト」をクリックし、会社 PC のログイン時の ID/ パスワードをご入力ください。

エランコ社員 (リリー社員以外)

<URL> <https://www.apap.jp/lilly>

QR コード ▶



Lilly 日本イーライリリー健康保険組合

ユーザID

(ユーザIDのみWindows IDと同じです。
アルファベットは大文字で入力して下さい。)

パスワード

Login

▶▶ ID、パスワード取得方法

▶▶ はじめて利用する方はこちら
(ID、パスワードを取得します。)

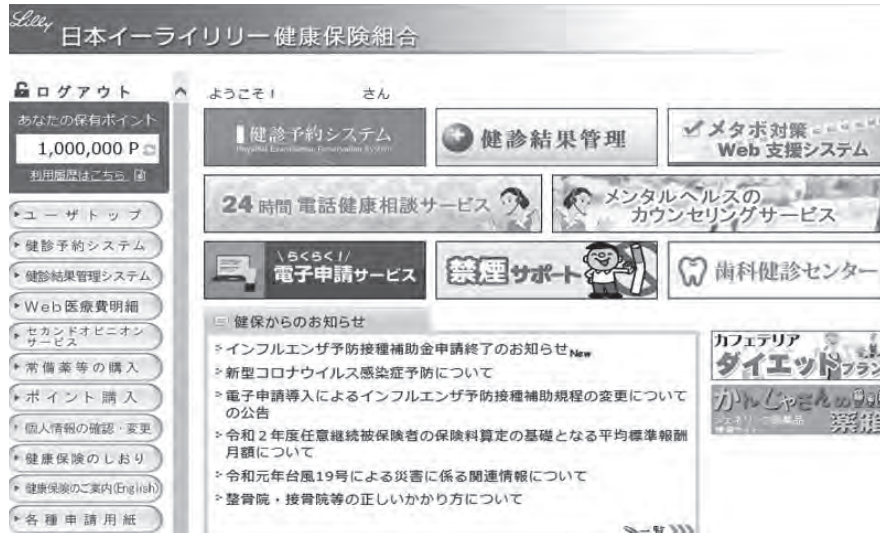
▶▶ ユーザーID/パスワードを忘れた方

健康保険組合の ID/ パスワードをご入力ください。

初めてログインされる方、ID・パスワードを忘れた方はこちらをクリックして [会社のメールアドレス](#) を入力すると ID/ パスワードが送られてきます。
(ID は会社のシステム ID と同じでアルファベットがある方は 大文字 で入力します)

ホームページのご利用について

リリー健保では、ホームページによる「健診予約システム」から健診予約をします。健診後の結果や医療機関にかかった履歴等を「健診結果管理」「Web 医療費明細」でご覧いただけます。また、保険給付や各種届書の説明、申請に必要な様式がダウンロードできます。



パスワード変更

ご利用の前に必ず初期パスワードを変更してください。

2 初期パスワードを入力

1 「パスワード変更」をクリック

3 ご自身で設定したパスワードを入力

4 「秘密の質問」を設定

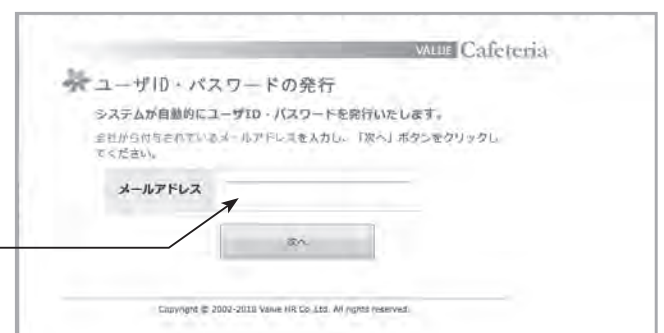
5 「更新」をクリック



パスワードを忘れた場合

パスワードを忘れた場合は、トップ画面の「ユーザーID /パスワードを忘れた方」からメールアドレスを入力することで簡単にリセットされ、新しいパスワードが取得できます。

1 メールアドレスを入力



リリー健保の主な保健事業について

健康保険では、皆様とご家族の健康づくりをサポートする事業を保健事業といいます。

毎日の生活を健康で元気に過ごすために、リリー健保の保健事業を積極的に活用して、健康づくりに取り組みましょう。

健康診断

- 一般健診、生活習慣病健診、人間ドック、巡回レディース健診（被扶養配偶者のみ）およびオプション検診の費用を補助します。

特定健診・特定保健指導

- 30歳到達者・35歳～74歳の方を対象に、メタボの予防・改善を支援します。

24時間心と体の健康相談

- 電話、Webでの相談と面談カウンセリングが受けられます。

インフルエンザ予防接種費用の補助（電子申請）

- インフルエンザ予防接種費用を補助します。

禁煙治療のサポート

- 禁煙治療に成功した被保険者に治療費を補助します。
- ICT禁煙外来を実施します（限定30名）。

ウォーキングキャンペーン

- ウォーキングキャンペーンを実施します。

ジェネリック医薬品の差額通知

- 先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を個別にお知らせします。

常備薬等の購入

- ポイントで常備薬や健康管理用品の購入ができます。

健診結果管理システム

- 健診結果について被保険者の方はホームページで確認できます。

※確認ができる時期の目安は、受診月の翌々月になります。

医療費明細

- 医療費と保険給付実績をWebでお知らせしています。

健保Web（ホームページ）の開設・運営

- 健診の申し込みから各種申請紙のダウンロード、健保からのお知らせの他、『健康保険のしおり』が閲覧できます。

機関誌『Smile Kenpo』

- 予算・決算の報告、病気の予防法、健康保険の解説、健康づくりのノウハウなど、タイムリーな保健情報をお知らせします。



『健康保険のしおり』

- 健康保険制度を詳しく解説しています。ほかにも各種申請の手続きや保健事業の利用法なども掲載。被保険者にお配りします。



無料歯科健診

- 提携している歯科医院で、健診や相談が無料で受けることができます。

予防接種の費用補助（インフルエンザ以外）

- インフルエンザ以外の国が指定している予防接種の費用を補助します。

健康保険組合のポイント利用について

ご注意ください！

健康診断未受診者の被保険者には、翌々年度の付与ポイントが 15,000 ポイントから 5,000 ポイント減額され、10,000 ポイントになります。

〈例〉2021 年度の健康診断未受診者→ 2023 年度の付与ポイントが『10,000 ポイント』

オプション検査

リリー健保では健康診断におけるオプション検査の補助金として、15,000 ポイント（15,000 円相当、途中入社の場合は月割り）を上限として補助し、被扶養配偶者のオプション検査費用と合算して利用できます。

ポイントの有効期限は 2 年間です。1 年間で使い切れなかったポイントを繰り越し、翌年度分のポイントと合算して脳ドック等の高額なオプション検査に使用することもできます。

※ 1 オプション検査は基本健診と同日、同一健診機関で受診してください。

※ 2 契約医療機関であってもオプション検査を受診できない場合やポイント利用できない場合があります。詳細については、予約申込をした健診機関または受診を希望される健診機関にご確認ください。一旦、健診当日に窓口でオプション検査費用をお支払いください。後日、健保ホームページの各種申請用紙から「健康診断補助金請求書」をダウンロードし、「領収書原本」と「検査結果表の写し」を添付し、リリー健保へ申請していただくと精算ができます（精算はポイント保有残高範囲内となり、残高を超えている分は自己負担となります）。なお、受診当日に医療機関窓口でオプション検査の申し込みをした場合は、ポイントの補助金は支給されません。受診日より 2 カ月以内に申請してください。

※ 3 健診予約システムで未掲載のオプション検査でも健診機関で実施されていれば受診可能です。健診ヘルプデスクへご連絡ください。

（ポイント利用については、まずは健診受診時のオプション検査にお役立ていただいた上で、最後に他の事業にご活用ください）

健診ヘルプデスク / バリューHR カスタマサービス

健診について

健診ヘルプデスク

TEL:0570-075-707

E-mail:kenshin-lilly@apap.jp

常備薬購入等

バリューHR カスタマサービス


TEL:0570-075-708

FAX:03-6380-1314

E-mail:vc-support@apap.jp

営業時間：平日（9：30～18：00） ※ 祝日・年末年始は除く

ポイント精算 予防接種費用補助 (インフルエンザ以外)

<p>目的</p>	<p>疾病予防と医療費抑制の取り組みの一環として、以前より要望のあった予防接種の費用補助が、ポイント利用できるようになりました。</p> 
<p>対象者</p>	<p>予防接種実施日において日本イーライリリー健康保険組合加入者 (※乳幼児は無料の定期接種があるので各自治体の案内どおりに接種してください)</p>
<p>対象の予防接種</p>	<p>インフルエンザ以外で、厚労省認可済みのもの</p>
<p>補助金額</p>	<p>申請時点のポイント保有残高分 ※お住まいの自治体から補助がある場合は公費助成優先、全額補助でない場合は差額請求可 ※予防接種日時時点で付与されていないポイントは精算対象外</p>
<p>申請方法</p>	<p>自己負担接種後、接種者別、種類毎に申請書『ポイント精算予防接種費用補助金支給申請書(インフルエンザ以外)』に領収書(コピー可)を添付。接種日より2カ月以内に申請してください。 (※領収書には以下の記載が必要です。不備の場合は医療機関で記入してもらうか、明細書も添付)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>★接種者氏名(フルネーム)、接種者別金額、接種日、医療機関名(領収印)、 但書(〇〇〇予防接種代)</p> </div>
<p>提出先</p>	<p>リリー健保宛、社内便または郵送</p>
<p>振込日</p>	<p>1日～20日までの受付は当月末払い、21日～月末は翌月末払いとなります</p>

提出先・お問い合わせ

日本イーライリリー健康保険組合

〒532-0003 大阪市淀川区宮原 4-1-6 アクロス新大阪 2階
 <TEL> 06-6150-1090 <MAIL> info@lillykenpo.com
 <URL> https://www.apap.jp/lilly



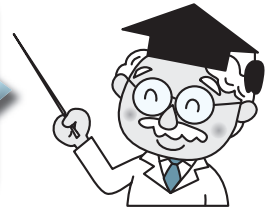
健康保険組合のポイント購入

ポイントは、クレジットカードで購入できます。ぜひご利用ください。



付与されたポイントを全部使ってしまっただけで、サービスを利用したいんです。

そんなときは、ポイントを購入するといよいよ！
クレジットカードで購入すれば、振り込みの手間も手数料もかからないからラクチンだよ。



ポイント購入方法

ポイント購入はここからスタート！



ポイントは、1ポイント=1円単位で購入できます。付与されたポイントには有効期限がありますが、購入したポイントは、購入日より1年間が有効期限となります。
※リリー健保の資格を失った場合、残ポイントの払い戻しはいたしません。
※サービス利用日が退会日を経過する場合、購入ポイントは利用できません。

ポイント購入サービスの精算方法は、クレジットカード決済となります。下記の5種類のカードのみ利用できます。



お問い合わせ

バリューHR バリューカフェテリア カスタマーサービス
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-25-5 バリューHR代々木ビル6階
TEL : 0570-075-708 E-mail : info@apap.jp
平日9:30 ~ 18:00 (祝日・年末年始は除く)

常備薬等の購入

オプション検査で使い切れなかったポイントは、常備薬や健康管理用品の購入に使用することもできます。

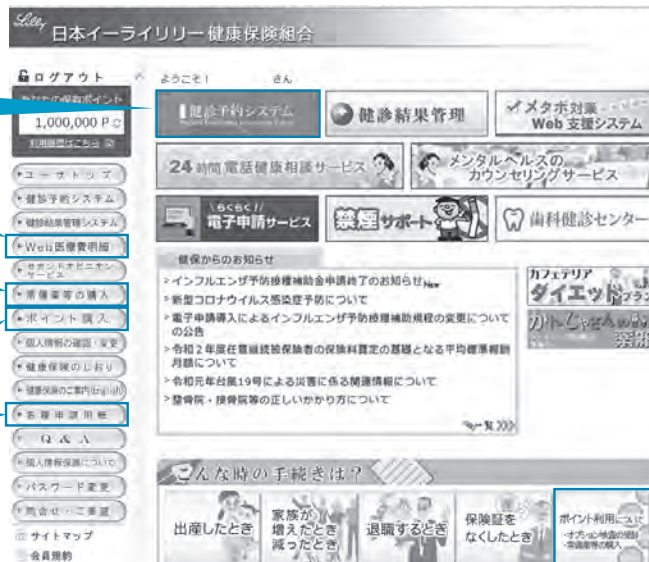
健診予約システム

医療費明細

常備薬の購入

ポイントの購入

健康診断
補助金請求書



オプション検査と常備薬等の購入の説明

健康診断

リリー健保では、下記の健康診断を実施し、皆さんの健康管理・健康維持のサポートをしています。健康診断は社員の皆さんに義務づけられているもので、年1回必ず受診しなければいけないものです。被扶養者の方も被保険者と同様に各種健診が受けられます。また、健康診断のオプション検査などに使えるポイントを15,000ポイント付与しています。ぜひ、お役立てください。

○健康診断の対象者と健診内容

対象者	年齢	健診の種類	自己負担
被保険者	34歳以下	一般健診	なし
	35歳以上 (選択制)	生活習慣病健診	なし
		人間ドック(日帰り)	
被扶養配偶者	34歳以下	一般健診	なし
	35歳以上 (選択制)	生活習慣病健診	なし
		人間ドック(日帰り)	21,000円
35歳以上 (希望者)	巡回レディース健診 ^{※1} _{※2} _{※3}	なし	
配偶者以外の被扶養者(ご両親など)	40歳以上	一般健診	なし

*対象年齢は年度末時点を基準とする。

※1 郵送される案内の用紙もしくはインターネットで申し込んでください。

※2 現金支払いしたオプション検査はポイントで精算できます。

※3 巡回レディース健診該当者の方は5月にご案内の封筒(申込用紙)をお送りします。

オプション検査

基本健診には含まれない項目を検査します。

ポイント上限
15,000ポイント
(15,000円相当)

ポイント保有分までであれば、自己負担なし。
ポイント購入も可能です。



オプション検査補助金

[オプション検査]

対象者 被保険者ならびに被扶養配偶者

※被扶養配偶者の方が受けるオプション検査と合算して利用することもできます。

補助金額 上限15,000ポイント(15,000円相当)

※途中入社の場合は月割りとなります。

※ポイントを次年度に繰り越した場合、次年度の上限は「繰り越したポイント」+「15,000ポイント」となります。

検診内容 子宮細胞診、乳がん検査(マンモグラフィ・乳房超音波)、骨密度測定、CT検査、MRI検査、腫瘍マーカー、ピロリ菌検査、頸動脈超音波、脳ドックなど

※医療機関で受診可能なオプション検査がホームページにアップされていなくても、受診可能です。事前に健診ヘルプデスクへご連絡ください。

リリー健保からのご提案

「被扶養配偶者(35歳以上)の方が生活習慣病健診を選び、あわせてオプション検査の子宮、乳がん、腹部超音波検査等をポイント利用で受診いただけますと、人間ドック同様の健診が自己負担なしで受診できてお得です。

注 意

- 対象者年齢は、該当年度末日(3月31日)を基準としています。
- 受診当日に契約医療機関窓口でオプション検査申込をした場合はポイントの補助金は支給されませんのでご注意ください。
- 35歳以上の被保険者および被扶養配偶者は、生活習慣病健診・人間ドックのいずれかの選択制といたします。ただし、40歳以上の被扶養者は一般健診のみとなります(40歳以上の被扶養者とは例えば65歳の親などです)。
- 2021年4月以降入社(組合加入)の方は受診必須対象となりません。希望者は健康診断を受診できます。
- オプション検査は7ページもご覧ください。
- 巡回レディース健診でもオプション検査を受けられますが、検査を受けた後に申請していただき、ポイントにて精算となります。詳しくは11ページをご参照ください。

健診についてのお問い合わせ先(キャンセル、予約内容の変更も必ずご連絡ください)

健診ヘルプデスク

TEL: 0570-075-707(平日9:30~18:00) E-mail: kenshin-lilly@apap.jp

巡回レディース健康診断の内容（35歳以上の被扶養配偶者）

子宮がん検査と乳がん検査が無料で受けられます

近所にリリー健保の契約医療機関がない方、健診機関で予約がとりにくい場合など、ぜひお住まいの近くにあるホテルや公的会館で実施される巡回レディース健診をご利用ください。

なお、(契約) 医療機関の健診と巡回レディース健診は重複して受診することはできません。

該当者（35歳以上でリリー健保に加入されている配偶者）の方へ5月中にご案内の封筒をお送りしています。積極的に受診してください。

健診の項目・費用

○基本検査

検査項目	この検査でわかること	自己負担金
身体計測（身長・体重・腹囲）	肥満度の算出	なし
血圧測定	高血圧、低血圧による循環器系疾患のチェック	
尿検査	糖尿病、腎臓疾患等のチェック	
心電図検査	心疾患、循環器疾患の発見	
血液検査（22項目）	貧血、糖尿病、腎、肝機能、循環器系疾患等の発見	
胸部X線検査（直接撮影）	胸部疾患のチェック	
内科一般診察	自覚症状の有無の確認	

○オプション検査（ご希望により受けていただく検査です）

★マークの検査は実施していない会場がありますので、受診会場リストでご確認の上、申込用紙の希望項目に○印を記入してください。

(税込)

検査項目	この検査でわかること	自己負担金
胃部X線検査（間接撮影）	胃・十二指腸疾患の発見	4,400円
★乳房X線検査（マンモグラフィ2方向）	乳がん、その他乳房疾患の発見	なし
乳房超音波検査（エコー）	乳がん、その他乳房疾患の発見	
子宮頸部細胞診（医師採取）	子宮がん等の検査	
大腸がん検査（便潜血2回法）	大腸疾患のチェック	1,760円
腹部超音波検査（5臓器）	肝臓、胆嚢、腎臓、脾臓、膵臓の疾患の検査	5,500円
★骨密度検査（超音波）	骨粗鬆症の検査	2,200円

●基本検査項目は、自己負担がありません。

●「乳房X線検査」および「子宮頸部細胞診」以外のオプション検査項目は、自己負担になります。健康診断当日に受付にてお支払いください。

なお、オプション検査で負担された費用はリリー健保のポイントで精算できます。

保有ポイント数を健保ホームページでご確認の上、ご案内に同封の「健康診断補助金請求書」に記入し、①オプション検査の領収書（原本）と②オプション検査の結果表（コピー）を添付して、健診後2カ月以内にリリー健保宛（住所は請求書参照）に請求してください。

オプション検査の精算についてご不明な点はリリー健保（06-6150-1090）にお問い合わせください。

→ Webと郵送のどちらか一方でお申し込みください（重複不可）。

※Web申し込みの締切、注意点など詳細についてはWeb健診予約システムにてご確認ください。

申し込み締切日（郵送の場合）

2021年12月20日（月）までにご返信をお願いします。

お申し込みは、受診希望日の前々月20日までに同封のお申し込み用紙にご記入いただき、返信用封筒にてご返送をお願いいたします。

申し込み例：12月5日希望 → 10月20日までにお申し込み

申込期限を過ぎてからのお申し込みにつきましては、ご希望の会場で受診いただけない場合もございます。

なお、巡回健診のため、万一定員に満たない場合は中止にする場合がございますので、予めご了承ください。

※会場や日程の変更、会場の非開催等が生じた場合は別途ご連絡いたします。

お問い合わせ先

● 一般社団法人 全国健康増進協議会 TEL: 03-5803-3377（平日9時～16時、ただし12時～13時除く）

メール: zenkenkyo-yoyaku@zenkenkyo.net

HP: https://www.zenkenkyo.net（「全健協」で検索）

● 各種検査項目一覧

検査項目【特定健診を含む】		一般健康診断		生活習慣病 予防健診	ドック日帰り・一泊	巡回レディース (35歳以上)
		※1 A	※1 B			
診 察	医師による問診・診察	●	●	●	●	●
身 体 計 測	身長・体重	●	●	●	●	●
	肥満度	●	●	●	△	
	BMI	●	●	●	●	●
	腹囲	●	●	●	●	●
聴 力 検 査	オーディオ (1000Hz、4000Hz)	●	●	●	●	●
	視力	●	●	●	●	●
眼 科 検 査	眼底 (眼底写真・両眼)			●	●	
	眼圧測定				●	
	胸部X線	●	●	●	1方向● 2方向:△	●
呼 吸 器	呼吸機能検査 (1秒率、%肺活量)				●	
循 環 器	血圧	●	●	●	●	●
	安静時心電図	●	●	●	●	●
上 部 消 化 器	胃部 (X線)			●	●どちらか	※2
	胃部 (内視鏡)					
下 部 消 化 器	便潜血反応検査 (2日法)		※2	※2	●	※2
血 液 検 査	血液型 (ABO型、Rh型)				△	
	赤血球数	●	●	●	●	●
	白血球数	●	●	●	●	●
	白血球像				△	
	血小板数			●	●	●
	血色素量	●	●	●	●	●
	ヘマトクリット値 (Ht)	●	●	●	●	●
	MCV、MCH、MCHC				●	
	総ビリルビン				●	●
	直接ビリルビン				△	
	AST (GOT)	●	●	●	●	●
	ALT (GPT)	●	●	●	●	●
	γ-GTP	●	●	●	●	●
	ALP			●	●	●
	LDH			●	△	
	CPK (CK)				△	
	HBs抗原				●	
	HCV抗体				△	
	血清アミラーゼ				△	
	血清総蛋白				●	●
	アルブミン				●	●
	蛋白分画				△	
	総コレステロール (T-cho)	●	●	●	△	●
	HDLコレステロール	●	●	●	●	●
	LDLコレステロール	●	●	●	●	●
	中性脂肪	●	●	●	●	●
	尿酸	●	●	●	●	●
	尿素窒素			●	△	●
	クレアチニン	●	●	●	●	●
	HbA1c			●	●	●
	空腹時血糖	●	●	●	●	●
	インスリン (IRI)				△	
	RA (リウマチ反応)				△	
	梅毒検査 (TPHA法、ガラス板法)				△	
CRP				●		
尿 検 査	蛋白	●	●	●	●	●
	糖	●	●	●	●	●
	潜血			●	●	●
	沈渣				△	
乳 房 診	乳房触診		※2	※2	※2	
	マンモグラフィー		※2	※2	※2	※2
	乳房超音波検査		※2	※2	※2	●
子宮頸部細胞診	直接擦過法 (医師採取 (看護師採取可))		※2	※2	※2	●
超 音 波	腹部超音波 [肝臓・胆嚢・腎臓・(膵臓)]		※2	※2	●	※2

☆人間ドックについては原則●、△は任意項目としますが、一部実施できない、追加となる項目があります。

※1 一般健康診断 A：40歳以上 (被扶養者) はオプション検査を受けることができませんが、B：34歳以下 (被保険者・被扶養配偶者) はオプション検査を受けることができます。

※2 ポイント利用オプション

※3 巡回レディース健診対象者には別途申込書をお送りしています (郵送されたパンフレットにWeb申込の案内があります)。

健康診断の概要

● 健診予約・受診期間・回数制限

- ・ 予約推奨期間 当該年度の4月1日～12月末日
- ・ 健診受診期間 当該年度の4月1日～3月31日

※ 年度末の1～3月は混み合って予約が取れにくいいため、できるだけ早く受診しましょう。

※ 各年度（4月1日～翌年3月31日）内に1回を限度とします。一般健診・生活習慣病健診・人間ドック・巡回レディース健診（被扶養配偶者のみ）のいずれか1回で、2回目以降・二次検査（再精密検査）は全額自己負担になります。

● 健診予約・申込方法

1. 健保ホームページの「健診予約システム」へアクセスします。
2. 「予約をする」をクリックします。受診者を選択して、エリア・健診機関名から健診機関を検索します。
3. 希望する健診機関が「ネット予約可」の場合は、そのままインターネット上で予約が完結します。「ネット予約可」でない場合は、健診機関に直接電話して予約をします。予約が取れたら、「健診予約システム」の「申請する」から予約内容を登録してください。

● 健診受診方法

健診受診予約データが登録された後、手続き完了のお知らせとなる「受診承認書」が指定された方法で送られてきますので予約した内容を確認してください（当日の「受診承認書」の持参は不要です）。

※ 健診当日は、保険証、医療機関より送られてきた検体容器、問診票等を必ず持参してください。

● 健診結果の通知

健康診断の結果については医療機関から直接送られます。また、健保ホームページの「健診結果管理システム」から確認することができます。

● 健診予約日を変更したいとき（※ 契約医療機関のみ）

ご本人が直接医療機関へ変更の連絡をし、変更結果を健診ヘルプデスクまでご連絡ください。

健診ヘルプデスク TEL：0570-075-707

リリー社員の方へ

育児等で健診を受診しづらい方、会社の福利厚生制度をご利用ください

正社員本人および配偶者の健診時に未就学児童の一般的なサポート代として、ベビーシッター、託児所等の使用料金をリロクラブのカフェテリアポイントで申請できます。

詳しくは社内イントラ、LillyNowの『ライフイベント・福利厚生』⇒『フィナンシャルサポート』⇒『カフェテリアプラン』のページをご参照ください

健診の流れ

■ 受診の予約・申し込み

① 健保のホームページから「健診予約システム」にアクセス



② 「予約する」をクリック



③ 「受診者」を選択



④ エリア、健診機関名で健診機関を検索



⑤ 希望の健診機関を選択



希望の健診機関に「ネット予約可」の表示がある場合
(1) そのまま手順に従って予約・申し込み

希望の健診機関に「ネット予約可」の表示がない場合
(1) 健診機関に直接電話して予約・申し込み
(2) 予約が取れたら、「健診予約システム」の「申請する」から予約内容を登録



17~23 ページにある「契約健診機関一覧」から希望の健診機関を選んで予約した場合も、「健診予約システム」の「申請する」から予約内容を登録してください。

■予約完了

受診予約データが登録された後、
バリューホームページから「受診承認書」が届く。
※「受診承認書」の予約内容を確認してください
「受診承認書」を開くパスワードは、
「ユーザーID」です

■受診

受診当日は、次のものを持参する。
• 保険証
• 医療機関から送付された検体容器、問診票等

契約外医療機関で受診する場合
詳しくは 16 ページ参照

健保ホームページより
申請書をダウンロード
必要書類を添付して申請する

「健診予約システム」の詳細については、
「当サイトについて」から「ご利用案内」をご覧ください。

予約変更について

予約者本人が直接医療機関へ電話し、予約の変更を行い、その後下記へ電話、またはメールでご報告ください。キャンセル・変更処理を行います。

健診についてのお問い合わせは、「健診ヘルプデスク」(バリューHRカスタマーサービス)へ

TEL : 0570-075-707 E-mail : kensin-lilly@apap.jp

営業時間 : 平日9 : 30 ~ 18 : 00

※バリューHRとは健康診断委託先会社です

契約医療機関以外で受診するとき オプション検査を自己負担されたとき

契約医療機関が遠隔地のためなどの理由で、やむを得ず契約外の医療機関で健診を受ける場合、健診費用は本人が一旦全額立て替え払いの後、申請によりリリー健保から補助金が支払われます。

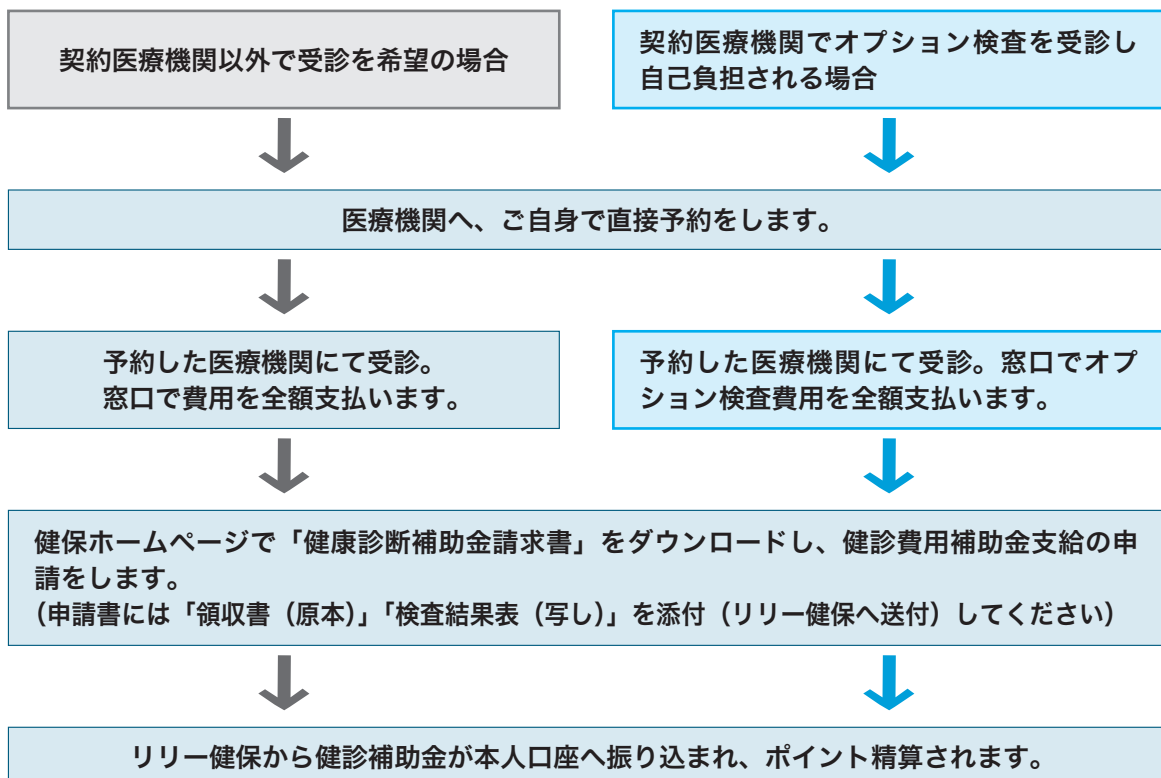
※お近くに契約医療機関がある場合は、契約外の医療機関より割安で検査内容も充実していますので、極力契約医療機関で受診をお願いします。

また、契約医療機関のオプション検査でポイント使用ができず実費精算となり、窓口で自己負担された場合、オプション検査費用は本人が払った全額立て替え払いの後、申請によりリリー健保から補助金が支払われます（オプション分をポイント精算します）。

※「健診予約システム」上にご希望のオプション検査がない場合は「健診ヘルプデスク（TEL:0570-075-707）」にご連絡いただくと、システムに登録することができます（ポイント利用できる契約医療機関に限る）。

注) 受診当日に契約医療機関窓口でオプション検査の申し込みをした場合は、ポイントの補助金は支給されませんのでご注意ください。

○予約から精算まで



- ※ 基本健診の自己負担額への補助の上限は **40,000** 円です。
- ※ 自己負担額は健診の種類や対象者によって異なります。
- ※ オプション検査の自己負担額相当のポイント数を本人の残ポイントから差し引きます。
- ※ 差し引いたポイント数に相当する金額は、健診補助金に加算して支払われます。
- ※ ポイントが足りない場合の差額は自己負担となります。
- ※ オプション検査も含めて1カ所の医療機関で受診してください。
- ※ 受診日より2カ月以内に申請してください。

●契約健診機関一覧

※健診の種類 (▲：日帰り人間ドック ◇：一般健康診断 ■：生活習慣病健診) ※精算方法 (併：ポイント・現金併用可 P：健保ポイント利用のみ ¥：窓口現金精算)

地域	医療機関名	ネット予約	健診の種類※	住所	電話番号	精算方法※	託児施設
北海道	函館中央病院 健康管理センター		▲ ◇ ■	函館市本町 33-2	0138-52-1231	¥	
	一般財団法人 室蘭・登別総合健診センター		▲ ◇	室蘭市東町 4-20-6	0143-45-5759	¥	
	株式会社札幌フィットネスセンター 札幌フジクリニック	○	▲ ◇ ■	札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 1 番地 アスティ 45 ビル 5F	011-261-6845	併	
	医療法人社団光星 メディカルプラザ札幌健診クリニック		▲ ◇ ■	札幌市中央区北 5 条西 2 丁目 JR タワーオフィスプラザ さっぽろ 8F	011-209-5450	併	
	医療法人 新産健会 ことに・メディカルサポートクリニック		▲ ◇ ■	札幌市西区八軒 1 条西 1 丁目 ザ・タワープレイス 1F	011-631-3101	併	
	医療法人 溪仁会 溪仁会山クリニック		▲ ◇ ■	札幌市中央区大通西 26-3-16	011-611-7766	併	
	医療法人社団 慶友会 吉田病院		▲ ◇ ■	旭川市 4 条西 4-1-2	(健診) 0166-25-9574 (ドック) 0166-23-0685	¥	
	公益財団法人 北海道医療団 帯広第一病院		▲ ◇ ■	帯広市西 4 条南 15 丁目 17-3	0155-25-3121	¥	
青森県	あおもり協立病院		▲ ◇ ■	青森市東大野 2-1-10	017-729-3261	併	
	津軽保健生活協同組合 健生病院		▲ ◇ ■	弘前市大字扇町 2-2-2	0172-55-7717	¥	
	公益財団法人 シルバーリハビリテーション協会 八戸西健診プラザ		▲ ◇ ■	八戸市長苗代字中坪 74-1	0178-21-1717	¥	
岩手県	医療法人 遠山病院		▲ ◇ ■	盛岡市下ノ橋町 6-14	019-604-7757	併	
	公益財団法人 岩手県予防医学協会		▲ ◇ ■	盛岡市北飯町 4-8-50	0570-007-185	併	
	公益財団法人 岩手県予防医学協会 県南センター		▲ ◇ ■	胆沢郡金ヶ崎町西根前野 209-1	0197-44-5713	¥	
宮城県	医療法人財団 明理会 イムス仙台クリニック	○	▲ ◇ ■	仙台市青葉区一番町 2-4-1 読売仙台一番町ビル	022-262-9331	併	
	医療法人社団 進興会 せんだい総合健診クリニック		▲ ◇ ■	仙台市青葉区一番町 1-9-1 仙台トラストタワー 4F	022-221-0066	併	
	仙台厚生病院		▲	仙台市青葉区広瀬町 4-15	022-222-6202	¥	
秋田県	社会医療法人 明和会 中通健康クリニック		▲ ◇ ■	秋田市南通みその町 4-17	018-831-6119	併	
	公益財団法人 秋田県総合保健事業団 秋田県総合保健センター		▲	秋田市千秋久保田町 6-6	018-831-2013	¥	
	秋田赤十字病院		▲	秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1	018-829-5220	¥	
	医療法人 敬仁会 福嶋内科医院		◇	横手市平城町 3-34	0182-33-9311	¥	
山形県	医療法人 篠田好生会 篠田総合病院		▲ ◇ ■	山形市桜町 2-68	023-623-1711	¥	●注 1
	一般財団法人日本健康管理協会 山形健康管理センター		▲ ◇ ■	山形市松町 4-8-30	023-664-0351	¥	
	一般社団法人山形市医師会 山形市医師会健診センター		▲ ◇ ■	山形市南館 5-3-10	023-645-7222	¥	
	公立学校共済組合 東北中央病院		▲ ◇ ■	山形市和合町 3 丁目 2 番 5 号	023-623-5186	併	
福島県	一般財団法人 大原記念財団 大原総合病院		▲ ◇ ■	福島市上町 6-1	024-523-1120	併	
	公益財団法人 湯浅報恩会 寿泉堂クリニック		▲ ◇ ■	郡山市駅前 1-5-7	024-939-4616	¥	
	一般財団法人 竹田健康財団 竹田総合病院健診センター		▲ ◇ ■	会津若松市山鹿町 3-27	0120-274-233	¥	
茨城県	公益財団法人 筑波メディカルセンター つくば総合健診センター		▲ ◇ ■	つくば市天久保 1-2	029-856-3500	¥	
	医療法人社団雄好会 つくばシティア内科クリニック		▲ ◇ ■	つくば市吾妻 2-8-8 つくばシティアビル	029-865-5500	併	
	医療法人社団 北水会 北水会記念病院		▲ ◇ ■	水戸市東原 3-2-1	029-303-3005	併	
	一般財団法人 茨城県メディカルセンター		▲ ◇ ■	水戸市笠原町 489	029-243-1111	¥	
	医療法人財団 古宿会 水戸中央病院健診センター 百合が丘		▲ ◇ ■	水戸市六反田町 1136-1	029-309-8521	¥	
栃木県	医療法人 関渡記念会 関渡記念会クリニック		▲ ◇ ■	宇都宮市本町 5-12 宇都宮東武ホテルグランデ 5 階	028-643-0990	併	
	社会医療法人中山会 宇都宮記念病院 総合健診センター		▲ ◇ ■	宇都宮市大通り 1-3-16	028-625-7831	併	
	医療法人 DIC 宇都宮セントラルクリニック	○	▲ ◇ ■	宇都宮市屋坂町 561-3	028-657-7302	¥	
	医療法人社団晴澄会 鷺谷病院		▲	宇都宮市下荒針町 3618	028-648-0484	¥	●注 2
	医療法人 北斗会 宇都宮東病院		▲ ◇ ■	宇都宮市平出町 368-8	0120-626-535 028-683-5771	併	
群馬県	医療法人社団 日高会 日高病院		▲ ◇ ■	高崎市巾尾町 886	027-362-1944	併	
	医療法人社団 美心会 黒沢病院附属 ヘルスパーククリニック		◇ ■	高崎市矢中町 188	027-353-2277	併	
	特定医療法人 慶友会 慶友健診センター		▲ ◇ ■	館林市松原 1-10-30	0276-75-7000	併	
埼玉県	川久保病院 健診センター		▲ ◇ ■	さいたま市浦和区東高砂町 29-18	048-883-2253	¥	
	埼玉メディカルセンター		▲	さいたま市浦和区北浦和 4-9-3	048-832-4951	併	
	医療法人 大宮シキクリニック	○	▲	さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 30F	0120-30-1983	併	
	埼玉県済生会川口総合病院 健診センター		▲ ◇ ■	川口市西川口 5-11-5	0570-08-2211	併	

※オプション検査がPポイント利用できない医療機関での自己負担金の精算方法は 16 ページをご確認ください。
注 1：事前予約が必要です 注 2：有料です

※健診の種類 (▲:日帰り人間ドック ◇:一般健康診断 ■:生活習慣病健診) ※精算方法 (併:ポイント・現金併用可 P:健保ポイント利用のみ ¥:窓口現金精算)

地域	医療機関名	ネット予約	健診の種類※	住所	電話番号	精算方法※	託児施設
千葉県	千葉ロイヤルクリニック	○	▲ ◇ ■	千葉市中央区新町 1000 センシティタワー 8F	043-204-5511	併	
	医療法人社団 扇心会 幕張マリブクリニック		▲ ◇ ■	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト 2F	043-297-0188	併	
	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院附属幕張クリニック		▲ ◇ ■	千葉市美浜区 1-3 CD2	(ドック) 043-296-2321 (健診) 043-296-8211	併	
	医療法人社団育成会 北総米病院		▲ ◇ ■	印旛郡栄町安食 2421	0476-95-7788	併	●
	医療法人沖繩徳洲会 鎌ヶ谷総合病院		▲	鎌ヶ谷市初富 929-6	047-498-8125	併	
	独立行政法人 地域医療機能推進機構 船橋中央病院 健康管理センター		▲	船橋市海神 6-13-10	047-433-5885	¥	
	医療法人社団良知会 共立習志野台病院		▲ ◇ ■	船橋市習志野台 4-13-16	047-466-3268	¥	
	医療法人社団天宣会 柏健診クリニック		▲ ◇ ■	柏市柏 4-5-22	04-7167-4119	併	
東京都	バリュー HR ビルクリニック	○	▲ ◇ ■	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-25-5 バリュー HR 代々木ビル	0570-075-710	併	
	医療法人財団 健真会 東京クリニック	○	▲ ◇ ■	東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル	03-3516-7187	併	
	医療法人 城見会 アムス丸の内パレスビルクリニック	○	▲	東京都千代田区丸の内 1-1-1 パレスビル 4F	03-3211-1171	併	
	医療法人社団 丸の内クリニック	○	▲ ◇ ■	東京都千代田区丸の内 1-6-2 新丸の内センタービル 4F (丸の内オアゾ内)	03-5223-8822	併	
	医療法人社団ウイリング 鉄鋼ビル丸の内クリニック	○	▲ ◇ ■	東京都千代田区丸の内 1-8-2-B1F	03-6212-3888	併	
	一般財団法人 健康医学協会附属 霞が関ビル診療所	○	▲ ◇ ■	東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル	03-3239-0017	併	
	医療法人社団プラタナス イーク丸の内	○	▲ ◇ ■	東京都千代田区丸の内 2-7-3 東京ビル TOKIA 3F	0120-190-828	P	
	一般財団法人 健康医学協会 東都クリニック	○	▲ ◇ ■	東京都千代田区紀尾井町 4-1 ホテルニューオータニガーデンタワー 2F	03-3239-0302	併	
	医療法人財団明理会 イムス八重洲クリニック	○	▲ ◇ ■	東京都中央区京橋 2-7-19 京橋イーストビル 5 階	03-3567-2080	併	
	亀田京橋クリニック	○	▲	東京都中央区京橋 3-1-1 東京スクエアガーデン 4F	03-3527-9202	併	
	医療法人社団 神和会 銀座富士クリニック	○	▲ ◇ ■	東京都中央区銀座 4-11-2 丸正ビル 2F	03-3542-8371	併	
	日本橋室町三井タワー ミッドタウンクリニック	○	▲ ◇ ■	東京都中央区日本橋室町 4丁目 1-22	03-3231-2068	併	
	医療法人社団進興会 セラヴィ新橋クリニック	○	▲ ◇ ■	東京都港区西新橋 2-39-3 SVAX 西新橋ビル 6F	03-5408-8181	併	
	医療法人社団 天宣会 汐留健診クリニック		▲ ◇ ■	東京都港区浜松町 1-17-10	0120-40-1086	併	
	医療法人財団 順和会 山王メディカルセンター		▲	東京都港区赤坂 8-5-35	03-3402-2185	¥	
	永沢クリニック		▲ ◇ ■	東京都港区赤坂 3-5-2 サンヨー赤坂ビル 2F	03-3583-6710	¥	
	東京ミッドタウンクリニック	○	▲ ◇ ■	東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 6F	03-5413-0081	併	
	医療法人財団 順和会 赤坂山王メディカルセンター		▲	東京都港区赤坂 4-1-26	03-5114-6611	¥	
	一般社団法人 オリエンタル労働衛生協会東京支部 オリエンタル上野健診センター		▲ ◇ ■	東京都台東区上野 1-20-11	03-5816-0720	併	
	医療法人社団 康裕会 浅草クリニック		▲ ◇ ■	東京都台東区浅草 4-11-6	03-3876-3600	¥	
	医療法人社団 同友会 春日クリニック	○	▲ ◇ ■	東京都文京区小石川 1-12-16	03-3816-5840	併	
	富坂診療所	○	▲ ◇ ■	東京都文京区本郷 1-33-9	03-3814-2661	併	
	社会福祉法人賛育会 賛育会病院 健康管理クリニック		▲ ◇ ■	東京都墨田区太平 3-20-2	03-3622-9190	併	
	一般財団法人 日本予防医学協会付属診療所 ウェルビーイング毛利		▲ ◇ ■	東京都江東区毛利 1-19-10 江間忠錦糸町ビル 5F	03-3635-5711	¥	
	医療法人社団東京巨樹の会 東京品川病院 総合健診センター		▲ ◇ ■	東京都品川区東大井 6-3-22	03-3761-4260	併	
	医療法人社団進興会 進興クリニック		▲ ◇ ■	東京都品川区大崎 2-1-1 ThinkPark Tower3F	03-5408-8181	併	
	社会医療法人財団 仁医会 牧田総合病院 人間ドック健診センター		▲ ◇ ■	東京都大田区西蒲田 8-20-1B 棟 2 階	03-6428-7489	併	
	医療法人社団プラタナス イーク表参道	○	▲ ◇ ■	東京都渋谷区神宮前 4-26-18 原宿ピアザビル 4F	0120-190-828	P	
	PL 東京健康管理センター	○	▲ ◇ ■	東京都渋谷区神山町 17-8	03-3469-1163	併	
	医療法人社団 鳳凰会 フェニックスメディカルクリニック	○	▲ ◇ ■	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-41-6	0120-063-063	併	
	IMS グループ 新宿ロイヤル診療所	○	▲ ◇ ■	東京都渋谷区代々木 2-9 久保ビル 2F	03-3375-3371	併	
	医療法人社団 アルコ会 アルコクリニック		▲ ◇ ■	東京都目黒区下目黒 1-8-1 アルコタワー 12F	03-5434-8181	併	
公立学校共済組合 関東中央病院		▲	東京都世田谷区上用賀 6-25-1	03-3429-1171	¥		
医療法人社団生光会新宿追分クリニック・レディース	○	▲ ◇ ■	東京都新宿区新宿 3-1-13 京王新宿追分ビル 6F	0120-28-3113	併		
医療法人社団生光会新宿追分クリニック	○	▲ ◇ ■	東京都新宿区新宿 3-1-13 京王新宿追分ビル 7F	0120-28-3113	併		
医療法人社団 菱秀会 金内メディカルクリニック	○	▲ ◇ ■	東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿 フライムスクエア 2F	03-3365-5521	併		
総合健診センターヘルチェック 新宿西口センター		▲ ◇ ■	東京都新宿区西新宿 3-2-4 新和ビルディング 7F	0570-012-489	併		
医療法人社団成山会 楠樹記念クリニック	○	▲ ◇ ■	東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 3F	03-3344-6666	併		

※オプション検査がPポイント利用できない医療機関での自己負担金の精算方法は16ページをご確認ください。

※健診の種類 (▲：日帰り人間ドック ◇：一般健康診断 ■：生活習慣病健診) ※精算方法 (併：ポイント・現金併用可 P：健保ポイント利用のみ ¥：窓口現金精算)

地域	医療機関名	ネット予約	健診の種類※	住所	電話番号	精算方法※	託児施設
東京都	医療法人財団緑友会 新宿野村ビルメディカルクリニック		▲	東京都新宿区西新宿 1-26-2 新宿野村ビル 5 階	03-6273-8277	併	
	総合健診センターヘルチェック レディース新宿		▲ ◇ ■	東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第二生命ビル 26F	0570-012-489	併	
	河北健診クリニック	○	▲ ◇ ■	東京都杉並区高円寺南 4-27-12	03-5377-2511	併	
	独立行政法人 地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンター		▲ ◇ ■	東京都新宿区百人町 3-22-1	03-3364-0251	併	
	総合健診センターヘルチェック 池袋センター		▲ ◇ ■	東京都豊島区東池袋 1-28-8 カタセビル	0570-012-489	併	
	医療法人社団 明芳会 池袋ロイヤルクリニック	○	▲ ◇ ■	東京都豊島区東池袋 1-21-11 オーク池袋ビル 8F・9F・10F	03-3989-1112	併	
	オリエンタルクリニック		▲ ◇ ■	東京都豊島区西池袋 1-29-5 山の手ビル 3F	03-3988-1292	併	
	医療法人社団 恒新会 武蔵境クリニック		▲ ◇ ■	東京都武蔵野市境南町 2-27-7	0422-32-5613	¥	
	医療法人財団 慈生会 野村病院予防医学センター		▲ ◇ ■	東京都三鷹市下連雀 8-3-6	0422-47-8811	併	
	医療法人社団 共済会 共済会櫻井病院		▲ ◇ ■	東京都府中市是政 2-3-6	042-362-5141	¥	
神奈川県	社会医療法人財団 石心会 川崎健診クリニック		◇	川崎市川崎区駅前本町 10-5 クリエ川崎 8 階	044-511-6116	併	
	社会医療法人財団 石心会 アルファメディック・クリニック		▲ ■	川崎市幸区堀川町 580-16 川崎テックセンター 8F	044-511-6116	併	
	総合健診センターヘルチェック 横浜西口センター		▲ ◇ ■	横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 ST ビル 3F	0570-012-489	併	
	総合健診センターヘルチェック ファーストブレイス横浜		▲ ◇ ■	横浜市西区高島 2-7-1 ファーストブレイス横浜 6F	0570-012-489	併	
	医療法人社団 相和会 みなとみらいメディカルスクエア	○	▲	横浜市西区みなとみらい 3-6-3 MM パークビル 2F	045-228-2000	併	
	医療法人 城見会 アムスランドマーククリニック	○	▲ ■	横浜市西区みなとみらい 2-2-1-1 ランドマークタワー 7F	045-222-5588	併	
	医療法人財団 俊陽会 古川病院		▲ ◇ ■	横浜市神奈川区子安通 2 丁目 286 番地	045-441-3598	¥	
	医療法人社団 相和会 横浜総合健診センター	○	▲	横浜市神奈川区金港町 3-1 コンカード横浜 20 階	045-461-1230	併	
	総合健診センターヘルチェック 横浜東口センター		▲ ◇ ■	横浜市神奈川区金港町 6-20 善仁会金港町ビル	0570-012-489	併	
	総合健診センターヘルチェック レディース横浜		▲ ◇ ■	横浜市西区北幸 1-4-1 横浜天理ビル 23F	0570-012-489	併	
新潟県	医療法人社団 明芳会 江田記念病院		▲ ◇ ■	横浜市青葉区あざみ野南 1-1	045-912-1611	¥	
	医療法人社団 相和会 相模原総合健診センター	○	▲	相模原市淵野辺 3-2-8	042-753-3301	併	
	医療法人 横浜平成会 平成横浜病院 総合健診センター		▲ ◇	横浜市戸塚区戸塚町 550	045-860-1888	¥	●注 3
	国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院		▲	横浜市栄区桂町 132 番地	045-891-2171	¥	
	尾崎クリニック		▲ ◇	藤沢市鶴沼東 1-1 玉半ビル 2F	0466-25-2210	¥	
	ヘルス・サイエンス・センター		▲ ◇ ■	相模原市南区相模大野 3-3-2-401 ボーノ相模大野 南棟 4F	042-740-6220	¥	
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 新潟県済生会 済生会新潟病院		▲	新潟市西区寺地 280-7	025-233-6669	¥	
	一般社団法人新潟県労働衛生医学協会 新潟健康増進センター		▲	新潟市中央区川岸町 1-47-7	025-370-1970	併	
	一般社団法人新潟県労働衛生医学協会 集団検診センター		◇ ■	新潟市中央区川岸町 1-39-5	025-370-1961	併	
	公益財団法人 新潟県保健衛生センター		▲ ◇ ■	新潟市中央区川岸町 2-11-11	025-267-6328	併	
富山県	医療法人 若葉会 高重記念クリニック 予防医療センター		▲ ◇ ■	富山市元町 2-3-20	076-420-6682	併	
	公益財団法人 友愛健康医学センター		▲ ◇ ■	富山市婦中町中名 1554-17	076-466-5544	併	
石川県	一般財団法人 石川県予防医学協会		▲ ◇ ■	金沢市神野町東 115 番地	076-249-7222	¥	
	金沢聖霊総合病院 健診センター		▲ ◇ ■	金沢市長町 1-5-30	076-231-7900	併	
	公益社団法人 石川勤労者医療協会 城北病院		▲ ◇ ■	金沢市京町 20-3	076-253-9102	併	
福井県	福井県医療生活協同組合 光陽生協クリニック		▲ ◇ ■	福井市光陽 3-9-23	0776-24-3310	併	
	公益財団法人 福井県労働衛生センター		▲ ◇ ■	福井市日光 1 丁目 3 番 10 号	0776-25-2206	併	
	公益財団法人 福井県予防医学協会		▲ ◇ ■	福井市和田 2 丁目 1006 番地	0776-23-2777	¥	
山梨県	福井県済生会病院		▲	福井市和田中町舟橋 7-1	0776-28-8513	¥	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院		▲ ◇ ■	甲府市朝日 3-11-16	055-251-5855	¥	
	医療法人 石和温泉病院 クアハウス石和		▲ ◇ ■	笛吹市石和町八田 330-5	055-263-7071	併	
長野県	栗田病院		▲ ◇ ■	長野市栗田 695	026-226-0007	¥	
	医療法人藤森医療財団 藤森病院		◇ ■	松本市中央 2-9-8	0263-33-3672	併	
	社会医療法人財団 慈泉会 相澤健康センター		▲ ◇ ■	松本市本庄 2-5-1	0263-34-6360	併	
	社会医療法人 城西医療財団 城西病院 健康センター		▲ ◇ ■	松本市城西 1-5-16	0263-32-4624	¥	
	医療法人社団 敬仁会 桔梗ヶ原病院		▲ ◇ ■	塩尻市大字宗賀 1295	0263-54-0055	¥	

※オプション検査がPポイント利用できない医療機関での自己負担金の精算方法は 16 ページをご確認ください。
注 3：社会情勢に伴い、託児を行わない場合があります

※健診の種類 (▲:日帰り人間ドック ◇:一般健康診断 ■:生活習慣病健診) ※精算方法 (併:ポイント・現金併用可 P:健保ポイント利用のみ ¥:窓口現金精算)

地域	医療機関名	ネット予約	健診の種類※	住所	電話番号	精算方法※	託児施設	
岐阜県	医療法人坦水会 操健康クリニック		▲ ◇ ■	岐阜市数田南 1-4-20	058-276-3131	併	●	
	あい健康クリニックやすえ		▲ ◇ ■	岐阜市鏡島南 1-6-5	058-255-2677	¥		
	医療法人 徳洲会 大垣徳洲会病院		▲	大垣市林町 6-85-1	0584-84-2015	¥		
静岡県	医療法人社団 清風会 芹沢病院		▲ ◇ ■	三島市幸原町 2-3-1	055-988-2750	¥		
	独立行政法人 地域医療機能推進機構 三島総合病院		▲	三島市谷田字藤久保 2276	055-975-8841	¥		
	医療法人社団 正秀会 永田町クリニック健康管理センター		▲ ◇	富士市永田町 2-60	0545-53-0033	¥		
	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷静岡健診クリニック	○	◇ ■	静岡市葵区黒金町 55 静岡交通ビル内	0120-283-170	¥		
	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷健康サポートセンター Shizuoka		▲ ◇ ■	静岡市駿河区曲金 6-8-5-2 マークス・ザ・タワー東静岡	0120-283-170	¥		
	J A静岡厚生連 逸州病院 健康管理センター		▲	浜松市中区中央 1-1-1	053-415-9969	¥		
	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷健康診断センター		▲ ◇ ■	浜松市中区住吉 2-35-8	0120-938-375	¥		
	菊川市立総合病院		▲ ◇ ■	菊川市東横地 1632	0537-36-5585	¥		
	医療法人光生会 光生会病院 総合健診センター		▲ ◇ ■	豊橋市吾妻町 137	0532-61-3000	¥		
	三河安城クリニック		▲ ◇ ■	安城市相生町 14-14	0566-75-7515	併		
愛知県	医療法人 松柏会 国際セントラルクリニック	○	▲ ◇ ■	名古屋市中村区那古野 1-47-1 国際センタービル 10F	052-821-0090	¥		
	医療法人尚仁会 名古屋ステーションクリニック		▲ ◇ ■	名古屋市中村区名駅 4丁目 6-17 名古屋ビルディング 8F	052-551-6663	併		
	医療法人 誠厚会 名駅前診療所保健医療センター		▲ ◇ ■	名古屋市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 2F	052-581-8406	併		
	一般財団法人 全日本労働福祉協会 東海診療所	○	▲ ◇ ■	名古屋市中村区名駅南 1-24-20 名古屋三井ビルディング新館 3F	0120-582-751	併		
	医療法人社団進興会 ミッドタウンクリニック名駅	○	▲ ◇ ■	名古屋市中村区名駅 1丁目 1-1 JPタワー名古屋 5階	052-551-1169	併		
	医療法人 松柏会 大名古屋ビルセントラルクリニック	○	▲ ◇ ■	名古屋市中村区名駅 3-28-12 大名古屋ビルディング 9F	052-821-0090	¥		
	医療法人 中京クリニック		▲ ◇ ■	名古屋市中村区白鳥 3-6-17	0120-38-0072	併		
	医療法人 名翔会 名古屋セントラルクリニック	○	▲ ◇ ■	名古屋市中村区千種通 7-16-1	052-821-0090	¥		
	医療法人財団医親会 マリクリニック		▲ ◇ ■	名古屋市中区丸の内 3-20-17 KDX 桜通ビル 4F	052-954-8001	併		
	医療法人 鹿志会 エルスメディケア名古屋 (レディースドック)	○	▲ ◇ ■	名古屋市中区栄 2-1-1 日土地名古屋ビル 3F	052-737-6500	併		
	医療法人社団葵会 AOI名古屋病院 健診センター (旧:名古屋通信病院 健診センター)		▲ ◇ ■	名古屋市中区泉 2-2-5	052-932-7174	併		
	一般社団法人オリエントラ労働衛生協会		◇ ■	名古屋市中区千種区今池 1-8-4	052-732-2200	併		
	医療法人 オリエントラルクリニック		▲	名古屋市中区千種区今池 1-8-5	052-741-5181	併		
	医療法人メドック健康クリニック		▲ ◇ ■	名古屋市中区昭和区安田通 4-3	052-752-1125	併		
	日進おりど病院 予防医学推進・研究センター		▲ ◇ ■	日進市折戸町西田面 110 番地	0561-73-7771	併	●	
	医療法人 名翔会 和合セントラルクリニック	○	▲ ◇ ■	東郷町大字春木字白土 1-1884	052-821-0090	¥		
	医療法人社団 以心会 中野胃腸病院		▲ ◇ ■	豊田市駒新町金山 1-1-2	0565-57-3366	併		
	大雄会 第一病院		▲ ◇ ■	一宮市羽衣 1-6-12	0586-26-2008	併		
	三重県	医療法人尚豊会 みたき健診クリニック		▲ ◇ ■	四日市市生桑町菰池 450-3	0120-177-667	¥	
		一般財団法人近畿健康管理センター KKC 健康スクエア ウェルネス三重健診クリニック		▲ ◇ ■	津市あかつ台 4丁目 1番 3 健診スクエア三重	059-269-5678	¥	
医療法人 永井病院			▲ ◇ ■	津市西丸之内 29-29	059-228-5193	¥		
滋賀県	松阪厚生病院		▲ ◇ ■	松阪市久保町 1927-2	0598-29-1311	併		
	地方独立行政法人 市立大津市民病院		▲	大津市本宮 2-9-9	077-526-8370	¥		
	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院		▲ ◇ ■	大津市富士見台 16 番 1 号	077-531-1387	¥		
	社会福祉法人 恩賜財団 済生会滋賀県病院		▲ ◇ ■	栗東市大橋 2-4-1	077-552-9806	併		
	社会医療法人誠光会 南草津健診センター		▲ ◇ ■	草津市南草津 2丁目 3番地 7号	077-599-1530	¥		
京都府	医療法人創健会西村診療所		▲ ◇ ■	京都市下京区烏丸通塩小路通下東塩小路町 901 ホテルグランヴィア京都 3階	075-365-3339	¥		
	医療法人財団康生会 武田病院健診センター	○	▲ ◇ ■	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町 608 日本生命京都三哲ビル 3F	075-746-5100	併		
	医療法人知音会 四条烏丸クリニック		▲	京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町 652	0120-012-770	併		
	一般財団法人 京都工場保健会 総合健診センター	○	▲ ◇ ■	京都市中京区西ノ京北壱井町 67	0120-823-053	併		
	医療法人清仁会 シミズ四条大宮クリニック		▲ ◇ ■	京都市中京区賀陽御所町 3-1 京都幸ビル	075-813-5202	併		
	京都市立病院 健診センター		▲	京都市中京区壬生東高田町 1-2	075-311-5311	¥		
	医療法人財団 康生会 山科武田ラクト健診センター		▲ ◇ ■	京都市山科区竹鼻竹の街道町 92 山科駅前ラクト山科 C棟 3F	075-746-5100	併		

※オプション検査がPポイント利用できない医療機関での自己負担金の精算方法は16ページをご確認ください。

※健診の種類 (▲：日帰り人間ドック ◇：一般健康診断 ■：生活習慣病健診) ※精算方法 (併：ポイント・現金併用可 P：健保ポイント利用のみ ¥：窓口現金精算)

地域	医療機関名	ネット予約	健診の種類※	住所	電話番号	精算方法※	託児施設
京都府	医療法人社団 石鐘会 京都田辺中央病院		▲	京田辺市田辺中央 6-1-6	0774-63-1116	¥	
	一般財団法人 京都工場保健会診療所宇治支所	○	▲ ◇ ■	宇治市広野町成田 1-7	0120-823-053	併	
	医療法人 福富士会 京都ルネス病院		▲ ◇ ■	福知山市末広町 4-13	0773-23-1281	併	
大阪府	医療法人 メディカル春日会 革嶋クリニック		▲ ◇ ■	大阪市北区梅田 2-4-13 阪神産経桜橋ビル 2F	06-6455-2000	¥	
	ラッフルズメディカル大阪クリニック	○	▲ ◇ ■	大阪市北区梅田 2-5-25 ハービス PLAZA4F	06-4256-6170	併	
	医療法人白鳳会 大阪中央病院		▲ ◇ ■	大阪市北区梅田 3-3-30	06-4795-5550	併	
	一般財団法人 住友病院 健康管理センター	○	▲ ◇	大阪市北区中之島 5-3-20	06-6447-3013	併	
	社会医療法人大道会 帝国ホテルクリニック		▲	大阪市北区天満橋 1-8-50 帝国ホテル大阪 3F	06-6881-4000	併	
	医療法人 健人会 那須クリニック関西検診協会		▲ ◇ ■	大阪市淀川区西中島 4-4-21 サンノビル	06-6308-3909	併	
	住友生命総合健診システム	○	▲	大阪市淀川区西中島 5-5-15 新大阪セントラルタワー北館 3F	06-6379-3334	併	
	淀川キリスト教病院		▲	大阪市東淀川区柴島 1-7-50	06-6324-6530	併	●注 4
	医療法人あけぼの会 あけぼの GM クリニック		▲ ◇ ■	大阪市東淀川区西淡路 2-15-5	06-6321-0670	併	
	関西医科大学 天満橋総合クリニック		▲ ◇ ■	大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM ビル 3F	06-6943-2260	併	
	医療法人城見会 アムスニューオータナクリニック	○	▲	大阪市中央区城見 1 丁目 ホテルニューオータナ大阪 4F	06-6949-0305	併	
	医療法人朋愛会 淀屋橋健診プラザ		▲ ◇ ■	大阪市中央区伏見町 4-1-1 明治安田生命大阪御堂筋ビル 4 階	06-6232-7770	併	
	社会医療法人 寿楽会 大野クリニック		▲	大阪市中央区難波 2-2-3 御堂筋グランドビル 7F	06-6213-7230	併	
	医療法人厚生会 心斎橋クリニック		▲ ◇ ■	大阪市中央区西心斎橋 1-4-3 心斎橋オーバ 11 階	0120-081-117	併	
	大阪警察病院付属人間ドッククリニック		▲	大阪市天王寺区石ヶ辻町 15 番 15 号 上六メディカルビル	06-6775-3131	併	
	大阪市立大学医学部附属病院先端予防医療部附属クリニック MedCity21		▲	大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43 あべのハルカス 21 階	06-6624-4011	¥	
	公益財団法人 日本生命済生会 日本生命病院 ニッセイ予防医学センター		▲ ◇ ■	大阪市西区江之子島 2-1-54	(ドック) 06-6443-3437 (定健) 06-6443-3438	¥	
	社会医療法人 きつこう会 多根クリニック		▲ ◇ ■	大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 2-600	06-6577-1881	併	
	船員保険 大阪健康管理センター		▲ ◇ ■	大阪市港区築港 1-8-22	06-6576-1011	併	
	中之島クリニック		▲	大阪市福島区福島 2-1-2	0120-489-401	併	●注 5
	社会医療法人 景岳会 南大阪総合健診センター		▲ ◇ ■	大阪市西成区南津守 7-14-32	06-6654-2222	¥	
	医療法人 一翠会 一翠会千里中央健診センター		▲ ◇ ■	豊中市新千里東町 1-5-3 千里朝日阪急ビル 3F	06-6872-5887	併	
	一般財団法人 関西労働保健協会 千里 LC 健診センター		▲	豊中市新千里東町 1-4-2 千里 LC ビル 4F	06-6873-2210	¥	
	箕面市立医療保健センター		▲ ◇ ■	箕面市萱野 5-8-1	072-727-9555	¥	
	一般財団法人 みどり健康管理センター		▲	吹田市垂水町 3-22-5	06-6385-0265	併	
	大阪健康倶楽部 小谷診療所 (旧 関山診療所)		▲ ◇ ■	吹田市江坂町 4-10-1	06-6386-1651	併	
	社会医療法人 愛仁会 総合健康センター		▲ ◇ ■	高槻市幸町 4-3	0120-109-941	¥	
医療法人 協仁会 小松病院		▲ ◇ ■	寝屋川市川勝町 11-6	072-823-1521	併		
社会医療法人 生長会 ベルククリニック		▲	堺市堺区戎島町 4-45-1 ホテル・アゴラリージェンシー大阪堺 11 階	072-224-1717	¥		
コーナンメディカル 鳳総合健診センター		▲ ◇ ■	堺市西区鳳東町 4-401-1	072-260-5555	併		
医療法人医親会 りんくうタウンクリニック	○	▲ ◇ ■	泉佐野市りんくう往来北 1 番	072-460-1100	¥		
兵庫県	一般財団法人 神戸マリナース厚生会 神戸マリナース健診センター		▲ ◇ ■	神戸市中央区中山手通 7-3-18	078-351-6110	併	
	医療法人社団 伍仁会 岡本クリニック		▲ ◇ ■	神戸市中央区三宮町 1-10-1 神戸交通センタービル 7F	078-322-2508	併	
	一般財団法人 京都工場保健会 神戸健診クリニック	○	▲ ◇ ■	神戸市中央区元町通 2-8-14 オルタンシアビル 8F	0120-292-430	併	
	神戸中央病院附属健康管理センター		▲ ◇ ■	神戸市中央区東川崎町 1-5-7	078-594-8622	併	
	医療法人康雄会 ホテルオークラ神戸クリニック	○	▲ ◇ ■	神戸市中央区波止場町 2-1 ホテルオークラ神戸 7F	078-335-2410	併	
	社会医療法人神鋼記念会 新神戸ドック健診クリニック		▲	神戸市中央区熊内町 7-6-1	078-261-6736	併	
	社会医療法人神鋼記念会 総合健康管理センター		▲ ◇ ■	神戸市中央区臨浜町 1-4-47 (神鋼病院 1 階)	078-261-6773	併	
	一般財団法人近畿健康管理センター KKC ウェルネス神戸健診クリニック		▲ ◇ ■	神戸市中央区磯上通 8-3-5 明治安田生命神戸ビル 12F	050-3541-2264	¥	
	神戸中央病院		▲ ◇ ■	神戸市北区惣山町 2-1-1	078-594-8622	併	
	医療法人社団まほし会 真星病院		▲ ◇ ■	神戸市北区山田町上谷上古古谷 12-3	078-582-0111	¥	
	一般財団法人 順天厚生事業団 附属診療所西神健診センター		◇ ■	神戸市西区高塚台 5-1-1 西神工業会館 1 階	078-991-2645	¥	

※オプション検査がP ポイント利用できない医療機関での自己負担金の精算方法は 16 ページをご確認ください。

注 4 (生後 4 カ月～6 歳 事前申込要)

注 5 (毎月最終土曜午前のみ実施有料)

※健診の種類 (▲:日帰り人間ドック ◇:一般健康診断 ■:生活習慣病健診) ※精算方法 (併:ポイント・現金併用可 P:健保ポイント利用のみ ¥:窓口現金精算)

地域	医療機関名	ネット予約	健診の種類※	住所	電話番号	精算方法※	託児施設
兵庫県	医療法人社団 董会 伊川谷病院		▲ ◇ ■	神戸市西区池上 2-4-2	078-974-1117	¥	
	公益財団法人 兵庫県健康財団		▲ ◇ ■	神戸市兵庫区荒田町 2-1-12	078-579-3400	併	
	国家公務員共済組合連合会 六甲病院		▲	神戸市灘区土山町 5-1	078-841-7531	併	
	医療法人財団 神戸海星病院		▲ ◇ ■	神戸市灘区篠原北町 3-11-15	078-571-2700 (14:00-16:00)	併	
	公益財団法人 兵庫県予防医学協会健診センター		▲ ◇ ■	神戸市灘区岩屋北町 1-8-1	078-855-2730 078-855-2740	併	
	医療法人 明倫会 宮地病院		▲ ◇ ■	神戸市東灘区本山中町 4-1-8	078-451-1221	¥	
	医療法人 朗源会 大隈病院		▲	尼崎市杭瀬本町 2-17-13	06-6481-1667	併	
	社会医療法人 愛仁会 カーム尼崎健診プラザ		▲ ◇ ■	尼崎市御園町 54 番地 カーム尼崎 2F	0120-688-311	¥	
	公益財団法人 尼崎健康医療財団 市民健康開発センター ハーティ 21		▲ ◇ ■	尼崎市南塚口町 4-4-8	0800-300-6124	¥	
	社会医療法人中央会 尼崎中央病院		▲ ◇ ■	尼崎市潮江 1-12-1	06-6499-3087	¥	
	医療法人社団 清和会 笹生病院 健診センター		▲ ◇ ■	西宮市弓場町 5-37	0798-34-0807	併	
	姫路市医師会診療所		▲ ◇ ■	姫路市西今宿 3-7-21	079-295-3322	¥	
奈良県	奈良市総合医療検査センター		▲ ◇ ■	奈良市柏木町 519-5	0742-33-7876 (ガイダンス①)	¥	
	奈良西部病院		▲ ◇ ■	奈良市三碓町 2143-1	0742-51-8700	併	
	医療法人新生会 総合病院高の原中央病院		▲ ◇ ■	奈良市右京 1-3-3	0742-71-7062	併	
和歌山県	医療法人 巨周会 喜多クリニック和歌山診療所		▲ ◇ ■	和歌山市小松原通 1-1-11 大岩ビル 3F	073-425-2235	¥	
	一般社団法人 和歌山市医師会成人病センター		▲ ◇ ■	和歌山市手平 2-1-2	073-435-5195	¥	
鳥取県	鳥取生協病院 健診センター		▲ ◇ ■	鳥取市末広温泉町 458 番地	0857-25-0626	併	
	鳥取赤十字病院 健診センター		▲ ◇ ■	鳥取市尚徳町 117	0857-24-8111	¥	
	医療法人 真誠会 真誠会セントラルクリニック		▲ ◇ ■	米子市河崎 580	0859-30-3747	¥	
	同愛会 博愛病院		▲ ◇ ■	米子市岡三柳 1880 番地	0859-48-0880	併	
島根県	公益財団法人島根県環境保健公社		▲	松江市古志原 1-4-6	0570-085-111	¥	
	松江市立病院		◇ ■	松江市乃白町 3 2 番 1	0852-60-8120	併	
	出雲市民病院 健診センター		▲ ◇ ■	出雲市塩冶町 1536-1	0853-24-8070	¥	
岡山県	公益財団法人 ヘルスサイエンスセンター島根		▲ ◇ ■	出雲市塩冶町 223-7	0853-20-0649	¥	
	岡山済生会予防医学健診センター		▲ ◇ ■	岡山市北区伊福町 1-17-18	086-252-2231	併	
	岡山中央診療所 健康管理センター		▲ ◇ ■	岡山市北区柳町 1-13-7	086-233-2222	併	
	一般財団法人淳風会 淳風会健康管理センター		▲ ◇ ■	岡山市北区大供 2-3-1	050-3163-0002	併	●
広島県	公益財団法人 岡山県健康づくり財団		▲	岡山市北区平田 408-1	086-246-6253	¥	
	公益財団法人 中国労働衛生協会		▲ ◇ ■	福山市引野町 5-14-2	084-941-8210	併	
	グランドタワーメディカルコートライフケアクリニック		▲ ◇ ■	広島市中区上八丁堀 4-1 4F	082-502-7735	併	
	医療法人社団 おおうち総合健診所 くいき内科		▲ ◇ ■	広島市中区大手町 3-6-12 おおうちビル	082-542-5810	¥	
山口県	メディックス広島健診センター 一般財団法人 広島県集団検診協会		▲ ◇ ■	広島市中区大手町 1-5-17	0570-023-109	P	
	社会医療法人 同仁会 周南記念病院		▲ ◇ ■	下松市生野屋南 1-10-1	0833-45-3030	¥	
	医療法人 其桃会 西尾病院		▲ ◇ ■	下関市竹崎町 1-16-3	083-223-8138	¥	
	小郡第一総合病院 総合健診センター		▲ ◇ ■	山口県小郡下郷 862-3	083-973-3768	併	
徳島県	一般社団法人 山口総合健診センター		▲ ◇ ■	山口県小郡下郷 1773-1	083-972-4325	併	
	医療法人 なぎさ会 沖の洲病院併設健診センター		▲ ◇ ■	徳島市城東町 1-8-8	088-622-7112	¥	
	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構 (徳島県総合健診センター)		▲ ◇ ■	徳島市蔵本町 1-10-3	088-678-7128	¥	
香川県	社会医療法人 川島会 川島病院		◇ ■	徳島市北佐古一番町 1-39	088-631-0110	¥	
	一般財団法人三宅医学研究所 セントラルパーククリニック		▲ ◇ ■	高松市番町 1-10-16	087-863-4560	併	●
	医療法人社団 如水会 オリーブ高松メディカルクリニック		▲ ◇ ■	高松市観光町 649-8	087-839-9630	併	
愛媛県	香川県厚生農業協同組合連合会 屋島総合病院		▲ ◇ ■	高松市屋島西町 2105-17	087-844-4666	¥	
	愛媛県厚生連健診センター		▲ ◇ ■	松山市鷹子町 533-1	089-970-2070	¥	
	社会福祉法人 恩賜財団 済生会松山病院		▲ ◇ ■	松山市山西町 880-2	089-951-6111	併	

※オプション検査がPポイント利用できない医療機関での自己負担金の精算方法は16ページをご確認ください。

※健診の種類 (▲：日帰り人間ドック ◇：一般健康診断 ■：生活習慣病健診) ※精算方法 (併：ポイント・現金併用可 P：健保ポイント利用のみ ¥：窓口現金精算)

地域	医療機関名	ネット予約	健診の種類※	住所	電話番号	精算方法※	託児施設
高知県	独立行政法人地域医療機能推進機構 高知西病院		▲ ◇ ■	高知市神田 317-12	088-843-8220	¥	
	JA 高知健診センター		▲ ◇ ■	南国市明見字中野 526-1	088-863-8510	併	
福岡県	社会医療法人財団 池友会 新小文字病院		▲ ◇ ■	北九州市門司区大里新町 2-5	093-391-8005	¥	
	一般財団法人 西日本産業衛生会 北九州健診診療所		▲ ◇ ■	北九州市小倉北区室町 3-1-2	093-561-0030	併	
	公益財団法人 健和会 大手町病院		▲ ◇	北九州市小倉北区大手町 15-1	093-592-5515	¥	
	公益財団法人 ふくおか公衆衛生推進機構 福岡国際総合健診センター		▲ ◇ ■	福岡市中央区天神 2-13-7 福岡平和ビル 2F	092-712-7776	併	
	医療法人親愛 天神クリニック		▲ ◇ ■	福岡市中央区天神 2-12-1 天神ビル 3F	092-721-3583	P	
	医療法人財団 博愛会 人間ドックセンターウェルネス天神		▲ ◇ ■	福岡市中央区天神 1-14-4 天神平和ビル 4F	0120-489-379	¥	
	医療法人財団 博愛会 人間ドックセンターウィメンズウェルネス天神デュアル		▲ ◇ ■	福岡市中央区天神 1-14-4 天神平和ビル 7F	0120-489-379	¥	
	公益財団法人 ふくおか公衆衛生推進機構 赤坂総合健診センター		▲ ◇ ■	福岡市中央区大名 2-4-7	092-761-2546	併	
	一般財団法人 日本予防医学協会附属診療所 ウェルビーイング博多	○	▲ ◇ ■	福岡市博多区博多駅前 3-19-5 博多石川ビル 4F	092-472-0222	併	
	医療法人親愛 ステーションクリニック		▲ ◇ ■	福岡市博多区博多駅前中央街 1-1 ティトスアネックス 3F	092-441-5448	P	
	医療法人社団 高邦会 福岡山王病院		▲ ◇ ■	福岡市早良区百道浜 3-6-45	092-832-1159	¥	
	福岡赤十字病院 人間ドック健診センター		▲ ◇	福岡市南区大楠 3-1-1	092-534-8430	併	
	社会医療法人雪の聖母会 聖マリアヘルスケアセンター 国際保健センター		▲ ◇ ■	久留米市津福本町 448-5	0942-36-0721	¥	
	社会医療法人 天神会 新古賀クリニック		▲ ◇ ■	久留米市天神 106-1	0942-35-3170	併	
佐賀県	公益財団法人 佐賀県健康づくり財団 佐賀県健診・検査センター		▲ ◇ ■	佐賀市水ヶ江 1-12-10	0952-37-3313	¥	
	医療法人口コメディカル 江口病院		▲ ◇ ■	小城市三日町金田 1178-1	0952-73-5020	併	
	佐賀中部病院		▲ ◇ ■	佐賀市兵庫南 3-8-1	0952-28-5311	¥	
長崎県	医療法人厚生会 虹が丘病院		▲ ◇ ■	長崎市虹が丘町 1-1	095-856-1112	併	
	社会医療法人 春回会 春回会クリニック健診センター	○	▲ ◇ ■	長崎市目覚町 7-2 HCS長崎ビル 6F	095-844-1481	¥	
	医療法人 健豆会 えんどろファミリークリニック		◇	佐世保市相生町 2-27	0956-23-7007	¥	
	社会医療法人財団 白十字会 佐世保中央病院 健康増進センター		▲ ◇ ■	佐世保市大和町 15	0956-33-5335	¥	
熊本県	社会福祉法人 恩賜財団 済生会熊本病院		▲	熊本市南区近見 5-3-1	096-351-8155	¥	
	日本赤十字社 熊本健康管理センター		▲ ◇ ■	熊本市東区長嶺南 2-1-1	(ドック) 096-387-6651 (健診) 096-387-6710	¥	
	医療法人 祐基会 帯山中央病院		▲ ◇ ■	熊本市中央区帯山 4-5-18	096-382-6111	¥	
大分県	一般財団法人 西日本産業衛生会 大分労働衛生管理センター		▲ ◇ ■	大分市高城南町 11-7	097-552-7788	¥	
	医療法人 輝心会 大分循環器病院		▲ ◇ ■	大分市太平町 4組	097-544-8800	¥	
	おおいた健康管理センター		▲ ◇ ■	大分市古国府 6丁目1番 30号	097-547-1111	併	
	大分県地域成人病検診センター		▲ ◇ ■	大分市大字宮崎 1415	097-569-2211	併	
	一般財団法人大分健康管理協会 大分総合健診センター		▲ ◇ ■	別府市北石垣深町 851 番地	0120-947-734	併	
宮崎県	社会医療法人 同心会 古賀駅前クリニック 健診センター		▲ ◇ ■	宮崎市高千穂通 2-7-14	0985-22-2112	¥	
	公益社団法人 宮崎市郡医師会 宮崎市郡医師会病院 健診センター		▲ ◇ ■	宮崎市大字有田 1173 番地 宮崎市郡医師会館 4 階	0985-77-9108	併	
鹿児島県	一般財団法人 児玉報謝会 新成病院		▲ ◇	鹿児島市上荒田町 16-30	099-254-3332	¥	
	鹿児島厚生連病院 健康管理センター		▲ ◇ ■	鹿児島市与次郎 1-13-1	099-256-1133	併	
	公益財団法人 慈愛会 いづる今村病院		▲ ◇ ■	鹿児島市堀江町 17-1	099-226-5066	併	
沖縄県	医療法人祥杏会 おもるまちメディカルセンター		▲ ◇ ■	那覇市上之屋 1-3-1	098-867-2116	¥	
	一般財団法人琉球生命済生会 琉生病院		▲ ◇ ■	那覇市宇大道 56	098-885-5131	¥	

※オプション検査がPポイント利用できない医療機関での自己負担金の精算方法は16ページをご確認ください。

特定健診・特定保健指導

40歳～74歳の被保険者・被扶養者の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査（以下、特定健診という）を行い、その結果に基づいて特定保健指導を実施します。

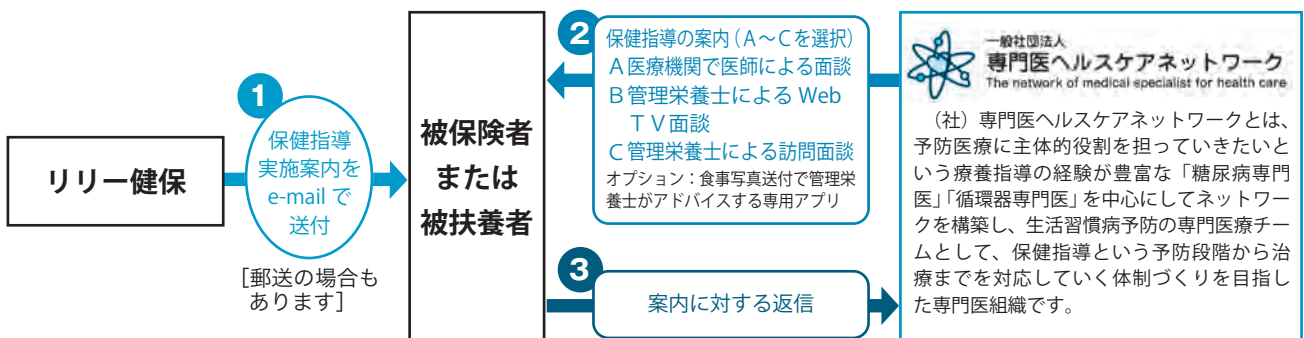
リリー健保では、35歳から39歳の方も同様の保健指導を行っています。

※30歳に到達する方（1991年4月1日～1992年3月31日生まれ）も保健指導の対象となります。

リリー健保の特定保健指導 無料（リリー健保および委託先より案内の連絡をいたします）

リリー健保では、定期健康診断の結果にもとづき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当が「強く疑われる人」や「予備群と考えられる人」を対象に、改善の必要度に応じた特定保健指導を実施しています。

リリー健保の特定保健指導は、（社）専門医ヘルスケアネットワークへ業務委託をしており、下記の手順で行っています。



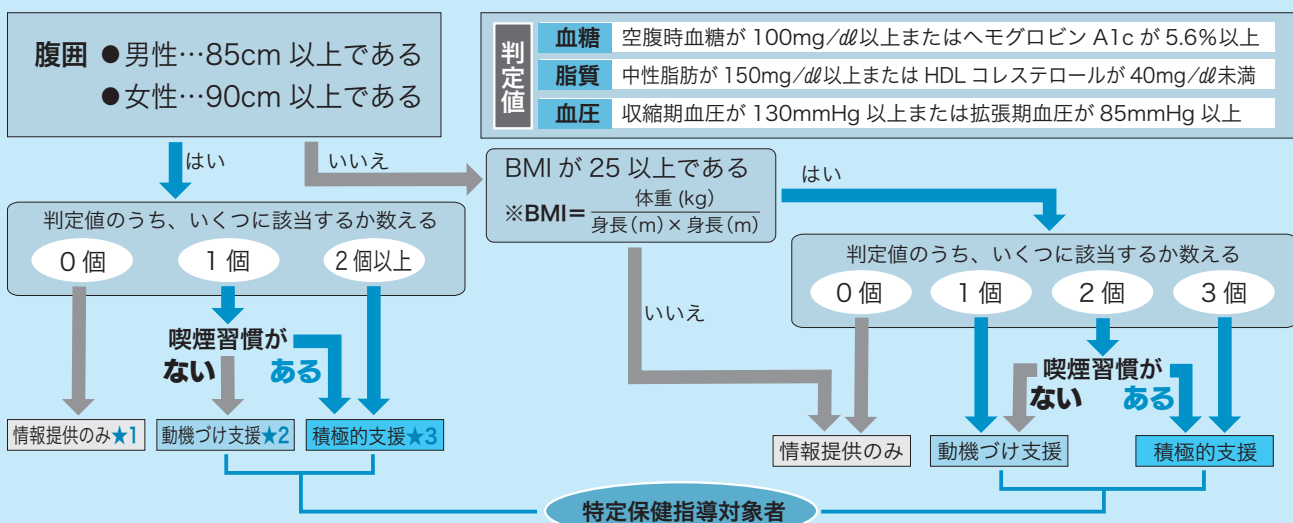
- 40歳以上の方で、初回面談を受けない方は、健保ポイントが3000ポイント減額となります。
- 2021年4月以降受診分からは、保健指導の委託先が変更されます

特定健診とは

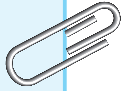
特定健診は、40歳～74歳の皆さんが特定保健指導の対象者となるかどうかを判断するための健診です（通常の健診に特定健診の検査項目が含まれています）。

この健診の特徴は、内臓脂肪蓄積のレベルを図るために腹囲（おへその周り）を測定することと、高血糖、高血圧、脂質異常のリスクを判定する健診項目となっていることです。これらの結果に基づいて、受診者を3つにグループ分けし、リスクの高いグループ（動機づけ支援、積極的支援）に特定保健指導を行います。

○ 特定保健指導対象者の階層分け



- ★1 情報提供…生活習慣を見直すきっかけになる情報を全員に提供します。
- ★2 動機づけ支援…指導開始から3か月をめどに指導実施者（医師・保健師・栄養管理士等）が実績を評価します。
- ★3 積極的支援…指導開始から複数回の支援を行い、3か月後に指導実施者（医師・保健師・栄養管理士等）が実施計画に関する実績を評価し、以後のアドバイスを行います。

**Q** 特定健診は、なぜ受けないといけないのですか？

A 厚生労働省の統計によると、生活習慣病が引き起こすがんや心臓病、脳卒中などの病気は、死因の約6割、医療費で見ると約3割を占めています。健診を定期的を受けて生活習慣病を予防することは、私たちの健康を守るだけでなく、医療費の増大を防ぐためにも非常に大切なことです。
※40歳～74歳の被保険者・被扶養者の特定健診・特定保健指導の実施は、健康保険組合に義務付けられています。

Q 健診を受けないと、メタボリックシンドロームはわからないのですか？

A 高血圧や高血糖、脂質異常症などの生活習慣病は、自覚症状がないまま進行します。その前の段階で生じるのがメタボリックシンドロームです。検査数値のうえではまだ病気とはいえなくても、内臓脂肪型肥満で検査数値が境界域にある人は、既に危険な段階に進んでいます。この時点で問題のある人を見つけるのが、健診の目的です。

Q 保健指導とは、どのようなものですか？

A 保健指導の内容は、健診の結果によって、①健診受診者全員に行う「情報提供」②問題が出始めた人に対して行う「動機づけ支援」③問題が重なり始めた人に対して行う「積極的支援」の3段階に分けられています。いずれも、皆さんが主体的に目標を持って生活習慣の改善が行えるようになることを目的にしています。自らの健康を守るためにも、積極的に保健指導を受けましょう。

Q 健診データなどは、健康保険組合が管理するのですか？

A 高齢者医療確保法および個人情報保護法に基づき、健康保険組合がデータ管理をします。そのため、リリー健保ではデータ管理のシステムを構築しています。

特定健診・特定保健指導等の「成績」により、後期高齢者支援金が加算・減算されます

75歳以上の後期高齢者については独立した医療制度が創設され、各健康保険組合は支援金（後期高齢者支援金）を拠出しています。

この支援金の額は、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率等の指標によって、加算または減算されます。

健康保険組合としては、こうした財政面への影響も含めて、特定健診・保健指導等の確実な実施に今後とも注力していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

健診結果管理システム

被保険者（社員）の皆さんが受診した健康診断の結果を、健保ホームページの「健診結果管理システム」から確認できます。

こんな内容がご覧いただけます！

- 検査項目ごとの結果数値や判定、所見の有無や総合判定
- 健診の受診履歴情報（受診年月日、健診機関名）
- 各検査項目の基準値（正常値範囲）および検査項目に関すること

被保険者（社員）の皆さんが受診した健康診断の結果を、健保ホームページの「健診結果管理システム」から確認できます。



健診結果データの蓄積により、結果数値の経年把握とその傾向・変化をとらえる（グラフ化）形で、1人ひとりの問題点、注意点等の課題がクローズアップされます。

※健診結果の入力・登録作業は随時行っていますが、健診機関から健診結果がリリー健保に到着してからの作業になりますので、被保険者の皆さんが「健診結果管理システム」上で確認できる時期の目安は、受診月の翌々月以降になります。

さまざまな生活習慣病の解説を見ることができます

ここをクリック

生活習慣病のなかでも、すぐに知りたい情報を見つけて、最短手順でたどり着くことができます

食事・運動に関する詳しい情報を見ることができます
レシピや実際の運動についても画面上で見ることができます

リリーすこやかサポート

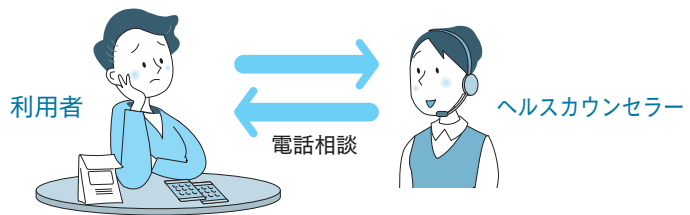
「リリーすこやかサポート」は、メンタルヘルスから、身近な健康相談や医療相談など、心身の健康問題についてトータルに支援するプログラムです。24時間の相談体制となっていますので上手に活用してください。

〈ご家族の方もご利用になれます〉

こんなときは



電話でご相談ください。
ヘルスカウンセラーが対応します。



- 夜中に赤ちゃんが熱を出したときの対処について。
- けがの応急手当を教える。
- 家族の介護のことで相談したい。
- 夜間・休日などに受診できる医療機関を教える。

24時間電話健康相談サービス フリーダイヤルでご利用になれます。

フリーダイヤル
☎ **0120-783-420**

受付時間 / 24時間・年中無休 (匿名可)

ご利用に際して

- *ご本人と配偶者および被扶養者の方々がサービスをご利用になれます。
- *国外の相談および国外からの相談等はお受けできません。

- 人間関係で悩んでおり、精神的にまいっている
- 部下や同僚に心の不調を抱えた社員がいて、どう対処したらよいか。
- 子どもが心の不調を抱えているようだ。どう接したらよいか？
- 過去に体験したつらいことや、その場面が頭から離れない。

メンタルヘルスのカウンセリングサービス 電話 (フリーダイヤル) または Web でご利用になれます。

フリーダイヤル
☎ **0120-783-420**

URL: <http://www.t-pec.co.jp/z-mental/eli-lilly/index.html>

ユーザー名: **eli-lilly** パスワード: **783420**

カウンセリング受付 (匿名可)

- ・電話 / 9:00 ~ 22:00 (年中無休)
- ・Web / 24時間・年中無休 (返信は数日を要します)

面接カウンセリング予約受付 (匿名不可)

- ・電話 / 月曜～金曜 9:00 ~ 21:00、土曜 9:00 ~ 16:00 (日曜・祝祭日・12/31 ~ 1/3を除く)
- ・Web / 24時間・年中無休 (受付後、日程調整のお電話をさせていただきます)

ご利用に際して

- *ご本人と配偶者および被扶養者の方々がサービスをご利用になれます。
- *国外の相談および国外からの相談等はお受けできません。
- *その他、ご利用に際しての諸条件がございます。お電話にてお気軽にお問い合わせください。

セカンドオピニオンサービス フリーダイヤルでご利用になれます。
すでに治療中の病症状に関して、別の治療法を探したいときは



0120-783-270

受付時間 / 9:00 ~ 18:00 (日・祝日・12/31 ~ 1/3 を除く)

ご利用に際して

- * ご本人と配偶者および被扶養者の方々がサービスをご利用になれます。
- * 国外の相談および国外からの相談等はお受けできません。

受診手配・紹介サービス

セカンドオピニオンサービスを利用した方で、一定の条件が満たされる場合に、各専門分野の医師が在籍する医療機関での受診・治療を手配・紹介します。

このようなサービスが受けられます

- サービス手順については、お気軽にお問い合わせください。
- プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。
(ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます)

健康相談

日常生活での「体調不良」や「健康保持・増進」に関する相談に応じます。

医療相談

病気に関する説明や治療・検査などについて、アドバイスいたします。

介護相談

介護を受ける方、される方のさまざまな不安に対し、相談に応じます。

育児相談

妊娠・出産・育児などの相談に、分りやすくアドバイスいたします。

メンタルヘルスの相談

ストレスや不安などの対処法等について、適切なアドバイスをいたします。

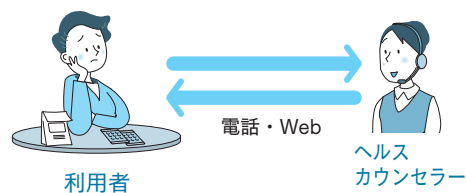
医療機関情報

お住まいの近くの医療機関や専門外来などのご案内や PET 検診施設のご紹介をいたします。



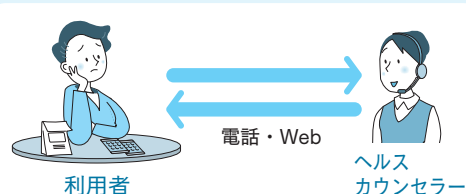
電話によるカウンセリング

専門の心理カウンセラーが「心の悩み」を、電話でお受けいたします (相談料無料)。



Web によるカウンセリング

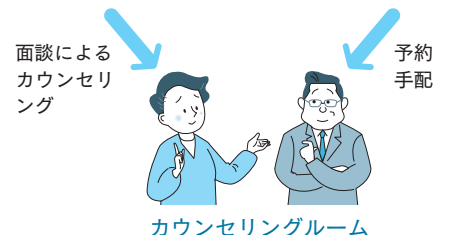
専門の心理カウンセラーが「心の悩み」を、Webでお受けいたします (相談料無料)。



面談によるカウンセリング

日本全国 47 都道府県のカウンセリングルームにて、面談によるカウンセリングを受けることができます (年間 5 回まで無料)。

* 医師による診療・治療ではありません。



医療費明細

被保険者、家族の皆さんが自己負担された医療費や保険給付実績を Web サイトでお知らせしています。このシステムにより、給付実績の確認、検索がいつでも可能です。また、各種給付金の給付実績あるいは給付予定も確認できます。

※医療費明細兼保険給付決定通知書については、患者名、診療月、医療費、医療機関名等、個人データですが、リリー健保は厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意事項として、世帯単位での通知とさせていただきます。

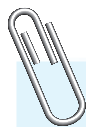
●健保ホームページユーザートップ「WEB 医療費明細」をクリックしてアクセスしてください

1 最新の医療費明細（給付金）を確認できます。

2 医療費明細履歴を確認できます。

3 医療費実績を年齢順、対象者、医療機関名ごとに確認できます。

4 年月指定、区分指定、名前指定、医療機関指定などの条件に基づき検索を行うことができます。



Q & A

Q 情報が登録されるまでにはどのくらいかかりますか？

A 情報が登録されるまでには最短で3カ月かかります。これは健康保険組合が医療機関から2カ月遅れで請求を受けるためです（データは毎月更新）。

Q この医療費明細を印刷して税金の確定申告に使用できますか？

A 年間の実績は、確定申告時の参考資料として活用できますが、証明書類としては領収書が必要ですので、必ず保管願います（確定申告についての詳細は、税務署へご照会ください）。

無料歯科健診

お口の健康を保つには、毎日のセルフケアはもちろんのこと、定期的に専門家にお口のなかの健康状態をチェックしてもらうことも大切です。

■**対象者**：被保険者・被扶養者

■**健診内容**：委託先の（株）歯科健診センターが提携している歯科医院で下記健診・相談が無料で受けられます。

一般歯科健診、歯科矯正相談、審美歯科治療相談、インプラント治療相談

■**申込方法**：（株）歯科健診センターの Web サイトからお申し込みください。

<https://www.ee-kenshin.com/>

※ 提携歯科医院に直接申し込みをしても

「無料歯科健診」は受けられません。

必ず上記サイトを通じてお申し込みください。



リリー健康保険組合
ホームページ



からもご覧いただけます

●**二次健診、診察治療には費用が発生します。**

禁煙サポート（禁煙治療の自己負担額の助成）

健康に大きなリスクのある喫煙を減らし、加入者の皆さんの疾病予防と医療費の適正化を図るために禁煙支援費用の補助をいたします。

■**対象者**：被保険者

■**禁煙治療費用**：上限 25,000 円

①禁煙外来費用（保険診療および自由診療）自己負担額を補助

②薬局で購入した禁煙補助薬*（ニコチンパッチ・ニコチンガム等）の購入費用を補助

*医薬品に限る。

代表的な商品名：ニコチネルパッチ、シガノン CQ 透明パッチ、ニコチネルガム、ニコレットガム

■**申請方法**：医師の治療終了 1 カ月経過、それ以外は禁煙開始より 4 カ月を経過して「禁煙サポート申請書」に領収書を添付しリリー健保へ提出してください。

※「医療費明細付き領収書」および「利用者名及び禁煙治療薬剤の旨、または商品名が記載された領収書」の原本をご提出ください。

●**禁煙治療の助成は 1 名につき 1 回限りとなります。**

全国の禁煙外来のご案内（日本禁煙学会HPリンク）

<http://www.nosmoke55.jp/nicotine/clinic.html>

ICT による禁煙外来も実施します（30 名限定、申込順）

スマートフォンによるオンラインでの禁煙外来です。医師による診察や禁煙補助薬の処方も受けることができます。30 名限定で、お申し込み順での受付になります。

詳細はメールにてご案内いたします。

インフルエンザ予防接種費用補助(電子申請のみ)

感染症の発生や流行を予防し、重症化を防ぐには、予防接種を受けておくことが効果的です。リリー健保では、社員の年齢構成と業務の特性を考え、予防接種の費用補助を行っています。

インフルエンザの流行のピークは例年1～2月ごろです。予防接種の効果を最大限に発揮するため、抗体が作られる期間を考慮し、12月中旬までには接種を済ませましょう。

対象者 リリー健保の被保険者および被扶養者

実施方法 各自が病院・診療所でワクチン接種
(日本で承認されていないワクチンは除外)

補助金額 1人あたり4,000円を上限として予防接種にかかった費用を補助します。
なお、医師の指導により予防接種を複数回受けた場合であっても上限金額は変わりません。

実施期間 毎年10月1日～1月31日

補助金申請期間 3月31日まで(期限最終日が土日の場合は前倒し)
※ 期限を過ぎると補助金は支給されませんので、ご注意ください。

費用補助の方法 健保ホームページより費用補助の申請を行ってください。

申請までの流れ ①任意に自宅もしくは職場の近くの病院・診療所でインフルエンザ予防接種を受けます。
(接種を受けた方の氏名と予防接種日、予防接種にかかった費用・医療機関名(要領収印)・インフルエンザ予防接種である旨が記載された「領収証」を受け取ります)



②健保ホームページより申請してください。



③申請内容に問題がなかった場合、受付月の翌月末日に、リリー健保から被保険者ご本人名義の給与口座へ補助金を振り込みます。

※ リリー健保からの振込通知は行いませんので、通帳やアプリ等にてご確認ください。

健康保險



健康保険のしくみ

健康保険は、病気やけが、またはそれによる休業、出産や死亡といった事態に備える公的な医療保険制度です。

不測の事態に備える「健康保険」

病気やけが、またはそれによる休業、出産や死亡といった事態を迎えると、思わぬ出費が必要となり、ときには収入も途絶えて、生活が不安定になります。そこで、こうした事態に備えるため、日頃から加入者が保険料を支払い、それを財源に必要なときに必要な人が保険給付を受けられるしくみとして、公的な医療保険制度があります。健康保険はこうした公的な医療保険制度のひとつです。



健康保険を運営する健康保険組合

健康保険組合は健康保険の事業を運営する公法人です。常時 700 人以上従業員がいる事業所や同種同業で 3,000 人以上従業員が集まる事業所が、厚生労働大臣の認可を得て設立することができます。

リリー健保は 2008 年 9 月 1 日に設立されました。

健康保険組合にはこんなメリットがあります

メリット 1 被保険者や被扶養者の年齢構成、男女比、疾病の動向などから、実情に応じた保健対策を実施できるほか、事業主と協力して健康管理などを積極的に行うことができます。

メリット 2 健康保険法に定められた給付にプラスして「付加給付」を行うことができます。

メリット 3 保養施設・レクリエーション施設・スポーツ施設などと利用契約を結んだりできるほか、体力づくりに役立つイベントの企

画・補助など、健康づくりに役立つ事業をきめこまかく行うことができます。

メリット 4 原則として事業主と被保険者が折半で負担する保険料を、被保険者の負担割合を低く設定することが認められており、被保険者の負担軽減を図ることができます。

メリット 5 各健康保険組合の拠出金により、一定の額を超えた高額な医療費と財政が窮迫した組合には助成が行われ、財政の安定が図られます。

健康保険への加入は義務となっています

常時 1 人以上の従業員がいる法人の事業所と、常時 5 人以上の従業員がいる個人経営の事業所は、強制適用とならない場合を除き、健康保険への加入が義務づけられています。また、健康保険が適用される事業所に就職した場合は、本人の意思にかかわらず健康保険に加入することになっています。

全国健康保険協会（協会けんぽ）

健康保険への加入が義務づけられる事業所で、健康保険組合が設立されていない場合は、全国健康保険協会に加入します。全国健康保険協会は、政府が運営していた政府管掌健康保険を引き継いだ組織で、国から切り離された非公務員型の公法人として、2008 年 10 月 1 日に設立されました。



国民の誰もが医療保険制度に加入

健康保険への加入が適用されない場合でも、日本は「国民皆保険制」で、国民の誰もが次のどれかの医療保険に加入しなければならないことになっています。

被用者保険…職場で加入する医療保険

- 健康保険組合
- 全国健康保険協会
- 共済組合（国家公務員、地方公務員）
- 共済制度（私学教職員）
- 船員保険

地域保険…地域住民が加入する医療保険

- 国民健康保険
農業、漁業、自営業、自由業など
- 後期高齢者医療制度
75 歳以上の高齢者など

運営は自主的・民主的に

健康保険組合の運営は事業主の代表と、従業員の代表である同数ずつの議員によって、健康保険法に規定される範囲のなかで自主的、民主的に行われています。

健康保険組合の運営組織

● 組合会

規約、保険料、事業計画、予算、決算など重要事項を決める議決機関です。事業主に選ばれた選定議員と、被保険者に選挙で選ばれた同数の互選議員から構成されます。

● 理事会

組合会で決められたことを執行する機関です。選定議員と互選議員のなかからそれぞれ同数の理事が選出され、構成されます。

● 理事長

組合運営の最高責任者で組合の代表者です。選定議員から出た理事のなかから 1 名選ばれます。

● 常務理事

理事長を補佐し、事業運営に必要な事項の処理にあたります。理事会の同意を得て、理事長が理事のなかから指名します。

● 監事

業務の執行や財産の状況について監査を行います。選定議員および互選議員のなかから各 1 名選出されます。

保険料を主な財源として運営

健康保険組合の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日で、その年度の支出はその年度の収入でまかなうことになっています。

- 収入の大部分は「保険料」

収入は被保険者と事業主が負担する保険料が大部分を占めます。

- 主な支出は「保険給付」と「高齢者への支援金・納付金」

支出は保険給付にかかる費用のほか、高齢者の医療を支えるために支払う支援金や納付金が主なものとなります。そのほかでは、各種健診など健康づくりをサポートする保健事業にあてる費用や事務費などがあります。

健康保険組合の大きな2つの役割

健康保険組合が果たす大きな2つの役割に「保険給付」と「保健事業」があります。

不時の出費を補う

「保険給付」

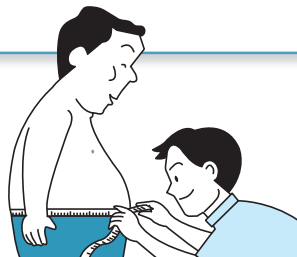
被保険者や被扶養者の病気やけが、傷病による休業、出産、死亡などに対して、医療費の負担や各種給付金を支給しています。



健康づくりをサポートする

「保健事業」

被保険者や被扶養者の「健康づくり」をサポートするための各種事業です。健康情報の提供、病気の予防を目的とした各種健診、運動施設や保養施設の利用機会の提供など、さまざまな事業を行っています。



「メタボ対策」

も保健事業の一環です

健康保険組合の実施義務として、40歳～74歳の被保険者および被扶養者に対して、メタボリックシンドロームに重点を置いた健診と健診結果に基づく保健指導を行っています。メタボリックシンドロームの対策も保健事業の一環として行っています（リリー健保では30歳および35歳以上を対象としています）。

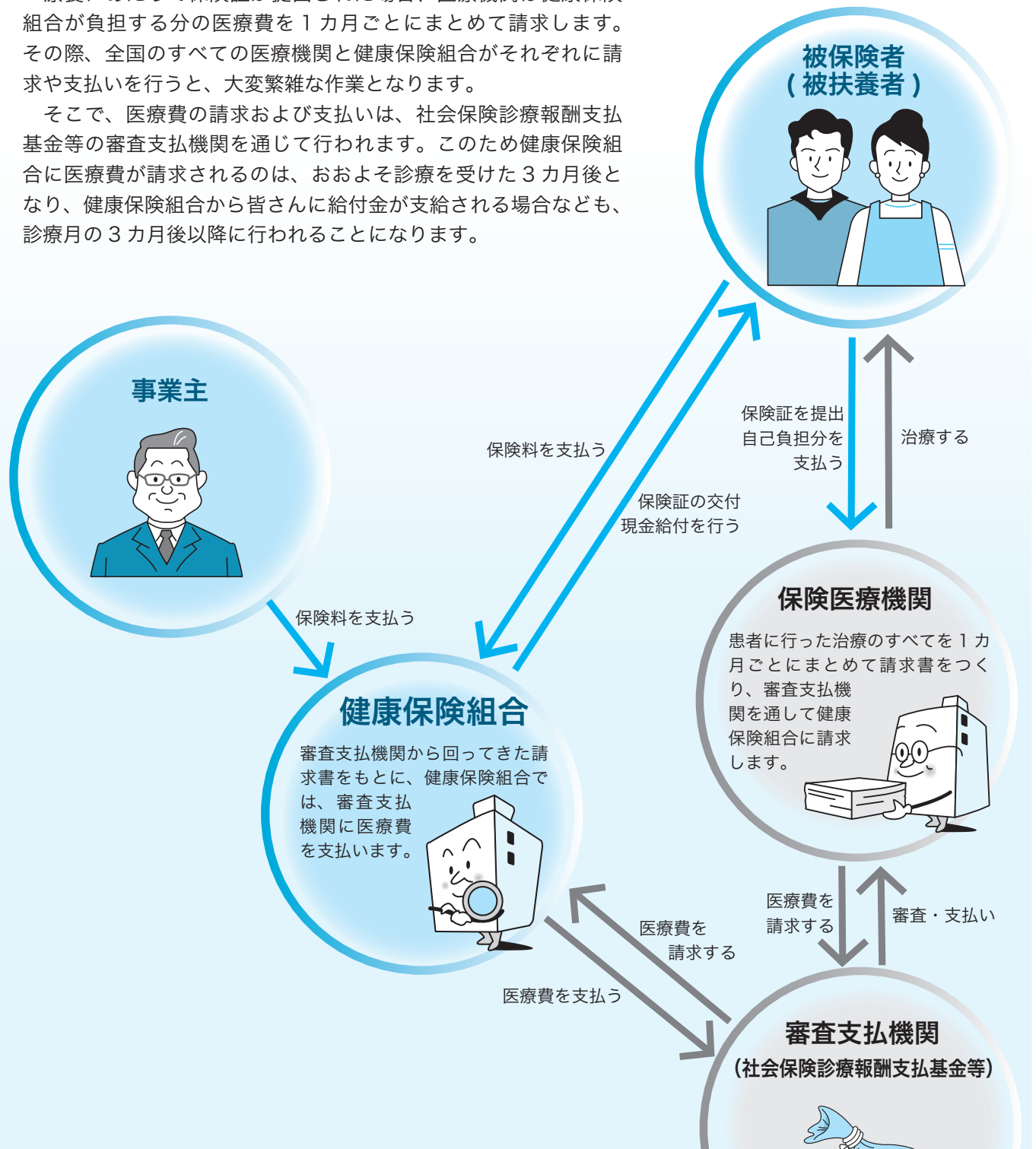
また、医療費や健康情報等のデータ分析に基づき、これまで以上に効率的・効果的な保健事業を実施する「データヘルス計画」の取り組みも行っています。

詳しくは **24** ページ参照 

医療費支払いのしくみ

療養にあたって保険証が提出された場合、医療機関は健康保険組合が負担する分の医療費を1カ月ごとにまとめて請求します。その際、全国のすべての医療機関と健康保険組合がそれぞれに請求や支払いを行うと、大変複雑な作業となります。

そこで、医療費の請求および支払いは、社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関を通じて行われます。このため健康保険組合に医療費が請求されるのは、おおよそ診療を受けた3カ月後となり、健康保険組合から皆さんに給付金が支給される場合なども、診療月の3カ月後以降に行われることとなります。



レセプトにより請求

医療機関は医療費の請求書として「レセプト（診療報酬明細書）」を作成します。これは診療内容の明細が記載されたもので、審査支払機関および健康保険組合ではその内容に誤りがないかをチェックしています。

健康保険組合に加入する人

健康保険組合には働いている本人だけでなく、一定の条件を満たした家族も加入することができます。また、退職して加入資格を喪失したあとも、個人の資格で加入できる場合があります。

本人は「被保険者」として加入

健康保険に加入している本人を「被保険者」といいます。健康保険が適用される事業所に働く場合は、パートタイマーなど労働条件が一定の基準を満たさない場合を除き、本人の意思にかかわらず、だれもが被保険者となります。

パートタイマーなどで、1週の所定労働時間および1月の労働日数が常時雇用者の4分の3以上ある場合は被保険者となります。

また、4分の3未満の場合でも、従業員数501人以上の事業所※¹（または500人以下で加入について労使合意した事業所）に勤める人で、次の4つの条件すべてに該当する人は被保険者となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 勤務期間が1年以上※²
- 賃金の月額が8.8万円以上
- 学生でないこと

*従来、被扶養者となっていた人も上記に該当する場合は被保険者となります。



家族は「被扶養者」として加入

健康保険では、被保険者に扶養されている家族にも保険給付を行います。この家族のことを「被扶養者」といいます。被扶養者となるためには一定の条件を満たしていることが必要で、健康保険組合の認定を得なければなりません。

資格の取得と喪失

被保険者の資格は、就職した日に取得し、退職または死亡した日の翌日に失います。また、75歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、在職中でも被保険者資格を失います。なお、被扶養者については、健康保険組合の認定によって資格を取得し、認定事由がなくなると資格を失います。

資格取得

就職した日に被保険者の資格を取得します。

資格喪失

退職または死亡した日の翌日に被保険者の資格を喪失します。

被保険者となる

退職後も「任意継続被保険者」として加入できる場合があります

退職すると被保険者の資格を失いますが、引き続き健康保険組合に加入したい場合、一定の条件を満たしていれば、「任意継続被保険者」として加入することができます。

※1 令和4年10月より従業員101人以上の会社に勤める人が対象になり、令和6年10月より従業員51人以上の会社に勤める人が対象になる予定です。

※2 「勤務期間が1年以上」の要件は、令和4年10月から廃止される予定です。

75歳になると加入資格を失います

被保険者や被扶養者が75歳になると、後期高齢者医療制度に加入するため、健康保険組合の加入資格を失います。また、75歳になった被保険者に被扶養者がいる場合、被扶養者も同様に健康保険組合の加入資格を失います。

詳しくは **76** ページ参照

詳しくは **78** ページ参照

「保険証」が交付されます

被保険者の資格を取得すると、当健康保険組合の加入者であることの証明として「保険証」が交付されます。医療機関にかかるとき、保険証を提出すれば、医療費の自己負担分を支払うだけで必要な治療を受けることができます。

大切に保管しましょう

保険証は受診のとき必要になるばかりでなく、身分証の役割も持つ非常に大切なものです。保管には十分気をつけましょう。

▶本人

個人を特定する番号です
ご本人（被保険者）・ご家族（被
扶養者）共通となります

枝番で個人を
特定します

健康保険被保険者証 本人（被保険者） 令和00年00月00日交付

記号 1 番号 0000（枝番）00

氏名 健保 太郎
生年月日 昭和00年00月00日 性別
資格取得年月日 平成00年00月00日

保険者所在地 大阪市淀川区宮原4-1-6

保険者番号 06273759 Lilly 日本イーライリリー健康保険組合
名 称 06 (6150) 1090

3. 私は、臆病を提供しません。
【1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。】
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

〔特記欄：〕
署名年月日： 年 月 日
本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

こんなことにご注意ください

- 保険証が届いたら、記載事項に誤りがないかを確認してください。
- 保険証の記載事項は、住所欄を除いて自分では変更できません。
- 保険証の記載事項に変更が生じたら、すみやかに健康保険組合に届け出てください。
- 万が一、紛失した場合は、すみやかに健康保険組合に届け出てください。
- 保険証の不正使用や貸し借りは厳禁です。

※ オンライン資格確認を導入している医療機関等では、今後、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになる予定です。利用にはマイナポータルでの事前登録が必要です。

カードタイプの保険証は1人1枚

保険証には、原則として被保険者に1枚だけ発行される「紙タイプ」と、被保険者・被扶養者それぞれに1枚ずつ発行される「カードタイプ」があります。リリー健保は利便性を考慮して、カードタイプの保険証を採用していますので、加入者1人ひとりに保険証が発行されています。

2021年4月以降発行の保険証には枝番が加わります。これにより個人を特定できるようになります。

Q&A

Q 保険証を紛失しました。悪用されないか心配です。どうしたらよいでしょうか？

A 盗難などによる紛失の場合は、早急に警察に届け出てください。
紛失した保険証の悪用を阻止する手だては現在のところありませんが、警察に遺失届（もしくは盗難届）を出せば、その後に事情を知っている取得者が保険証を悪用して他人に被害を発生させても、あなたに責任が及ぶことは避けられます。
保険証は再発行しますので、「被保険者証再交付申請書」に必要事項を記入のうえ、**リリー社員はラクラス、エランコ社員はBDO**に提出してください。なお、再発行を受けた後に紛失した保険証が見つかったときは、紛失した方の保険証をリリー健保まで返却してください。

詳しい手続きは **72** ページ参照

被扶養者として認定されるための条件

被扶養者として認定されるためには、原則として国内に居住していて、「親族の範囲」と「収入」について一定の条件を満たしている必要があります。

被扶養者として認められる親族の範囲

被扶養者となる家族の範囲は、三親等内の親族と決められています。さらに、同居・別居により、条件が異なります。



同居でも
別居でもよい人

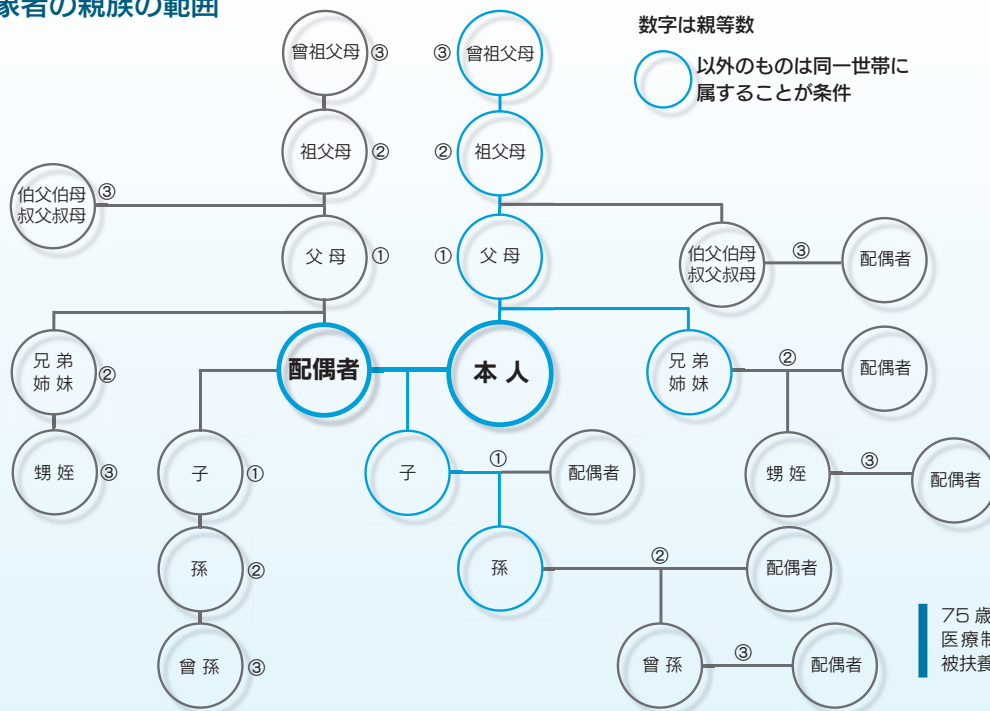
- ① 配偶者
- ② 子、孫
- ③ 兄弟姉妹
- ④ 父母などの直系尊属



同居が条件の人

- ① 左記以外の三親等内の親族
- ② 内縁の配偶者の父母および子
- ③ 内縁の配偶者死亡後の父母および子

認定対象者の親族の範囲



被扶養者として認められる収入の限度

被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。具体的には次のような基準が定められています。



同居している場合

対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること



別居している場合

対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、その額が被保険者からの仕送り額より少なくかつ、被保険者の収入の2分の1未満であること

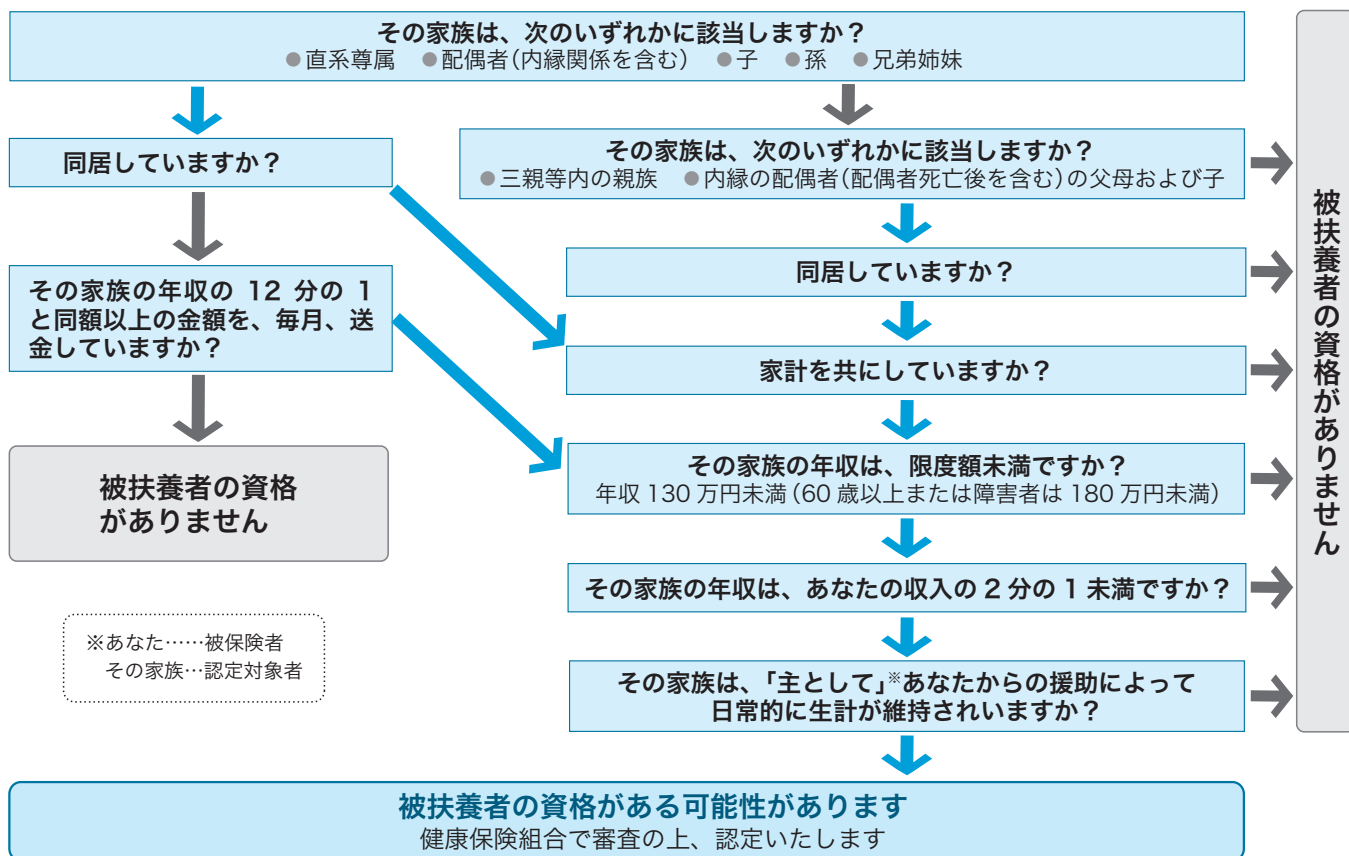
※ 仕送りについて

- ・ 年間の仕送り額…被扶養対象者の年収を上回る額
- ・ 仕送りの頻度…1カ月または2カ月ごと
- ・ 仕送り証明…金融機関の振込控え、通帳コピー等（手渡し以外の方法で仕送りをしていること）

こうした条件をクリアしている方について健康保険組合が総合的に判断し認定します

被扶養者資格認定の自己点検チャート

YES… ↓ NO… ↓



5日以内に健康保険組合に届出を

健康保険組合は届出をもとに、被扶養者となるための条件を満たしているかを判定します。そのため、被保険者資格を取得したとき、被扶養者にしたい人がいる場合は「被扶養者異動届」に該当事項を記入し、必要書類を添えて届け出てください。また、結婚や出産などにより新しく被扶養者が増えたときも、そのつど5日以内に届出を行うようにしてください。

詳しくは **42**～**43** ページ参照

Q & A

Q 国民健康保険に入っている父母を私の被扶養者にしたいのですが？

A 両親の保険料を払わずにすむといった理由では認められません。被扶養者と認められるためには、被保険者によって実際に扶養されていることが必要です。

Q 被扶養者の認定対象者の「収入」とは、どのようなものが該当しますか？

A 年間収入とは、給与、事業収入、各種年金(公的・障害・遺族・企業・個人等)、雇用保険、傷病手当金、出産手当金、労災保険の給付金、利子・配当、不動産・株式等の資産、売却収入、その他贈与、被保険者以外からの仕送り金など全てを含みます。ただし、今後将来に向かっての収入で判断いたしますので、退職金や出産育児一時金等の一時的な収入は含みません。

Q 雇用保険の失業給付を受けている配偶者を被扶養者にすることはできますか？

A 失業給付を受けている間は、原則として「主として被保険者の収入によって生活している」とは考えられませんので、一般的には被扶養者と認められません。ただし、失業給付がわずかであれば、認められる場合もあります(日額3,612円未満、60歳以上または障害者は日額5,000円未満)。なお、待期・給付制限期間中は収入がないため被扶養者となることはできません。

リリー健保では被扶養者の認定について毎年調査を実施します

被扶養者認定に必要な提出書類等一覧 (対象者別)

扶養申請対象者との関係や収入の状況によっては、下記以外の証明書類や申立書等の提出を求めることがあります。また、申請ケースによって細かく内容を確認する場合があります。

○印・・・必ず提出 △印・・・該当する人は提出

認定対象者	就労状況 ・ 年齢区分等	必要書類等										備考		
		健保専用書類		添付書類										
		被扶養者異動届	被扶養者調書(調書)	世帯全員の住民票(※1)	課税(非課税)証明書(※2)	離職票(1)および(2)	雇用保険受給資格者証	退職証明書	または学生証の写	在学証明書	通知書の写		年金改定通知書 または年金振込	送金証明書(※3)
配偶者	無職	○	○	○	○									別居の場合は調書に別居理由を明記 雇用形態変更等による収入減少の申請の場合は、「雇用契約書(給与条件必須)」の写し、または認定基準内の収入である旨記載した雇用先の「事業主証明書」、証明書がない場合は直近の給与明細3カ月分を添付 1年以内に新たにパートやアルバイトを開始された方も同様
	就労中(認定基準内収入)	○	○	○	○									
	1年以内に退職	○	○	○	△ 60歳以上の配偶者のみ	○								
	学生	○	○	○					○					
子	誕生のとき	○		○ (※4)										配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者の収入証明<※2>を添付 自営業の場合は申告済みの確定申告書と収支がわかる証明書 16歳以上で無職または就労中(認定基準内収入のみ)の場合は、扶養が必要な理由を調書に明記し、収入証明を添付<※2> 学生以外で別居は、調書に別居理由を明記し、直近3カ月分の送金証明書<※3>を添付
	高校生以下の学生	○		○										
	高校卒業以上の学生	○	○	○	△				○		△ 別居			
	中学卒業以上の学生以外	○	○	○	○						△ 別居			
	中学卒業以上で1年以内に退職	○	○	○		○					△ 別居			
父母 祖父母	無職	○	○	○	○						△ 別居		父母または祖父母が夫婦で同一世帯を構成している場合は両者の収入証明・年金証明書等が必要 別居の場合は、扶養が必要な理由を調書に明記し、直近3カ月分の送金証明書<※3>を添付 年金受給年齢の人で、これから年金を請求される場合または年金受給手続き中の場合は、「年金見込額照会回答票」を添付	
	就労中(認定基準内収入)	○	○	○	○						△ 別居			
	1年以内に退職	○	○	○		○					△ 別居			
兄弟 姉妹 孫	高校生以下の学生	○	○	○							△ 別居	認定対象者を父母等が扶養できない理由を調書に明記 別居の場合は必ず直近3カ月分の送金証明書(※3)を添付		
	高校卒業以上の学生	○	○	○				○			△ 別居			
	中学卒業以上の学生以外	○	○	○	○						△ 別居			
	中学卒業以上で1年以内に退職	○	○	○		○					△ 別居			
上記 以外の 三親等 内の 親族	高校生以下の学生	○	○	○							△ 別居	同居が扶養認定の条件 配偶者、父母、兄、姉等が扶養できない理由を調書に明記		
	高校卒業以上の学生	○	○	○				○			△ 別居			
	中学卒業以上の学生以外	○	○	○	○						△ 別居			
	中学卒業以上で1年以内に退職	○	○	○		○					△ 別居			

- <※ 1> 住民票は世帯全員の続柄が記載されている発行日より3カ月以内の原本を提出してください。
養父母、養子等続柄証明が必要な場合は戸籍謄本を添付してください。
- <※ 2> 市区町村発行の収入額の記載されている各種証明書(所得証明書、課税(非課税)証明書)は、発行日より3カ月以内の原本を提出してください。
自営業等給与収入以外がある場合、「確定申告書、収入内訳書(経費の内訳)」(写)も必ず提出してください。
- <※ 3> 送金証明書とは、「振込明細書」の写しまたは「通帳」の写しとなります。現金の手渡しは不可。
- <※ 4> 誕生のとき、住民票の代わりに「母子健康手帳の表紙(氏名記載分)」と市町村長の証明印がある頁「出生届済証明」の写でも代用可。

【注 1】1年以内に退職をした人の被扶養者認定を申請するときは下記の該当する資料を提出してください。

- ◆失業給付・給付制限期間のある人→「離職票」(1)(2)(写)または「退職証明書」
- ◆失業給付を受給しない人→「離職票」(1)および(2)(写)または「退職証明書」または「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」(写)
- ◆失業給付の受給を終了した人→支給終了印のある「雇用保険受給資格者証」(両面の写)
- ◆受給期間を延長する人→受給期間延長受理印のある「離職票」(写)または「雇用保険受給資格者証」(写)(後日延長通知書(写)を提出)
- ◆雇用保険が適用されない人→雇用保険未加入である旨記載した事業主の「退職証明書」または「給与明細書」3カ月分の(写)

【注 2】親の扶養申請の場合、年齢に関わらず「扶養申請前状況確認シート」を送付しますので、まずはリリー健保へご連絡ください。

【注 3】就労年齢と考えられる60歳未満の親(父母)を扶養したい方は働けない理由について、「申立書」(健保ホームページに掲載)の記載が必要です。

【注 4】左記書類以外にその他必要な書類や「申立書」(健保ホームページに掲載)等の提出を求められることがあります。

【注 5】認定対象者の住民票に認定対象以外の成人がいる場合は、その人の収入を証明する書類を提出してください。

※その他ご不明な点や自営業を廃業した人や配偶者・子以外の認定手続きについては、リリー健保にお問い合わせください。

※2020年4月1日より、被扶養者認定要件に「日本国内に住所を有すること」が新たに加われました。ただし例外として、留学生や海外赴任に同行する家族などは、要件を満たせば認定されます。

●収入に関する原則(健康保険の被扶養者の収入基準と税法上の扶養控除配偶者の収入基準は違います)

	60歳未満の方	60歳以上75歳未満
同居	年間収入見込額が130万円未満 (1月あたり108,333円未満)	年間収入見込額が180万円未満 (1月あたり150,000円未満)
	被保険者の年間収入の1/2未満	
別居	年間収入見込額が130万円未満	年間収入見込額が180万円未満
	月あたり(年間)の収入額が被保険者からの仕送り額よりも少なく、かつ被保険者の年間収入の1/2未満	

●年間収入とは

給与、事業収入、各種年金(老齢、退職、障害、遺族、企業、個人等)、雇用保険、傷病手当金、出産手当金、労災保険の給付金、利子、配当、不動産、株式等の資産、売却収入、その他贈与、被保険者以外からの仕送り金など全てを含みます。ただし、今後将来に向かつての収入で判断いたしますので、退職金や出産育児一時金等の一時的な収入は含みません。

●年間収入が認定基準を超えていなくても下記の方は被扶養者に認められません。

- ・被保険者よりも扶養義務のある人がいる場合
- ・雇用保険受給中
- ※雇用保険受給中および傷病手当金・出産手当金の受給中に関しては、基本日額3,612円未満の場合に限り認定は可能です。

●三親等内の親族一覧について

同居でなくてもよい人
・配偶者、子(養子を含む)、父母(養父母を含む)等の直系尊属
同居であることが条件の人
・上記以外の三親等内の親族(義父母等)、内縁の配偶者およびその父母・連れ子、内縁の配偶者死亡後のその父母・連れ子 なお、添付書類については健康保険組合へお問い合わせください。

健康保険の被扶養者に該当しなくなる時

●被扶養者の資格を失ったときは5日以内に届出を

被扶養者としていったん登録されたあと、時間の経過とともに生活・生計状況が変化して、健康保険の被扶養者の資格を失うことがあります。

例えば、被扶養者であった人の就職、結婚、別居、死亡などの場合です。「被扶養者として認定されるための条件」(40ページ参照)にみられる被扶養者の要件が欠けた場合は、被扶養者から除く手続きをとらなければなりません。ただちに**各社の担当窓口**経由でリリー健保に届け出てください。

手続きが遅れ、事後に給付、医療費の利用が確認された場合はリリー健保より返還請求します。
また、扶養に該当しない人を登録したままにしていると、本来負担しなくてもいい高齢者医療制度の支援金・納付金が増加し、将来的に保険料の引き上げなど、被保険者の方の負担増につながりますので、手続きは速やかにしてください。

例えばこんなとき

●就職したとき 収入が増えたとき

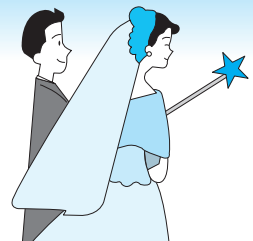
子どもや妻などの被扶養者が就職して勤め先の健康保険に加入したり、収入が増えて被扶養者としての認定要件をはずれた場合などは、被保険者の被扶養者自身が被保険者になります。
※収入金額については、43ページをご参照ください。



●扶養しているお子さんが 結婚したとき

結婚相手の被扶養者になります。

●扶養している配偶者と 離婚したとき



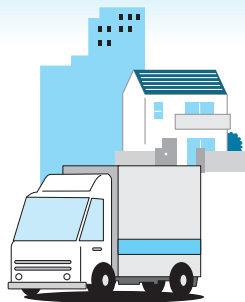
●雇用保険の失業給付を 受給したとき

※失業給付の受給金額については、41ページのQ & Aをご参照ください。



●別居したとき

被保険者と同居していなければ被扶養者として認められない人(「被扶養者として認定されるための条件」(40ページ参照)は、別居によって被扶養者からはずれます。



●別居している扶養家族への 仕送りをやめたとき

(生計維持関係の解消)

●死亡したとき

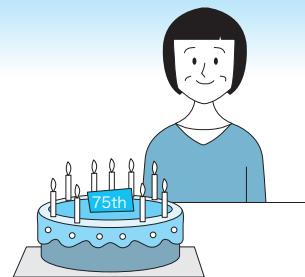
被扶養者が死亡した場合は、家族埋葬料などが支給されますので、「埋葬料(費)支給請求書」などの提出も必要です。(詳しくは70ページ参照)



●75歳(一定の障害がある方は65歳)になったとき

2008年4月から後期高齢者医療制度が創設され、75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の人はすべて後期高齢者医療制度に加入することになっていますので、被保険者や被扶養者が75歳(一定の障害がある方は65歳)になったとき、健康保険組合の加入資格を失います。(詳しくは78ページ参照)

※後期高齢者医療制度の対象者となる被保険者に74歳以下の被扶養者がいる場合、被扶養者も加入資格を失いますので、75歳になるまでは国民健康保険などに加入する必要があります。



詳しい手続きは **72** ページ参照

保険料を納めていただきます

被保険者および事業主は、毎月の給与と賞与から、収入に応じた保険料を納めます。

保険料の計算方法

保険料は収入に応じた額に保険料率を乗じた額となりますが、毎月の給与と賞与で計算方法が異なります。



○毎月納める保険料

$$\text{毎月納める保険料} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率}$$

標準報酬月額とは

被保険者が受ける報酬額は随時変動するため、そのつど保険料を計算すると大変非効率的です。そこで、健康保険では段階的に報酬の範囲と「標準報酬月額」が定められ、定められた範囲内の報酬は、標準報酬月額が当てはめられることになっています。

●50等級に区分されています

標準報酬月額は現在 58,000 円から 1,390,000 円の 50 段階に区分されています。この等級区分は、すべての健康保険組合に共通のものとなっています。

例 報酬の範囲：270,000 円以上 290,000 円未満
→ 標準報酬月額：280,000 円

詳しくは **82** ページ参照

報酬とは

標準報酬月額を算定する際の「報酬」とは、金銭・現物を問わず、給料・俸給・手当など被保険者が労働の対償として受けるものすべてが含まれます。ただし、慶弔金など臨時の収入となるものは除かれます。

Q&A

Q 給料等から差し引かれる保険料は、いつの分ですか？

A 保険料は月単位で計算されますが、事業主が被保険者の保険料を給料等から差し引くことができるのは、前月分の保険料に限られています。なお、資格を取得した月は、月の途中からでも 1 カ月分の保険料が翌月の給料から差し引かれますが、退職などで資格を喪失した月の保険料は徴収されません。ただし、月の末日に資格を喪失した場合は、翌月の 1 日が資格喪失日となりますので、その月分の保険料も徴収されます。

○賞与から納める保険料

$$\text{賞与から納める保険料} = \text{標準賞与額} \times \text{保険料率}$$

標準賞与額とは

賞与の1,000円未満の端数を切り捨てた額です。ただし、その年度に支給される賞与の累計額573万円が上限となります。この計算方法は、すべての健康保険組合に共通です。なお、累計額の計算は保険者単位となるので、加入する健康保険組合等が変わった場合は、改めて計算されます。

●年3回までの賞与について負担

賞与から保険料を負担するのは、賞与が年3回まで支給される場合です。年4回以上支給される場合は「報酬」として扱われ、標準報酬月額を算定するときに組みこまれます。

標準報酬月額を決める時期

標準報酬月額は被保険者資格を取得するときに決まりますが、毎年見直しが行われます。また、報酬が大幅に変わったときも見直しが行われます。

●就職したとき（資格取得時決定）

初任給等を基礎にして決められます。

●毎年7月1日現在で（定時決定）

その年の4月、5月、6月の報酬をもとに、原則として全被保険者の標準報酬月額が7月1日現在で決め直されます。

※決め直された標準報酬月額は、9月1日から翌年8月31日まで適用されます。

●標準報酬月額が大幅に変わったとき（随時改定）

昇給などにより固定的賃金に変動があり、連続した3カ月間に受けた報酬の平均月額が2等級以上変わる場合は決め直されます。

●産前産後休業が終わったとき（産前産後休業終了時改定）

産前産後休業の終了後に職場復帰した被保険者が短時間勤務等により報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により決め直されます。

●育児休業等が終わったとき（育児休業等終了時改定）

育児休業等の終了後に職場復帰した被保険者が3歳未満の子を養育しており、短時間勤務等により報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により決め直されます。

被保険者が海外にいる場合

海外で受けた療養も健康保険の給付の対象となるため、被保険者が海外に滞在中であっても介護保険料以外は通常どおり納めることになっています。



介護保険料については、海外滞在により介護保険の被保険者から外れる場合は、健康保険組合に届け出れば免除されます。

●産前産後休業中および育児休業中は保険料負担の免除が受けられます

産前産後休業期間中および育児休業期間中の保険料は、事業主の申し出により、被保険者負担分・事業主負担分ともに免除されます。

保険料の種類

健康保険組合に納める保険料は、「**一般保険料**」、「**調整保険料**」、「**介護保険料**」があり、それぞれ被保険者と事業主が負担します。負担割合は折半負担が原則ですが、健康保険組合の場合、被保険者の負担分を少なくすることが認められています。

一般保険料

健康保険組合を運営する財源となる保険料です。各種給付金や保健事業にかかる費用など事業を運営するための財源となります。また、高齢者の医療を支える支援金や納付金にも多額の費用を支払うことから、その内訳がわかるように、基本保険料と特定保険料に区分されます。

- **基本保険料**…医療の給付、保健事業などにあてる保険料
- **特定保険料**…高齢者等の医療を支える費用にあてる保険料

保険料率 健康保険組合の財政状況に応じて、30/1000 から 130/1000 の範囲内で決められます。

調整保険料

全国の健康保険組合が共同で拠出している保険料で、高額な医療費負担が発生した場合や、財政が窮迫した健康保険組合へ交付される交付金の財源となります。

保険料率 基本となる料率 1.3/1000 に、若干の修正率を乗じて決められます。

介護保険料

全国の市区町村が運営する介護保険制度のための保険料です。健康保険組合に加入する 40 歳～74 歳の介護保険第 2 号被保険者の保険料は、健康保険組合が徴収する義務を負っているため、一般保険料にあわせて徴収しています（40 歳～74 歳の被扶養者の介護保険料は健康保険組合の判断により介護保険料を徴収することができますが、リリー健保では徴収していません）。

保険料率 健康保険組合には毎年介護納付金が割り当てられます。介護保険料率はこれをまかなうことができるように設定されます。

※ 詳しくは 82 ページの保険料月額表をご参照ください

保険料の負担割合

保険料率は各健康保険組合の財政状況によって異なります。リリー健保の場合は次のようになっています。

	▼一般保険料	▼介護保険料
被保険者負担率	$\frac{36.670}{1000}$	$\frac{10.000}{1000}$
事業主負担率	$\frac{39.330}{1000}$	$\frac{10.000}{1000}$
合計	$\frac{76.000}{1000}$ (調整保険料率を含む)	$\frac{20.000}{1000}$ (40歳～64歳の被保険者は負担)

● 特定保険料の創設

2008 年 4 月から、新しい高齢者医療制度の創設にあわせて、健康保険の一般保険料が基本保険料と特定保険料に分けられることになりました。特定保険料とは、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金など、高齢者の医療等を支えるために健康保険組合が支払う費用にあてる保険料のことで、一般保険料をこのように区分することにより、高齢者にどの程度支援が行われているのか、わかりやすくなります。

● 基本保険料

医療の給付、保健事業などにあてる保険料

● 特定保険料

高齢者の医療等を支える費用にあてる保険料

	基本保険料	特定保険料
被保険者負担率	$\frac{22.060}{1000}$	$\frac{13.896}{1000}$
事業主負担率	$\frac{23.659}{1000}$	$\frac{14.905}{1000}$
合計	$\frac{45.719}{1000}$	$\frac{28.801}{1000}$

！ 支援金と納付金の重い負担

健康保険組合は、高齢者の医療制度を支える財源として多額の費用を負担しており、高齢社会の進展に伴う負担の増大は、健康保険組合の財政を悪化させる大きな要因となっています。後期高齢者医療制度への支援金、前期高齢者の医療費の財政

調整として納付金を支払うほか、経過的に存続する退職者医療制度への拠出金が必要になるなど、健康保険組合には一層重い負担が課されています。

保険給付一覧 健康保険組合では



被保険者の給付一覧

法定給付 ● 健康保険法で決められた給付		付加給付 ● リリー健保独自の給付
給付の種類	支給要件	法定給付に加えて支給
○ 病気やけがをしたとき		
療養の給付	保険医療機関に保険証を提出して、病気やけがの療養を受けたとき	●一部負担還元金 自己負担額（1カ月、1件ごと。高額療養費は除く）から20,000円を控除した額 1,000円未満不支給 100円未満切り捨て
保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき	
療養費	立て替え払いをしたとき	●合算高額療養費付加金 合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額（合算高額療養費は除く）から1件につき20,000円を控除した額 1,000円未満不支給 100円未満切り捨て
高額療養費	1件の療養に関して、1カ月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	
合算高額療養費	同一世帯内で21,000円以上の自己負担が1カ月に2件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき	
高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	●訪問看護療養費付加金 上記、「一部負担還元金」と同様
訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	●傷病手当金付加金 [直近12カ月間の標準報酬月額平均額の30分の1]の10%に相当する額を支給
入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	
入院時生活療養費	65歳以上の方が療養病床に入院したとき	●出産育児一時金付加金 1児につき100,000円を支給
移送費	歩行が困難な状態で転院などをするととき	
傷病手当金	療養のために休業し、給料を受けられないとき	●埋葬料付加金 10,000円を支給
出産手当金	出産のために休業し、給料を受けられないとき	
出産育児一時金	出産をしたとき	
死亡したとき		
埋葬料	死亡したとき	

こんな保険給付を行っています



被扶養者の給付一覧

法定給付 ● 健康保険法で決められた給付			付加給付 ● リリー健保独自の給付
給付の種類	支給要件	給付内容	法定給付に加えて支給
○ 病気やけがをしたとき			
家族療養費	保険医療機関に保険証を提出して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割 (小学校入学前の場合) 8割 (70歳～74歳の場合) 8割 (現役並み所得者：7割)	● 家族療養費付加金 自己負担額 (1 カ月、1 件ごと。家族高額療養費は除く) から 20,000 円を控除した額 1,000 円未満不支給 100 円未満切り捨て
* 保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき		
* 療養費	立て替え払いをしたとき		● 合算高額療養費付加金 合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額 (合算高額療養費は除く) から 1 件につき 20,000 円を控除した額 1,000 円未満不支給 100 円未満切り捨て
高額療養費	1 件の療養に関して、1 カ月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額 (1 カ月) を超えた額 ● 標準報酬月額別の所得区分 83 万円以上：252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% 53～79 万円：167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% 28～50 万円：80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 26 万円以下：57,600 円 ※低所得者の自己負担限度額は 35,400 円になります。 ※直近 12 カ月間に 3 カ月以上高額療養費に該当した場合、4 カ月目からは自己負担限度額が低額になります ※70 歳～74 歳の自己負担限度額は異なります	
合算高額療養費	同一世帯内で 21,000 円以上の自己負担が 1 カ月に 2 件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき		
高額介護合算療養費	1 年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額 (1 年) を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額	
家族訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の 7 割 ※小学校入学前・70 歳～74 歳の給付割合は家族療養費と同様です	● 家族訪問看護療養費付加金 上記、「家族療養費付加金」と同様
* 入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1 日 3 食を限度に 1 食あたり 460 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります	
* 入院時生活療養費	65 歳以上の人が入院したとき	食費として 1 日 3 食を限度に 1 食あたり 460 円を超えた額、居住費として 1 日 370 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります	
家族移送費	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費	

○ 出産をしたとき

家族出産育児一時金	被扶養者が出産をしたとき	1 児につき 420,000 円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは 404,000 円になります	● 家族出産育児一時金付加金 1 児につき 100,000 円を支給
-----------	--------------	---	---------------------------------------

○ 死亡したとき

家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき	一律 50,000 円	● 家族埋葬料付加金 10,000 円を支給
-------	-------------	-------------	---------------------------

* 「保険外併用療養費」「療養費」「入院時食事療養費」「入院時生活療養費」が被扶養者に支給されるときは「家族療養費」として支給されます。

一部負担還元金、家族療養費付加金、高額療養費、合算高額療養費 (付加金) や直接支払制度を使った場合の (家族) 出産育児一時金付加金 (差額内払金含む) については自動払いのため、申請不要。健康保険組合からの給付金は原則給与口座にお振り込みし、支給決定通知書をご自宅に送付します。

※ 会社の一般医療費・歯科治療費補助制度の申請に支給決定通知書 (写) が必要になりますので、大切に保管しておいてください。
 ※ なお、一般医療費・歯科治療費補助制度申請窓口は **リリー社員は人事オペレーション、エランコ社員はBDO** になりますので、詳細については直接ご確認ください。
 ※ 手続きの詳細については健保ホームページを参照、またはリリー健保へお問い合わせください。申請書は健保ホームページからダウンロードできます。

保険給付のしくみ

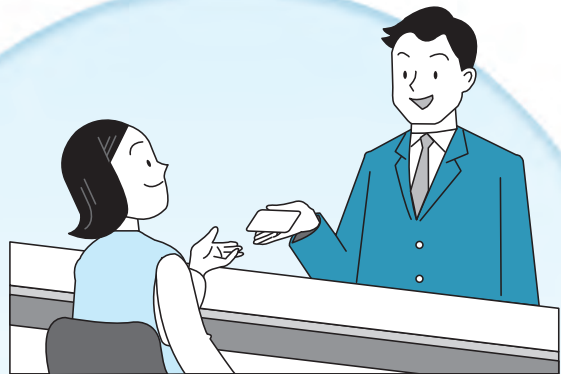
健康保険では、業務外で発生した病気やけがに対して、保険給付が行われます。

保険証を提出して受診します

病気やけがをしたとき、医療機関の窓口で保険証を提出すると、医療費の支払いにあたり、健康保険組合から給付される分の医療費はあらかじめ差し引かれ、患者本人が負担する分の医療費だけを支払えばよいことになります。

ただし、これは健康保険を取り扱っている「保険医療機関」で療養を受ける場合で、健康保険を扱わない医療機関で療養を受けた場合は、医療費の全額を自分で負担しなければなりません。

※オンライン資格確認を導入している医療機関等では、今後、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになる予定です。利用にはマイナポータルでの事前登録が必要です。



受けられる療養の範囲

健康保険で受けられる療養の範囲は、健康保険法により次のように定められています。

- ① 診察
- ② 薬剤または治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 在宅療養・看護
- ⑤ 入院・看護

健康保険組合にはプラスアルファの給付が認められています

健康保険の給付には「法定給付」と「付加給付」があります。法定給付は健康保険法に定められた給付で、すべての健康保険組合で同様の給付が行われます。一方、付加給付は法定給付に上乗せして支給される給付のことで、一定の範囲内であれば、各健康保険組合が独自に設定することができます。

保険給付には「現物給付」と「現金給付」があります

現物給付とは、病気やけがを治すために医療そのものを給付することをいいます。つまり医療機関で受ける治療行為などが現物給付となります。

現金給付とは、療養にかかった費用をはじめ現金で支給される給付のことです。休業・出産・死亡などに対する給付金が現金給付となります。

保険給付は2年で時効に

健康保険の給付を受ける権利は2年で時効となります。請求の手続きを自分で行う場合はご注意ください。

受給権は保護されます

健康保険の給付を受ける権利は、他人にゆずったり、担保にしたり、差し押さえたりすることはできません。

給付時期：高額療養費、一部負担還元金等は診療月の約3カ月後の15日頃に支給

＜例＞2月診療分・・・5月15日支払い

給付通知：振込日頃自宅へ、支払決定通知書を送ります。口座情報について：原則、給与口座にお振り込みいたします。

注意事項：高額療養費、付加金については、申請をしていただく必要はありません。

この給付に公的機関からの助成がある場合は、助成が優先されます。

(医療費助成が受けることができる場合は、健康保険組合までお申し出ください。また、確認のため健康保険組合から問い合わせをする場合がございますので、迅速な回答にご協力ください)

健康保険が使えるときと使えないとき

健康保険の給付の対象となるのは、治療方法として安全性や有効性が認められ、あらかじめ国によって保険の適用が認められている療養に限られます。

✖ こんなときは健康保険が使えません

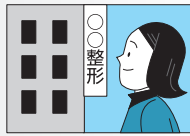
- 仕事や日常生活にさしさわりのないソバカス、アザ、ニキビ、ホクロ、わきがなど



- 回復の見込みがない近視、遠視、乱視など



- 美容のための整形手術



- 予防注射や予防内服



- 健康診断、生活習慣病検査、人間ドック



- 正常な妊娠・出産



- 経済的理由による人工妊娠中絶



○ こんなときは健康保険が使えます

- 治療を必要とする症状があるもの



- 視力に変調があって診てもらったときの診察、検査、眼鏡の処方箋



- けがの処置のための整形手術



- 傷口から感染している可能性がある場合の破傷風の予防注射など



- 検査の結果、医師が必要と認めた場合の治療



- 妊娠高血圧症候群、異常出産など、治療する必要があるもの



- 経済的理由以外の場合の母体保護法に基づく人工妊娠中絶

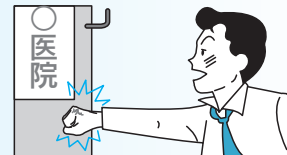


保険給付が制限されるときがあります

業務外の病気やけがであっても、次のような場合には保険給付が制限されます。

全部を制限 (埋葬料以外)

- 故意に事故を起こしたとき



全部または一部を制限

- けんか、泥酔などが原因のとき
- 詐欺や不正行為で保険給付を受けたり、受けようとしたとき
- 健康保険組合が指示する質問や診断などを拒んだとき



一部を制限

- 正当な理由がなく、医師の指示に従わなかったとき



※ 少年院や刑事施設・留置場などに入っている場合も、公費で療養の給付が受けられることなどから保険給付が行われません。

公費負担で受けられる医療について

病気の種類や患者の条件によっては、国や自治体が医療費の全額あるいは一部を負担することがあります。詳しくは該当する病気の治療を受けたり、入院したりするときに、医師に相談してください。

たとえば、こんなとき 公費負担医療に該当します

- 戦傷病者や原爆被爆者に対する医療のように国家補償的意味を持つ場合
- 感染症など社会防疫的意味を持つ場合
- 身体障害者への医療のような社会福祉的意味を持つ場合
- 企業活動に基づく公害病
- 難病の治療、研究を目的とする場合

※ 公費負担による医療費助成制度に該当されている方は、健康保険組合へご連絡ください。

各自治体独自の医療給付

公費負担医療には、法律として定められた制度のほかにも、都道府県・市区町村など自治体が独自に助成を行うことがあります。助成内容等はそれぞれ異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

たとえば、こんな助成があります

- 乳幼児の医療費
- 心身障害者の医療費
- 老人医療費

勤務中や通勤途中のけが等は労災保険の扱いに

勤務中や通勤途中にけが等をしたときは、健康保険ではなく労災保険が適用され、健康保険と重複して給付を受けることはできませんので、ご注意ください。

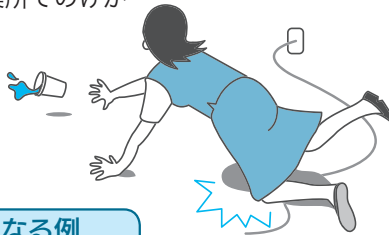
なお、労災保険の給付対象とならない場合は健康保険から給付を受けます。ただし、法人役員の場合は給付を受けられません（被保険者が5人未満の法人を除く）。

業務災害とは

就業時間中で仕事をしている間に、仕事が原因となって発生したけがや病気になった場合をさします。

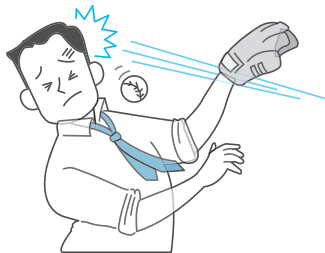
業務上となる例

- 作業の準備や後片付け中のけが
- トイレ、飲水に行く途中のけが
- 休憩中、設備の不備によるけが
- 社内通路の不安全によるけが
- 出張先の事業所でのけが



業務外となる例

- 昼休み、キャッチボールでけがをした
- 出張先で祭り見物をしていてけがをした



通勤災害とは

「通勤」を原因とするけがや病気をさします。なお、通勤とは住居と就業の場所との間を「合理的な経路および方法」によって往復することと定められています。

通勤災害とされる例

- 出勤・帰宅途中、駅の階段で転倒による負傷
- 勤務上の理由による外泊先からの入社途中のけが
- 家から得意先に直行あるいは出先から直接帰宅途中でのけが
- ふつう考えられる経路が複数あるとき、いずれも合理的な経路でのけが
- ふだん電車で通うところを、車で走行中の事故



通勤災害とされない例

- 通勤中の本人の素因による心臓発作
- 就業後、長時間にわたりサークル活動をしてからの帰宅途中のけが
- 出勤扱いとならない行事会場から帰宅途中のけが
- 自宅敷地内での転倒、負傷
- 泥酔運転での事故

手厚い給付が受けられます

労災保険が適用されると、労災病院か労災指定病院で療養を受ければ、業務災害であれば患者本人の負担がなく、通勤災害の場合は一部負担金が200円となります。やむを得ず一般の病院で療養を受けた場合でも、あとから払い戻しの請求ができます。



病気やけがをしたとき

病気やけがをしたとき、保険証を提出して受診すると、かかった医療費の3割を支払えば必要な療養が受けられます。なお、小学校入学前の子どもと70歳以上の高齢者は、自己負担がさらに軽減されます（詳しくは55ページ参照）。

かかった医療費の3割を自己負担

病気やけがをしたとき、医療機関の窓口で保険証を提出すると、かかった医療費の3割を支払えば、必要な療養が受けられます。

- 負担割合は年齢によって異なります。
- 入院した場合は、医療費のほかに食事にかかる費用として、別途自己負担があります。また、65歳以上で療養病床に入院した場合は、食事と居住にかかる費用として、別途自己負担があります。詳しくは62ページをご参照ください。

※オンライン資格確認を導入している医療機関等では、今後、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになる予定です。利用にはマイナポータルでの事前登録が必要です。



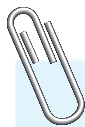
健康保険組合が医療費の7割を負担

健康保険では、業務外の病気やけがに対して行う保険給付を、被保険者の場合は「療養の給付」、被扶養者の場合は「家族療養費」といいます。医療機関で支払う医療費が3割で済むのは、医療費の7割は健康保険組合が負担をするからです。

- 病気やけがに対する保険給付でも、保険外の療養を併用したときは「保険外併用療養費」（60ページ参照）、立て替え払いをして後から払い戻しを受けるときは「療養費」（64ページ参照）といえます。

家族療養費でも 被保険者に支給されます

健康保険の給付は、被保険者本人に対して行われます。被扶養者の病気やけがに対して保険給付を行う場合でも、支給対象者はあくまで被保険者本人になります。



Q & A

Q 子どもが4月に就職しましたが、扶養からはずす届けを忘れていました。その子どもが4月以降に保険証を使って治療を受けた場合、医療費は私に請求されますか？

A ご家族が就職された場合は『被扶養者（異動）届』に、就職された方のリリー健保の保険証を添付して、各社の担当窓口で扶養削除の手続きを行ってください。就職された方の健康保険組合の被扶養者資格は、就職日に遡って取り消します。

扶養削除の届出が遅れたためにリリー健保宛に請求された「お子さんの医療費」は、後日被保険者宛に請求しますので、全額をお支払いいただくことになります。

なお、お支払いいただいた分に該当する医療費は、その時点で加入している医療保険に申請することができますので、申請方法については、そちらの医療保険へお問い合わせください。

申請にはリリー健保の診療報酬明細書（レセプト）が必要ですので、リリー健保へご連絡をお願いします。

受けられる
給付

被保険者が病気やけがをしたとき 療養の給付 被扶養者が病気やけがをしたとき 家族療養費

支給される額

かかった医療費の 7 割

- 給付の対象となるのは保険が適用される療養に限られます。

年齢によって異なる給付割合

保険給付の割合は基本的に 7 割です。ただし、年齢によってはさらに手厚い給付が行われ、小学校入学前は 8 割となります。また、現役並みの所得がある場合を除き、70 歳～74 歳は 8 割、75 歳以上は 9 割となります。

リリー健保の付加給付

リリー健保では自己負担がさらに軽減されるように、自己負担した医療費が一定の額を超えた場合、被保険者は「一部負担還元金」として、被扶養者は「家族療養費付加金」として付加給付を支給しています。

一部負担還元金

被保険者が医療機関で支払った医療費から 20,000 円を差し引いた額が支給されます。ただし、算出した額が 1,000 円未満の場合は支給されません。また、100 円未満の端数は切り捨てされます。

家族療養費付加金

被扶養者が医療機関で支払った医療費から 20,000 円を差し引いた額が支給されます。ただし、算出した額が 1,000 円未満の場合は支給されません。また、100 円未満の端数は切り捨てされます。

- 計算の対象となる自己負担額は、月の初日から末日までの 1 カ月間、1 件のレセプトについての自己負担額となります。
- 入院時の食事療養・生活療養にかかる標準負担額（62 ページ参照）、また保険適用外のサービスにかかる費用などは自己負担額に含みません。
- 高額療養費（57 ページ参照）として支給された額は、自己負担額から除かれます。

※払い戻しの対象となる自己負担を計算するときの基準については、56 ページをご参照ください。

支払いは医療機関から健康保険組合に送られてくるレセプトをもとに自動的に支払われますが、支払いの時期はおおよそ診療月の 3 カ月後になります。

< 計算例 >

自己負担金 30,000 円 - 20,000 円 = 一部負担還元金 10,000 円
最終的な自己負担額は 20,000 円

○年齢別に見る給付割合と自己負担

	▼自己負担	▼保険給付	
小学校入学前	2 割	8 割	…健康保険組合から支給
小学校入学後～69 歳	3 割	7 割	
70 歳～74 歳	2 割	8 割	
現役並みの所得がある場合	3 割	7 割	
75 歳以上	1 割	9 割	…後期高齢者医療制度から支給
現役並みの所得がある場合	3 割	7 割	

自己負担が高額になったとき

医療費の自己負担には「限度額」があり、一定の基準に基づいて計算した自己負担額が限度額を超える場合、超えた額が「高額療養費」として支給されます。

自己負担には「限度額」がもうけられています

健康保険を使えば医療費の負担が一部で済むとはいえ、重い病気にかかったり長期入院したりすれば、多額の医療費を支払わなければなりません。そのような負担を軽減するために、医療費の自己負担には「限度額」がもうけられています。

1カ月単位の限度額です

支払った医療費のすべてが計算の対象になるわけではありません。計算対象となるのは、月の1日から末日までの1カ月にかけた医療費で、さらに次のような決まりに基づいて計算された自己負担額が、限度額を超えたときが払い戻しの対象となります。



医療費の自己負担を計算するときの基準

- ①病院・診療所ごとに計算
 - 複数の病院や診療所に同時ににかかっている場合は、それぞれ別件として計算されます。
 - 一度退院したあとに、同じところへ再入院するなどの場合は、同一月内であれば合わせて1件の診療として計算されます。

- ②歯科は別に計算
 - 同じ病院や診療所内に歯科があり、同時に受診する場合でも、それぞれ別に計算されます。

- ③入院と通院は別に計算
 - 同じ病院・診療所でも、入院と通院はそれぞれ別件として計算されます。

- ④入院時に支払う標準負担額は対象外
 - 入院時に患者が負担する食費や居住費は計算の対象外です。

- ⑤差額ベッドなどは対象外
 - 保険診療の対象とならない、入院したときの差額ベッド代や個人で特別につけた看護費用などは計算の対象外です。

限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます

一定の基準に基づいて計算された医療費の自己負担額が、限度額を超える場合、超えた額が「高額療養費」として支給されます。

● 自己負担限度額は所得や年齢によって異なります

自己負担限度額は所得に応じて異なります。また、70歳以上と70歳未満では自己負担限度額が異なります。

受けられる
給付

高額療養費

■支給の条件

1 件の診療ごとに、1 カ月にかかった医療費の自己負担が限度額を超える場合

■支給される額

自己負担限度額を超えた額

70歳未満の自己負担限度額

所得に応じて5つの区分があります。

※ なおリリー健保では自己負担が軽減されるよう、付加給付金（一部負担還元金・家族療養費付加金）が自動払いにより支給されます。

所得区分		法定自己負担限度額	付加給付金（一部負担還元金・家族療養費付加金） （1,000 円未満不支給。100 円未満切捨）
ア	標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	自己負担限度額 - 20,000 円
イ	標準報酬月額 53 ~ 79 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	自己負担限度額 - 20,000 円
ウ	標準報酬月額 28 ~ 50 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	自己負担限度額 - 20,000 円
エ	標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円	自己負担限度額 - 20,000 円
オ	低所得者	35,400 円	自己負担限度額 - 20,000 円

※低所得者とは、市町村民税の非課税者である被保険者と被扶養者、または低所得者の適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者と被扶養者が該当します。

医療費が高額になりそうなときは、「限度額適用認定証」の申請を！

高額療養費の払い戻しまでには時間がかかります。そんなとき便利なのが「限度額適用認定証」です。最初から窓口での支払いを、上限額までに行ける証明書です。入院前や通院で高額な医療費（抗がん剤治療を受けるなど）になりそうなときに、ぜひご利用ください。

●事前に申請を

高額な医療費が発生してからでも申請できますが、申請書受付日より以前の分は適用されません。

※オンライン資格確認を導入している医療機関等では、今後、保険証またはマイナンバーカードのみで窓口での支払いを限度額まで済ませることができるようになる予定です。その場合、限度額適用認定証の提出は不要です。



1 カ月に医療費が 100 万円かった場合 (標準報酬月額 28 ~ 50 万円、3 割負担の場合)

- 自己負担額・・・ 100 万円 × 3 割 = 300,000 円①
- 自己負担限度額・・・ 80,100 円 + (100 万円 - 267,000 円) × 1% = 87,430 円②
- 高額療養費・・・ 300,000 円 - 87,430 円 = 212,570 円 (① - ②)
- 一部負担還元金・・・ 87,430 円 - 20,000 円 = 67,400 円 (100 円未満切り捨て) ③
- 最終的な自己負担額：20,030 円 (② - ③)

自己負担額がさらに軽減される場合

◎世帯ごとの自己負担が高額になったとき

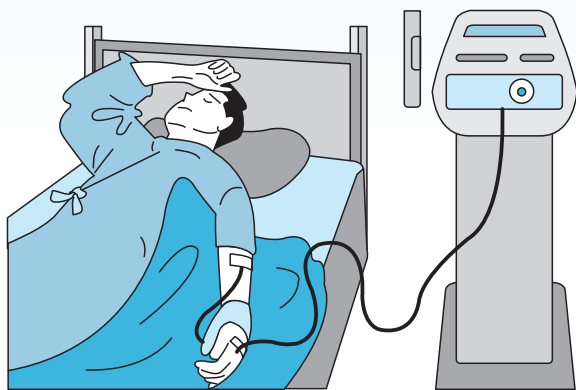
高額療養費は1カ月1件ごとの自己負担が限度額を超えているときに支給対象となりますが、同一世帯内で一定額を超える医療費の自己負担が複数発生した場合は、自己負担額を世帯合算し、その額が1カ月の自己負担限度額を超える場合には、超えた額が「合算高額療養費」として自動払いにより支給されます。

受けられる
給付

合算高額療養費

■支給の条件

同一月に同一世帯内で21,000円以上の自己負担が2件以上ある場合で、これらの自己負担額を合算した額が自己負担限度額を超える場合



リリー健保の付加給付

リリー健保では自己負担がさらに軽減されるように付加給付を支給しています。

合算高額療養費付加金

合算高額療養費が支給される場合に、給付の対象となった自己負担の合計額から、合算高額療養費として払い戻された分と1件あたり20,000円を差し引いた額が支給されます。ただし、算出した額が1,000円未満の場合は支給されません。また、100円未満の端数は切り捨てされます。

支払いは医療機関から健康保険組合に送られてくるレセプトをもとに自動的に支払われますが、支払いの時期はおおよそ診療月の3カ月後になります。

◎高額療養費に多数該当するとき

直近12カ月の間に、同一世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合は、4カ月目からは自己負担限度額が低額に設定されます。

■自己負担限度額（多数該当の場合）

ア	標準報酬月額 83万円以上	140,100円
イ	標準報酬月額 53～79万円	93,000円
ウ	標準報酬月額 28～50万円	44,400円
エ	標準報酬月額 26万円以下	44,400円
オ	低所得者	24,600円

◎特定疾病に該当するとき

特定の長期高額疾病の治療を受ける場合は、「特定疾病療養受療証」を提出すると、自己負担が1カ月10,000円で済みます。ただし、人工透析を要する患者が標準報酬月額53万円以上に該当する場合は、自己負担が1カ月20,000円になります。

●該当する長期高額疾病

血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群、人工透析を要する患者

70歳以上の自己負担限度額

外来の場合の個人ごとの自己負担限度額（一般と低所得者）と、世帯で合算した場合の自己負担限度額があります。

自己負担限度額		個人ごと	世帯ごと
現役並み所得者	標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% (140,100 円)	
	標準報酬月額 53 ~ 79 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% (93,000 円)	
	標準報酬月額 28 ~ 50 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円)	
一般	標準報酬月額 26 万円以下	18,000 円 • 年間 (前年 8 月 1 日 ~ 7 月 31 日) 上限 144,000 円	57,600 円 (44,400 円)
低所得者	低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得Ⅰ	8,000 円	15,000 円

- ※ 1 日生まれの場合を除き、75 歳の誕生日を迎える月は、月の途中で加入する医療保険制度が変わるため、自己負担限度額が半額になる特例があります。
- ※ 直近 12 カ月間に 3 カ月以上高額療養費に該当した場合、4 カ月目以降は多数該当として、() 内の額に自己負担限度額が引き下げられます。
- ※ 低所得Ⅱとは、市町村民税非課税である被保険者もしくはその被扶養者等、低所得Ⅰとは、被保険者およびその被扶養者全員が市町村民税非課税で、所得が一定基準（年金収入 80 万円以下等）を満たす人等が該当します。

医療機関での支払いは自己負担限度額までで済みます（現役並み所得者で標準報酬月額 28 ~ 79 万円の人は限度額適用認定証が必要です）。なお、世帯合算した額が自己負担限度額を超える場合は、あとから払い戻しを受けます。

現役並み所得者とは

標準報酬月額 28 万円以上の人該当します。ただし、次に該当する場合は健康保険組合に届け出れば一般扱いとなります。

- 年収が高齢者複数世帯で 520 万円、高齢者単身世帯で 383 万円に満たない場合
- 被扶養者が後期高齢者医療制度に加入することで、年収の判定基準が複数世帯から単身世帯となり、現役並み所得者に該当する場合

◎医療と介護の自己負担が高額になったとき

同一世帯内に介護保険の受給者がいて、1 年間の医療と介護を合わせた自己負担が高額になった場合にも、負担軽減のために限度額がもうけられています。被保険者の申請により、限度額を超えた額が、健康保険からは「高額介護合算療養費」として、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として、それぞれ支給されます。

受けられる
給付

高額介護合算療養費

■支給の条件

同一世帯内で医療と介護ともに自己負担がある場合で、1 年間（8 月 1 日 ~ 翌年 7 月 31 日）に両制度でかかった自己負担を合算した額が限度額を超える場合

※ 限度額を超えた額が 500 円以下の場合には支給されません。

※ 70 歳未満は、医療の自己負担が 1 件 21,000 円以上の場合が対象となります。

- 申請は 7 月 31 日現在加入している医療保険の保険者（健康保険組合等）に行います。
- 各保険が支給する額の割合は、自己負担額における医療と介護の割合に準じます。

自己負担限度額 (年額)	▼ 70 歳未満	▼ 70 歳 ~ 74 歳
標準報酬月額 83 万円以上	212 万円	
標準報酬月額 53 ~ 79 万円	141 万円	
標準報酬月額 28 ~ 50 万円	67 万円	
標準報酬月額 26 万円以下	60 万円	56 万円

※ 低所得者には上記よりも低額な自己負担限度額が設定されています。

※ 75 歳以上の高齢者は後期高齢者医療制度から給付を受けます。

保険適用外の療養を 健康保険と併用できるとき

保険適用外の療養を受けても、一定の条件を満たしていれば、保険が適用される療養については「保険外併用療養費」として給付を受けることができます。

受けられる
給付

保険外併用療養費

■支給される額

健康保険が適用される療養については7割

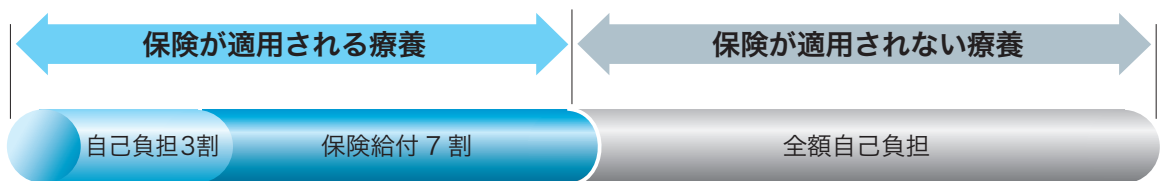
- 給付割合・自己負担は年齢によって異なります。
55ページをご参照ください。
- 被扶養者の場合は家族療養費として支給されます。

健康保険が適用される療養に関する自己負担が高額になった場合は、「療養の給付」「家族療養費」同様、高額療養費や付加給付の対象となります。

一定の条件を満たせば「混合診療」が認められます

健康保険では、保険が適用されない療養を受けると、保険が適用される部分も含めて、医療費の全額が自己負担となります。しかし、医療技術の進歩や患者のニーズの多様化に対応するために、保険が適用されない療養を受けても、一定の条件を満たした「評価療養」、「患者申出療養」または「選定療養」であれば、保険が適用される部分については保険給付が行われます。

このように、いわゆる「混合診療」を例外的に認める給付が保険外併用療養費です。



「混合診療」が行われた場合

■原則

保険が適用される療養＋保険が適用されない療養
→無条件の混合診療は認められず、医療費の全額を自己負担

■保険外併用療養費の対象となる場合

保険が適用される療養＋評価療養、患者申出療養または選定療養
→保険との併用を認め、医療費の負担を軽減

基本的な考え方

療養全体にかかる費用のうち

基礎的な部分：保険適用 / 特別なサービス：自己負担

保険との併用が認められる 「評価療養」「患者申出療養」「選定療養」

評価療養 医学的な価値が定まっていない新しい治療法や新薬など、将来的に保険導入をするか評価される療養

- 一定の要件を満たした医療機関における先進医療
- 医薬品・医療機器・再生医療等製品の治験にかかる診療
- 薬価基準に記載される前の承認医薬品の投与
- 保険適用前の承認医療機器・再生医療等製品の使用
- 薬価基準に記載されている医薬品・医療機器・再生医療等製品の適応外使用

患者申出療養 高度の医療技術を用いた療養で、患者の申出に基づいて将来的に保険導入をするか評価される療養

選定療養 特別な療養環境など患者が自ら希望して選ぶ療養で、保険導入を前提としない療養

- 差額ベッドへの入院
- 予約診療・時間外診療
- 200床以上の病院に紹介状なしでかかる初診および再診
- 制限回数を超えて受ける診療
- 180日間を超える入院
- 前歯部に金合金などの材料を使用
- 金属床総義歯
- 小児う蝕治療後の継続管理
- 特定機能病院等に紹介状なしでかかる初診および再診
- 多焦点眼内レンズの支給

たとえば、こんなとき
保険外併用療養費の対象になります

■ 先進医療

保険適用外の先進的な医療技術を受けた場合、医療費の全額が自己負担となりますが、保険適用外の先進的な医療技術でも、安全性や有効性など一定の条件を満たした「先進医療」と認められた場合は、保険との併用が認められます。

■ 差額ベッド

入院の際、個室など普通より条件の良い病室を希望する場合、保険の適用外となりますが、入院の室料にあたる差額分を自己負担すれば、あとは保険が適用されます。一般によく「差額ベッド」といわれるものです。

■ 歯の治療

歯の治療にあたり、保険が認められていない方法や材料で治療をすると自費診療となり、治療費が全額自己負担となります。ただし、前歯部に金合金などの材料を使用する場合や金属床総義歯などは、保険外併用療養費の対象となり、差額負担で済みます。治療にあたっては、治療方法や費用などをよく確認するようにしましょう。

医療周辺サービス

おむつ代やテレビ代、証明書代や外国人のための通訳にかかる費用など、療養の給付と直接関係のない医療周辺サービスについては、自費を負担すれば、保険診療と一緒に利用できます。

例

おむつ代、病衣貸与代、テレビ代、理髪代、クリーニング代、ゲーム機・パソコンの貸出料、患者図書館の利用料、証明書代、診療録開示の手数料など

入院したときの食費と居住費について

入院をしたときは、医療費のほかに食費などにかかる費用が必要になります。この場合、患者の負担は「標準負担額」という定額になり、標準負担額を超えた分は健康保険組合が負担します。

入院したときの標準負担額と保険給付

通常の入院については、食事にかかる費用として「食事療養標準負担額」が必要になりますが、65歳以上の高齢者が療養病床に入院した場合は、食事と居住にかかる費用として「生活療養標準負担額」が必要になります。

食事療養および生活療養にかかる標準負担額は、高額療養費の対象となりません。入院費用が高額になった場合でも、標準負担額は全額患者の負担となります。

入院した場合

● 食事療養標準負担額

1日3食までの負担を限度とした1食あたりの標準負担額となります。なお、低所得者は申請により減額が受けられます。

	▼食費
一般	460円
70歳未満の低所得者／低所得Ⅱ	210円
長期入院の場合	91日目以降 160円
低所得Ⅰ	100円

* 指定難病患者等は 260円

受けられる
給付

入院時食事療養費

■ 支給される額

食事療養にかかる標準負担額を超えた額が、「入院時食事療養費」として支給されます。

※ 被扶養者の場合は、家族療養費として支給されます。

65歳以上で療養病床に入院した場合

● 生活療養標準負担額

食費は1日3食までの負担を限度とした1食あたりの標準負担額、居住費は1日あたりの標準負担額となります。なお、入院医療の必要性が高い場合は、上記の食事療養標準負担額と370円の居住費の負担（指定難病患者は居住費なし）で済みます。また、食費については所得の状況に応じて減額が受けられます。

	▼食費	▼居住費
一般	460円	370円
70歳未満の低所得者／低所得Ⅱ	210円	370円
低所得Ⅰ	130円	370円

受けられる
給付

入院時生活療養費

■ 支給される額

生活療養にかかる標準負担額を超えた額が、「入院時生活療養費」として支給されます。

※ 被扶養者の場合は、家族療養費として支給されます。

「療養病床」とは

主に長期療養される方のための病床です。一般の病床が主に急性期の疾患を扱うのに対し、慢性期の疾患を扱います。

在宅医療を受けるとき

自宅で継続して療養を必要とする人が、かかりつけの医師の指示に基づいて、訪問看護ステーションの訪問看護師などから療養上の世話や必要な補助を受けた場合、「訪問看護療養費」が支給されます。



受けられる
給付

訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

支給される額

かかった費用の 7 割

- 給付割合は年齢や所得によって異なります。詳しくは 55 ページをご参照ください。

こんなことに ご注意ください

- 介護保険からも給付を受けられるときは、原則として介護保険が優先されます。
- 交通費やおむつ代などの実費、営業時間外の対応など特別サービスを希望した場合は特別料金の負担が必要になります。

リリー健保の付加給付

リリー健保では自己負担がさらに軽減されるように付加給付を支給しています。

訪問看護療養費付加金

訪問看護療養費が支給される場合に、1カ月の自己負担額の合計額（高額療養費は除く）から 20,000 円を差し引いた額が支給されます。ただし、算出した額が 1,000 円未満の場合は支給されません。また、100 円未満の端数は切り捨てされます。

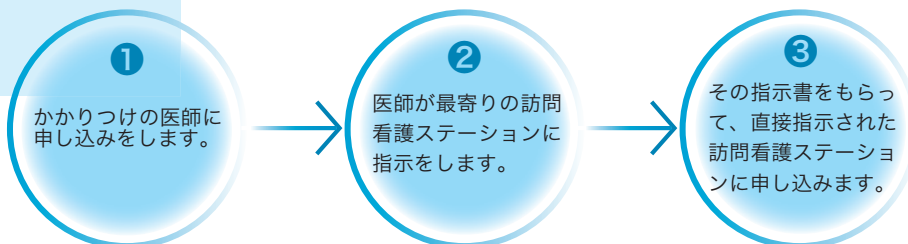
家族訪問看護療養費付加金

家族訪問看護療養費が支給される場合に、1カ月の自己負担額の合計額（家族高額療養費は除く）から 20,000 円を差し引いた額が支給されます。ただし、算出した額が 1,000 円未満の場合は支給されません。また、100 円未満の端数は切り捨てされます。

支払いは自動的に行われますが、支払いの時期はおおよそ 3 カ月後になります。

利用したいときは 医師に申込を

訪問看護は次のような流れで受けることができます。



立て替え払いをするとき

健康保険では、患者が医療費の全額を医療機関に支払い、後から給付金の払い戻しを受けられる場合があります。このような立て替え払いに対して行われる給付を「療養費」といいます。

受けられる
給付

療養費

■支給される額

かかった費用のうち、保険診療に準じて算出された額の7割

- 給付割合は年齢や所得によって異なります。詳しくは55ページをご参照ください。
- 被扶養者の場合は、家族療養費として支給されます。

健康保険が適用される療養に関する自己負担が高額になった場合は、「療養の給付」「家族療養費」同様、高額療養費や付加給付の対象となります。



たとえば、こんなとき療養費の支給対象になります

- 急病のため保険証を持たずに医療機関にかかった
- やむを得ない理由で保険が適用されない医療機関にかかった
- 就職直後で保険証が届いていないときに医療機関にかかった
- 海外滞在中や旅行中に病気やけがをして医療機関にかかった

こんなことにご注意ください

- 支払った費用のすべてが給付対象になるとは限りません。健康保険で認められている治療方法と料金に基づいて算出された額が支給されます。
- 請求には必ず領収書が必要になります。

海外での受診について

海外で受診したときも療養費として払い戻しを受けることができますが、こんなことにご注意ください。

- 支払った費用のすべてが給付の対象になるとは限りません。
※ 治療内容のレベルや治療費は国ごとに異なるため、海外の病院で発行された診療内容明細書と領収明細書に基づいて、国内の健康保険で定めた治療費を基準に算定した額が給付の対象となります。
- 請求にあたっては診療内容明細書と領収明細書、パスポート、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し、海外の医療機関に照会を行うことの同意書が必要になります。
- 添付書類が外国語で作成されている場合は翻訳が必要になります。
- 日本国内で保険適用となっていない療養は給付の対象になりません。
- 療養の目的で海外に出向き、療養を受けた場合は支給対象になりません。

こんなときも **立て替え払い** で給付を受けます

健康保険では、保険証の提出にかかわらず、次のような場合も立て替え払いで給付を受けることになっています。

● 生血液の輸血を受けたとき

給付内容 ▶ 基準料金の 7 割

申請書類 ▶ 療養費支給申請書、領収書、輸血証明書

● 医師の指示により、義手・義足・義眼・ コルセットなどの治療用装具を 購入、装着したとき

給付内容 ▶ 基準料金の 7 割

申請書類 ▶ 療養費支給申請書、領収書、保険医の
証明書（靴型装具の申請の場合は当該装
具の写真を添付）

● 保険医の同意を得て、はり・きゅう、 あんま・マッサージ・指圧の 施術を受けたとき

給付内容 ▶ 基準料金の 7 割

申請書類 ▶ 療養費支給申請書、領収書、保険医の
同意書、施術報告書の写し（再同意時）

● 四肢のリンパ浮腫治療や慢性静脈不全による 難治性潰瘍治療のために弾性着衣等を購入し たとき

給付内容 ▶ 上限の範囲内の 7 割

申請書類 ▶ 療養費支給申請書、領収書、保険医の装
着指示書

● 9 歳未満の小児弱視等の治療で 眼鏡やコンタクトレンズを作成したとき

給付内容 ▶ 上限の範囲内の 7 割

（小学校入学前は 8 割）

申請書類 ▶ 療養費支給申請書、領収書、作成指示
書等の写し、患者の検査結果

● スティーヴンス・ジョンソン症候群および 中毒性表皮壊死症の眼後遺症により、 輪部支持型角膜形状異常眼用 コンタクトレンズを購入したとき

給付内容 ▶ 上限の範囲内の 7 割

申請書類 ▶ 療養費支給申請書、領収書、保険医の作
成指示書等の写し（備考として疾病名が
記載された処方箋の写し等支給対象とな
る疾病のため指示したことが確認できる
もの）

※ 給付割合は年齢や所得によって異なります。
詳しくは 55 ページをご参照ください。

柔道整復師にかかるとき

接骨院・整骨院など柔道整復師で施術を受けるときも、本来は立て替え払いの扱いとなります。しかし、受領委任の協定を結んでいる柔道整復師については、柔道整復師が払い戻しの請求を行うことが認められるため、医療機関にかかるのと同じように、保険証を提出すれば、自己負担分のみの支払いで施術を受けられます。

こんなことにご注意ください

- 健康保険が適用されるのは、外傷性が明らかな「骨折、脱臼、打撲、ねんざ、肉ばなれ」に関する施術です（内科的原因による疾患は含まれず、いずれの負傷も慢性的な状態に至っていないものに限られます）。また、骨折または脱臼については、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。
- 柔道整復師が払い戻しの請求をするために、必ず請求書に利用者の署名が必要になります。その際、きちんと請求書の内容を確認したうえで署名するようにしてください。

Q 立て替え払いをしたときは、かかった費用の全額が払い戻しの対象になるのですか？

A 払い戻しを受けることができるのは、健康保険が適用される療養に限られます。また、保険診療として定められた額をベースに算出されますので、必ずしもかかった費用の全額が払い戻しの対象になるとは限りません。

詳しい手続きは **73** ページ参照

病気やけがで移動が困難なとき

病気やけがで移動が困難であり、医師の指示があつて移送された場合は、かかった費用が「移送費」として支給されます。

受けられる
給付

移送費・家族移送費

■支給される額

基準額の範囲内の実費

●移送費支給の基準となる額

最も経済的な通常の経路および方法で移送された場合の費用を算定し、その額が移送費を支給する際の基準額となります。

■支給の対象となる費用

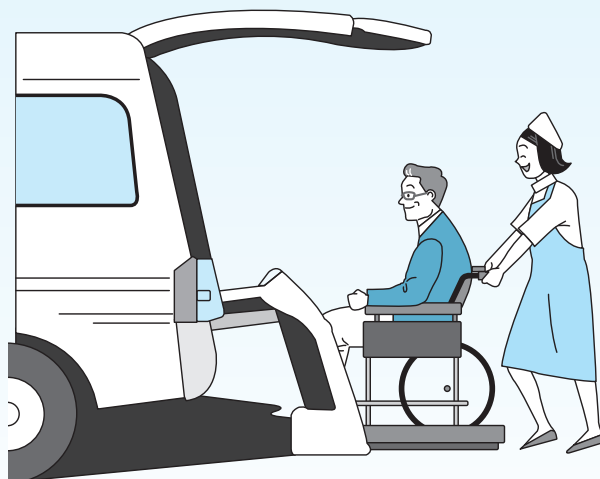
- 自動車、電車などを利用したときは、その運賃
- 医師や看護師の付き添いを必要としたときは、原則として1人までの交通費

※付き添いの医師や看護師による医学的管理にかかる費用を支払った場合は、療養費として支給されます。

■支給の条件

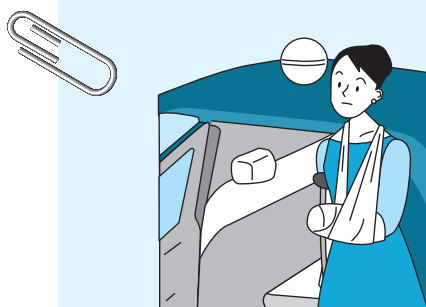
次のいずれにも該当すると健康保険組合が認めた場合に支給されます。

- 移送の目的である療養が保険診療として適切であること
- 療養の原因である病気やけがにより移動困難であること
- 緊急その他やむを得ないこと



！こんなことにご注意ください

- 通院費用などは給付の対象になりません。
- 支給を受けるには、事前（やむを得ないときは事後）に健康保険組合の承認が必要です。



Q & A

Q 毎日タクシーで通院していますが、移送費は支給されますか？

A 移送費は病気やけがで移動が困難であり、緊急でやむを得ないと判断される場合に限って支給されるものです。通常の通院費用については、給付の対象になりません。

詳しい手続きは **73** ページ参照

病気やけがをして働けないとき

被保険者が業務外の病気やけがの治療のため、仕事につくことができず、給料等をもらえないときは「傷病手当金」が支給されます。

受けられる
給付

傷病手当金

■支給の条件

下記の4つの条件すべてに該当しているときに支給されます。

- ① 病気・けがのための療養中(自宅療養でもよい)
- ② 病気やけがの療養のために今まで行っていた仕事につけない
- ③ 続けて3日以上休んでいる
※ 続けて休んだ場合の4日目から支給されます。
※ 初めの3日間は「待期期間」といい、支給されません。
- ④ 給料等(各種手当含む)をもらえない
※ 給料等をもらっても、その額が傷病手当金より少ないときは差額が支給されます。

■支給される額

休業1日について、支給開始日の属する月以前の〔直近12カ月間の標準報酬月額平均額の30分の1〕の3分の2相当額

■支給される期間

支給されることとなった日から1年6カ月間
※ 暦の上での1年6カ月ですので、途中で出勤した日があっても、支給開始の日から1年6カ月後以降は支給されません。

■業務上の事故が原因のとき

業務上あるいは通勤途中の事故などが原因で休業するときは、労災保険の扱いとなります。ただし、労災保険の給付対象とならない場合は健康保険の扱いとなります。

■障害厚生年金が受けられるようになったとき

厚生年金保険の障害厚生年金が受けられるようになると、傷病手当金は打ち切られます。ただし、障害厚生年金の額が傷病手当金の額よりも低ければ、差額が支給されます。



リリー健保の付加給付

リリー健保では法定給付に上乗せして、さらに付加給付を支給しています。

傷病手当金付加金

休業1日につき標準報酬日額の10%に相当する額が支給されます。

Q&A

Q けがは治ったものの障害が残り、労務不能となりました。傷病手当金は受けられますか？

A 労務不能であっても、療養のためでなければ、傷病手当金は支給されません。なお、症状が固定し、その障害の程度が国民年金法および厚生年金保険法に定められている障害等級表に該当する場合は、国民年金の障害基礎年金および厚生年金の障害厚生年金あるいは障害手当金(一時金)が支給されます。

詳しい手続きは **73** ページ参照

出産をしたとき

出産をした場合、被保険者には「出産育児一時金」、**被扶養者である家族**には「家族出産育児一時金」が支給されます。

受けられる
給付

出産育児一時金・家族出産育児一時金

■支給の条件

被保険者または被扶養者である家族の妊娠4カ月(85日)以上の出産

※ 生産、死産にかかわらず支給

■支給される額

1児につき420,000円

※ 双子の場合は2人分支給

リリー健保の付加給付

リリー健保では法定給付に上乗せして、さらに付加給付を支給しています。

出産育児一時金付加金

1児につき100,000円が支給されます。

家族出産育児一時金付加金

1児につき100,000円が支給されます。

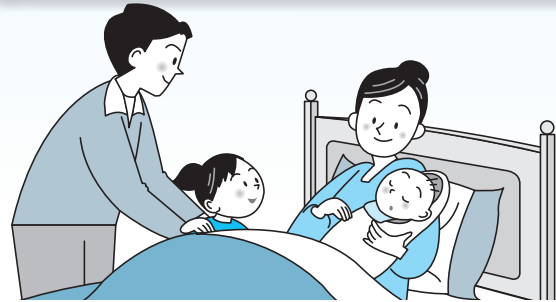


●次の場合は支給額が異なります

産科医療補償制度未加入の分娩機関で出産した場合または妊娠22週未満の出産の場合

■支給される額

1児につき404,000円



出産に対しては 一時金が支給されます

正常な出産は保険医療の扱いにならないため、出産をしたときは費用の補助として一時金が支給されます。なお、異常出産など病気として扱われる場合や他の病気を併発した場合などは保険医療として扱われます。

！産科医療補償制度とは？

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、生まれた子どもが脳性麻痺を発症した場合に補償金が支払われる制度で、2009年1月に創設されました。公益財団法人日本医療機能評価機構により運営され、ほとんどの分娩機関が加入しています。補償対象は、原則として出生体重が1,400g以上かつ妊娠32週以上の出産であり、身体障害者等級1・2級相当の脳性麻痺の重症児の場合です。

出産費用の窓口負担を軽減する 「直接支払制度」「受取代理制度」

出産費の窓口負担を軽減するしくみとして「直接支払制度」または「受取代理制度」が利用できます。これらの制度を利用すると、窓口での支払いが出産費から一時金の支給額を差し引いた額だけで済みます。なお、出産費用が支給額より少ない場合は、差額と付加金が健康保険組合から被保険者に自動払いされます。

●直接支払制度

分娩機関が被保険者に代わって健康保険組合に一時金の申請を行うことによって、分娩機関が健康保険組合から一時金を受け取る制度です。出産費用より一時金が少なかった場合の差額・付加金は自動的に支払われます(支払いの時期はおおよそ出産月の3カ月後)。

●受取代理制度

被保険者が分娩機関を受取代理人として健康保険組合に一時金を事前に申請することによって、分娩機関が健康保険組合から一時金を受け取る制度で、届出をした小規模の分娩機関などで利用できます。

▼次の場合は健康保険組合に届出を

●上記のいずれの制度も希望しない場合…一時金(付加金)の全額を支給(医療機関の窓口負担からは一時金分は差し引かれませんが)

詳しい手続きは **73** ページ参照

出産のために仕事を休んだとき

女性の被保険者が出産のため仕事を休み、給料がもらえなかったときには、「出産手当金」が支給されます。

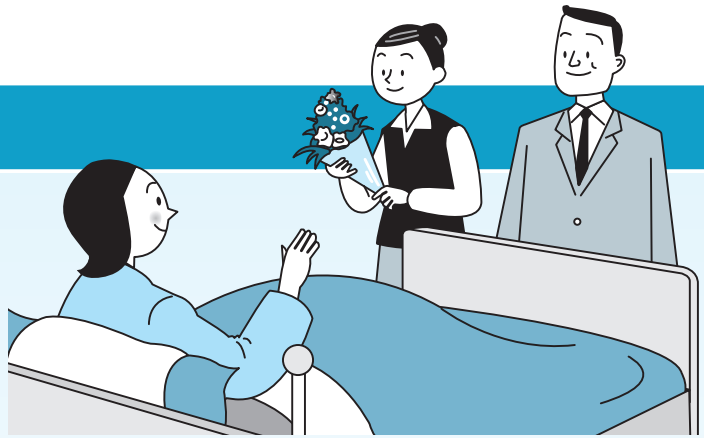
受けられる
給付

出産手当金

■支給の条件

出産の日以前 42 日（双子以上の場合は 98 日）間、出産の日後 56 日間のうち仕事を休んだ日数分

※出産の日が出産予定日より遅れた場合は、遅れた期間も支給



■支給される額

休業 1 日について、支給開始日の属する月以前の [直近 12 カ月間の標準報酬月額平均額の 30 分の 1] の 3 分の 2 相当額

詳しい手続きは **73** ページ参照

産前産後休業期間中および育児休業期間中は 保険料負担が免除されます

産前産後休業期間中および育児休業期間中は、負担の軽減をはかるため、事業主の申し出により保険料の負担が免除されます。

■出産手当金と傷病手当金を 同時に受けられるとき

出産手当金を受給中に病気やけがで働けなくなったときは、出産手当金の支給後に傷病手当金を受けることができます。また、傷病手当金の受給中に出産手当金の支給を受けられるようになった場合は、傷病手当金の支給はいったん停止され、出産手当金の支給後に再び傷病手当金が支給されます。ただし、出産手当金の額が傷病手当金の額よりも低ければ、差額が支給されます。

Q & A

Q 出産予定日と出産の日がずれた場合、
出産手当金はどうなるのでしょうか？

A 出産手当金の支給期間は、出産の日以前 42 日（双子以上の場合は 98 日）から、出産の日後 56 日となっていますが、出産日が予定日より遅れた場合は、遅れた期間についても支給されます。

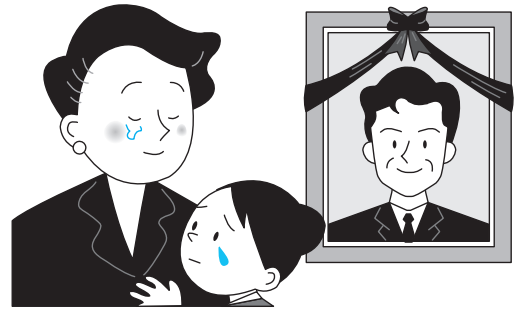
Q 夫婦が共働きのため、
それぞれ被保険者の場合、
妻の出産の給付はどうなりますか？

A 夫婦が共働きでそれぞれ被保険者本人になっているときには、妻の加入している保険から本人としての給付を受けることとなります。同時に、夫の保険から妻としての給付を受けることはできません。

妊娠・出産時に退職した場合も、一定条件を満たせば出産育児一時金、出産手当金を受けられる場合があります（詳しくは 75 ページ参照）。

死亡したとき

被保険者が死亡したときは、扶養されていた遺族に「埋葬料」が支給されます。また、**被扶養者である家族**が死亡したときには、被保険者に「家族埋葬料」が支給されます。



被保険者 本人が死亡したとき

本人によって扶養されていた遺族に「埋葬料」が支給されます。

受けられる
給付

埋葬料

支給される額

50,000 円

家族や身近な人がいない場合は、実際に埋葬を行った人に、埋葬料の支給額の範囲内で、埋葬にかかった実費が、「埋葬費」として支給されます。

リリー健保の付加給付

リリー健保では法定給付に上乗せして、さらに付加給付を支給しています。

埋葬料付加金

10,000 円が支給されます。

被扶養者である 家族が死亡したとき

被保険者本人に「家族埋葬料」が支給されます。

受けられる
給付

家族埋葬料

支給される額

50,000 円

リリー健保の付加給付

リリー健保では法定給付に上乗せして、さらに付加給付を支給しています。

家族埋葬料付加金

10,000 円が支給されます。

業務上の事故が原因のとき

業務上あるいは通勤途中の事故などが原因で死亡したときは、労災保険の「葬祭料」が支給されます。ただし、業務上の負傷等でも労災保険の給付対象とならない場合は健康保険の扱いとなります。

詳しい手続きは **73** ページ参照

Q & A

Q 埋葬料の支給を受けられる“本人によって扶養されていた遺族”とはどの範囲の人ですか。

A 被保険者の死亡の当時、その収入によって生計の一部でも頼っていた人であれば、被扶養者の範囲に限らずに、同一世帯に属していなくても、親族関係がなくてもよいとされています。

Q 埋葬費の場合“埋葬に要した費用”とはどの範囲のものをいうのですか。

A 葬儀代はもちろんですが、そのほかに霊柩車代、霊前への供物代、僧侶への謝礼なども含まれます。

Q 埋葬料の支給にあたり、死亡の原因は問われますか？

A 業務上および通勤途中以外のものであれば、その死因は問われません。

Q 死産のとき、家族埋葬料は受けられますか。

A 受けられません。死産の場合には被扶養者とはなりえないからです。ただし、出産のあと2～3時間で死亡したような場合は、家族埋葬料が支給されます。

退職後も、一定条件を満たせば埋葬料を受けることができます場合があります（詳しくは 75 ページ参照）。

他人の行為により病気やけがをしたとき

自動車事故など他人の加害行為が原因で治療を受けるとき、かかった医療費は加害者の負担となりますが、と
りあえず健康保険を使って治療を受けることができます。

必ず健康保険組合に届出を

健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を必ず健康保険組合に提出してください。

他人の加害行為が原因で負傷した場合も、健康保険で治療を受けることができますが、このような「第三者行為」が原因となる場合、健康保険組合は加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替えるだけで、負担した医療費は後で加害者に請求します。

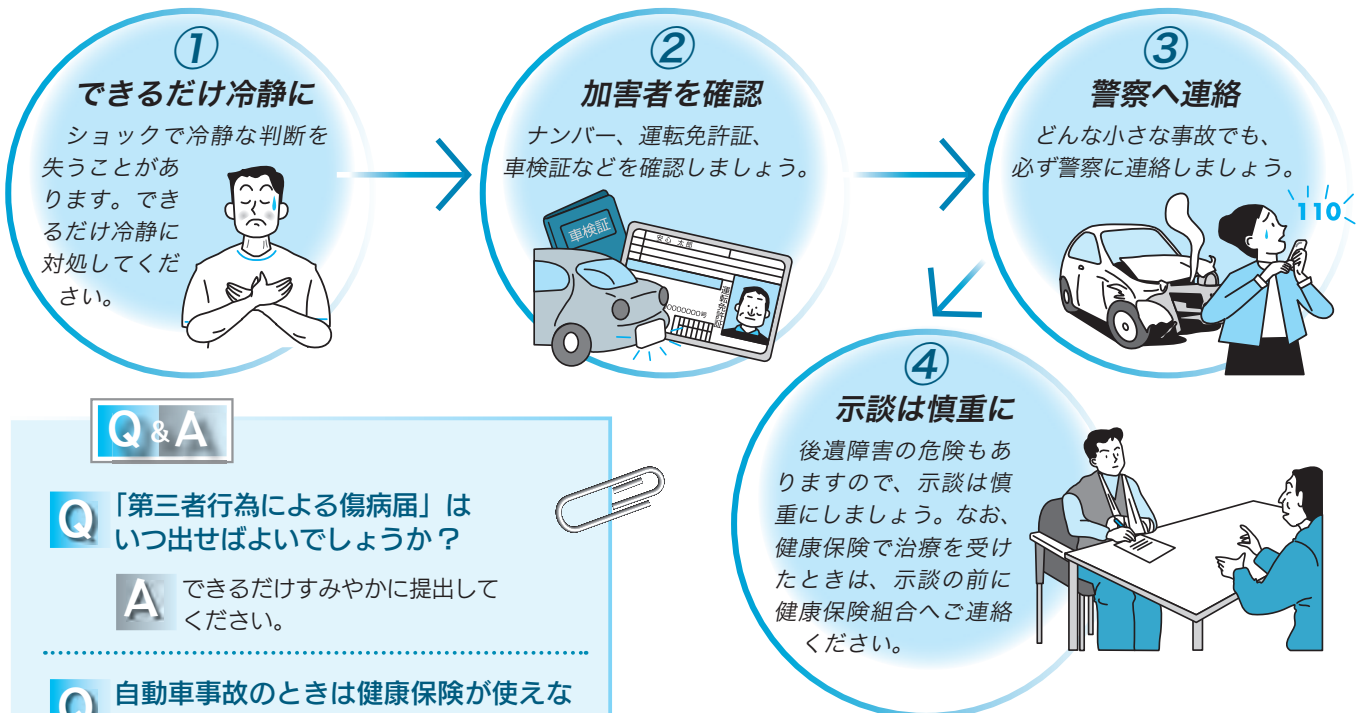
任意保険に加入している場合、「第三者行為による傷病届」等の届出書類の作成・提出について、損害保険会社からサポートを受けられる場合があります。詳しくは契約している損害保険会社にお問い合わせください。



第三者行為の主な事例は自動車事故ですが、次のような場合も第三者行為となります

- 学校やスーパーなどの設備の欠陥でけがをしたとき
- 他人の飼い犬やペットなどにより、けがをしたとき
- 不当な暴力や傷害行為を受け、けがをしたとき
- 飲食店などで食中毒にあったとき

自動車事故にあったら



Q&A

Q 「第三者行為による傷病届」はいつ出せばよいでしょうか？

A できるだけすみやかに提出してください。

Q 自動車事故のときは健康保険が使えないといわれましたが、本当ですか？

A そのようなことはありません。ただし、健康保険組合が負担した医療費は後で加害者に請求しますので、加害者が医療費を支払ったときは、その範囲で健康保険の給付が受けられなくなります。

示談前に健康保険組合に連絡を

示談により、損害賠償請求権の一部を放棄した場合、その範囲で健康保険の給付を受けられなくなることがあります。後遺障害などで後から治療が必要になったとき、健康保険が使えないといった事態を避けるためにも、示談をする場合は事前に健康保険組合にご相談ください。



こんなときにはこんな届出を

健康保険では、保険証に関することや保険給付を受けるためなど、被保険者からの届出が必要になることがあります。次にあげた事項に該当する場合は、申請書類に必要な事項を記入し、それぞれ必要な添付書類と一緒に、各社の担当窓口またはリリー健保へ提出してください。

〔★の用紙は健保ホームページよりダウンロードできます。〕

○各届出社会保険窓口 リリー社員→ラクラス
エランコ社員→BDO

○保険証に関する届出

届け出るとき	提出期限	申請書・添付書類など	提出先	掲載頁
保険証をなくしたり破損したとき	ただちに	「★被保険者証再交付申請書」	各社の担当窓口	39

○本人・家族に関する届出

届け出るとき	提出期限	申請書・添付書類・注意事項など	提出先	掲載頁
家族を被扶養者として申請したいとき	認定要件に該当したときから 5日以内	「★被扶養者異動届」「★被扶養者調書」その他必要書類を添付 ※提出書類一覧表は42～43ページを参照	各社の担当窓口	40
家族が被扶養者に該当しなくなったとき	該当しなくなった日から 5日以内	「★被扶養者異動届」に対象となる被扶養者の保険証を添付	各社の担当窓口 • 就職した場合は勤務先の保険証(写)を添付してください	44
被保険者や被扶養者の氏名・住所に変更があったとき	すみやかに	諸変更届・人事本部の各種届出 ※「★被保険者(被扶養者)氏名変更届」は対象となる方の保険証を返却	各社の担当窓口 • 氏名変更の場合は、保険証を各社の担当窓口にご返却ください	—
被保険者の資格を失ったとき(会社をやめたとき)	退職日より 5日以内	保険証を返却 ※被扶養者の保険証も合わせて返却 ※退職日の翌日以降、保険証は使用できません	各社の担当窓口	38
退職後も日本イーライリリー健康保険組合への加入を希望するとき	資格喪失後20日以内	「★任意継続被保険者資格取得申出書」(在職時に使用していた保険証はすみやかに返却)	リリー健保	76
任意継続被保険者の資格を失ったとき	ただちに	「★任意継続資格喪失申出書」に保険証を添付	リリー健保 • 就職した場合は、勤務先の保険証(写)も添付してください	76

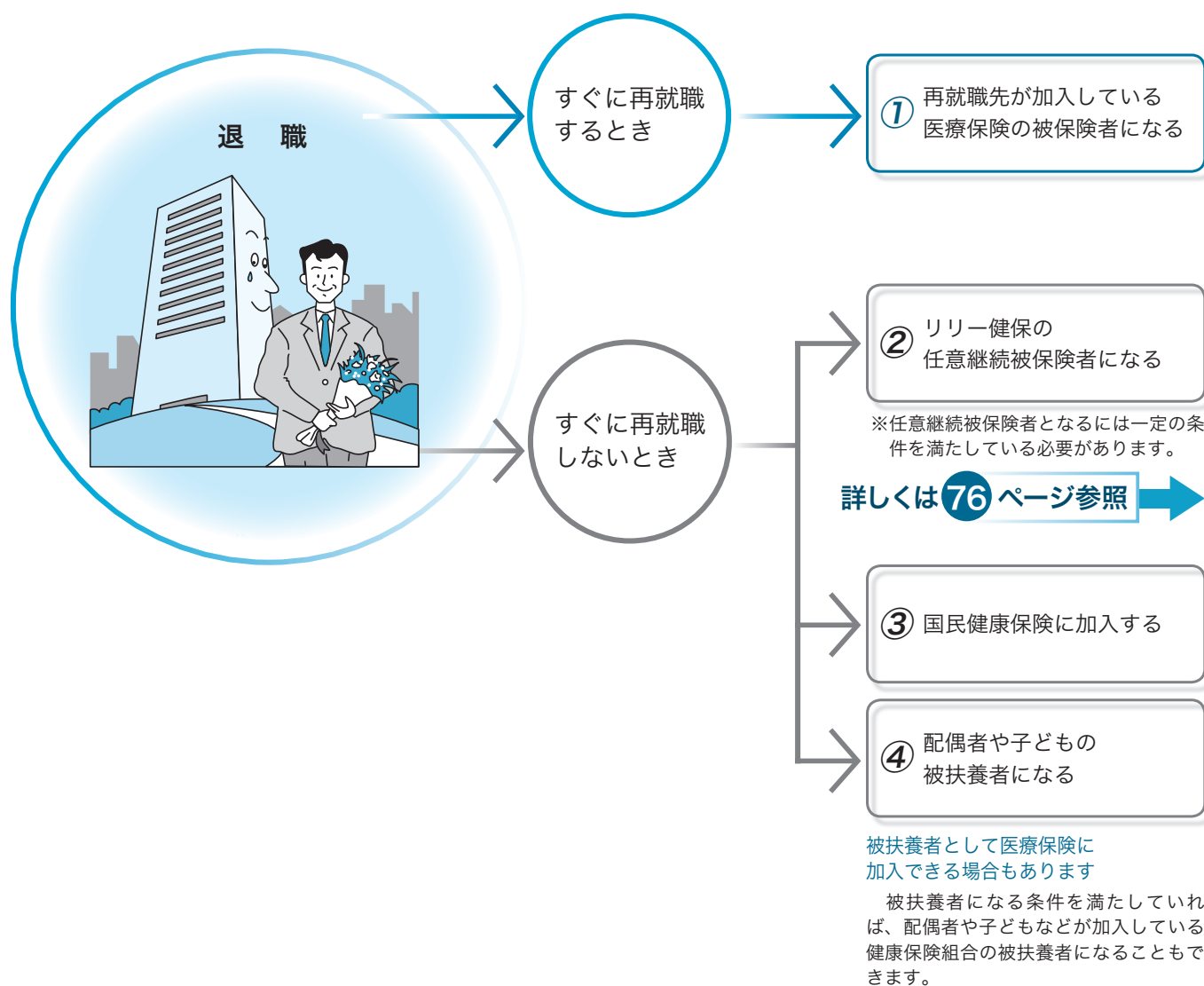
○ 給付に関する届出

現金給付名	現金給付の種類など	申請書名…①	添付書類など…②	提出先 (①と②を提出)	掲載頁
療養費 家族療養費 ※右欄に記載は 主な申請理由 の例	自費診療分 (保険証なしで受診・ 立て替え払いなど)	「★被保険者・被扶養 者療養費支給申請書」	医療機関発行の診療報酬明細書(レ セプト)の写しと領収書の原本。あ るいは★療養費支給申請書2枚目 (領収(診療)明細書(医師の証明)) に医療機関にて医師の証明等が必要。	リリー健保	64 ~ 65
	コルセット・サポー ター・義手・義足・義 眼等の治療用装具	「★被保険者・被扶養 者療養費申請書」	装具装着証明書、医師の指示書(同 意書・意見書)、領収書の原本。 靴型装具の場合は装具の写真。	リリー健保	
	治療用眼鏡(9歳未 満)・弱視・斜視、先 天白内障の屈折矯正	「★被保険者・被扶養 者療養費申請書」	治療用眼鏡作成指示書、患者の検 査結果(病名が記載されているも の)、領収書の原本。	リリー健保	
	海外療養費	「★療養費支給申請書 (海外用)」、「★診療内 容明細書(様式A)」、「★ 領収明細書(様式B)」、 「★歯科領収明細書」	必ずすべての書類に翻訳を付けて、 海外療養費に関わる同意書と一緒 に提出(翻訳者の氏名・住所も記 入)。領収書(原本)を添付。	リリー健保	
移送費・家族 移送費		「★被保険者・被扶養者 移送承認申請書・移送 届」、「移送費支給申請書」	移送に要した費用の領収書(原本)。 また、申請書の「医師の証明」に 必ず記載があること(承認申請)。	リリー健保	66
傷病手当金		「★傷病手当金・傷病 手当付加金申請書」	申請書に労務不能である医師の証 明と事業主の休業および報酬の支 払に関する証明があること。 ※退職後継続して給付を受ける場 合は事業主の証明は不要	在籍者 …各社の担当 窓口 退職者 …リリー健保	67
出産育児 一時金 家族出産育 児一時金		●直接支払制度・受取 代理制度を利用しな かった場合<海外出産 した場合も同様> 「★出産育児一時金付加 金支給請求書」 ※直接支払制度の 場合申請は不要	①医師または助産師の証明、または 市町村長の出産証明書、または母 子手帳の写(表紙と市町村長の出 生証明のページ)。 ②医療機関等から交付される合意文 書の写し(直接支払制度利用の意 思の有無が記載されているもの)。 ③出産費用の領収・明細書の写し (産科医療補償制度加入の医療機 関等であることを証明するスタ ンプを押印したもの)。 ※②と③は海外出産の場合は不要、 ただし同意書が必要	リリー健保	68
		●受取代理制度を利用 する場合 「★出産育児一時金支給 請求書(事前申請用)」	申請書に代理人となる医療機関の住所・ 名前の記入・押印のあるもの、母子手帳 の写を添付(表紙と分娩予定日のページ)。 (分娩予定日2カ月前より受付可)	リリー健保	
出産手当金		「★出産手当金支給申請書」	申請書に出産時の医師の証明と事 業主の休業および報酬の支払に関 する証明があること。	各社の担当窓口	69
埋葬料(費) 家族埋葬料		「★埋葬料(費) 付加金支給請求書」	※下記の書類(写)のうちいずれか一 点を添付 ●埋葬許可証 ●火葬許可証 ●死亡診断書 ●除籍謄本 ●死体検案書 (ない場合は申請書に死亡についての 事業主の証明)	各社の担当窓口	70
医療機関等 の窓口での支払い を限度額まで としたいとき		「★健康保険限度額適 用認定申請書」	※事前に申請し、認定証の交付を受 けておく必要があります	リリー健保	57

退職後はそれぞれの状況に応じた医療保険に加入します

退職すると健康保険組合の被保険者資格を失い、その後はそれぞれの状況に応じた医療保険に加入することになります。なお、75歳になると後期高齢者医療制度に加入します。

退職後に加入する医療保険



国民健康保険とは

国民健康保険は全国の市区町村が運営する医療保険で、農業、自営業などの地域住民が加入します。

- **加入する人**…地域住民（農業、自営業、自由業など）
※ 国民健康保険では「被扶養者」は存在せず、加入者はすべて被保険者となります。
- **保険給付**…病気やけがをしたときの給付割合や自己負担限度額などは健康保険と同様
※ 休業中の給付はなく、葬祭費の支給額も市区町村によって異なるなど、すべて健康保険と同じではありません。
- **保険料(税)**…市区町村によって定められた額
※ 制度の詳細は各市区町村によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

退職したあとに給付を受けられるとき

退職すると被保険者資格を失いますが、退職後もリリー健保から給付を受けられる場合があります。

資格喪失後も給付を受けられる場合があります

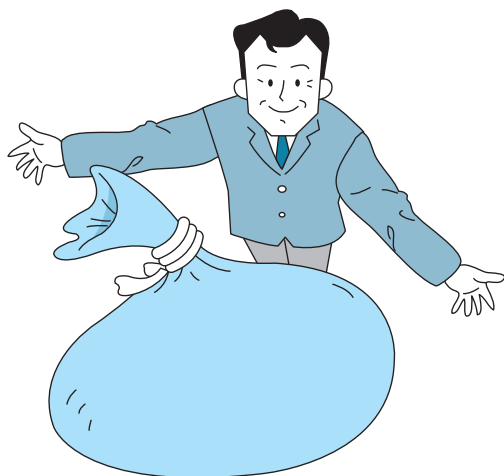
退職して被保険者資格を失った後でも、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料(費)については、一定の条件を満たしていれば、リリー健保から給付を受けることができます。

○給付を受けられる人

退職前に継続して1年以上被保険者期間があった人

○法定給付分が受けられます

傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料(費)、それぞれ法定給付分が支給されます。付加給付については支給されません。



Q & A

Q 資格喪失後にもらえる給付は、家族も対象になるのですか？

A 資格喪失後の給付は被保険者が対象になります。家族出産育児一時金や家族埋葬料は給付の対象になりません。

こんなときに受けられます

傷病手当金の場合

- 支給の条件
退職時に傷病手当金を受給中で、引き続きその病気やけがの療養のために働けない場合
- 支給される期間
傷病手当金の受給期間満了まで
※ 老齢厚生年金等を受給している場合は支給されませんが、老齢厚生年金等の額が傷病手当金よりも低額な場合は、差額が支給されます。

出産手当金の場合

- 支給の条件
退職時に出産手当金を受給中の場合
- 支給される期間
出産手当金の受給期間満了まで

出産育児一時金

- 支給の条件
資格喪失後6カ月以内に出産した場合

埋葬料(費)

- 支給の条件
 - 資格喪失後3カ月以内に被保険者が死亡した場合
 - 資格喪失後の傷病手当金・出産手当金の受給中もしくは受給終了後3カ月以内に被保険者が死亡した場合
- ※ 資格喪失後3カ月以内の死亡については、被保険者期間が1年以上なくても支給対象になります。

退職後も被保険者でいられる 「任意継続被保険者」

退職すると被保険者の資格を失いますが、一定の条件を満たしていれば、継続してリリー健保の被保険者となれるしくみがあります。これを「任意継続被保険者制度」といいます。

任意継続被保険者となれる人

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- ①退職などにより健康保険の被保険者資格を失った人
- ②資格を失った日まで継続して2カ月以上被保険者であったこと
- ③資格を失った日より20日以内に任意継続被保険者となることの申請をすること

任意継続被保険者でいられる期間

任意継続被保険者となった日から最長2年間です。

※75歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、2年以内でも資格を喪失します。

負担する保険料

下記の標準報酬に基づく保険料で被保険者の自己負担分と事業主負担分をあわせた全額を自己負担します。任意継続被保険者になると、事業主による保険料負担はありません（保険料月額表は82ページ参照）。

毎月10日までに自分で保険料を納付します（初回については健康保険組合が定める日）。

任意継続被保険者の標準報酬

保険料の計算基礎となる標準報酬は、次のいずれか低い方が適用されます。

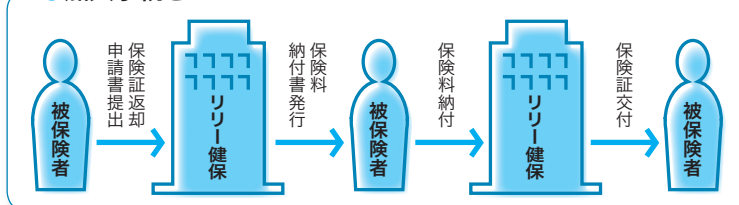
- 退職時の標準報酬
- 前年度9月30日現在のリリー健保の全被保険者の標準報酬の平均額（710,000円）

保険料の前納

6カ月・12カ月単位（喪失日が明らかな場合はその前月まで）の前納制度があります。詳しくは任意継続の資格取得時にお知らせいたします。

※就職・死亡以外の喪失理由の場合、前納保険料は返金できません。

●加入手続き



任意継続被保険者の 資格を失うとき

加入すると途中脱退はできませんが、次の事由に該当した場合は、任意継続被保険者の資格を失います。

- ①被保険者となった日より起算して2年を経過したとき
- ②死亡したとき
- ③保険料を指定された納付期日までに納めないとき
- ④再就職して、他の健康保険、船員保険などの被保険者となったとき
- ⑤後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

〈上記の資格喪失時は次の手続きをお願いします。〉

すみやかに保険証を返却のうえ、①を除き②～⑤の場合はリリー健保へ連絡してください（喪失届を提出していただきます）。

④の事由の場合は新しい保険証のコピーを添付してください。

Q & A

Q 任意継続被保険者になると、在職中と同様のサービスが利用できるのですか？

A 保険給付については出産手当金と傷病手当金以外は、在職中と同様の給付が受けられ、付加給付も支給されます。健診等の保健事業についても在職中と同様に利用できます。

※ただし、75ページの資格喪失後の給付に該当する場合は、出産手当金と傷病手当金も支給されません。

高齢者の医療を支えるしくみ

前期高齢者医療費の財政調整

※ 前期高齢者とは 65 歳～74 歳の方のことです

高齢者が加入する医療保険が偏ると、保険者間で負担する医療費に不均衡が生じます。そこで、前期高齢者の医療費を調整するしくみが導入されています。

各保険者で負担の均衡がはかられます

現在、前期高齢者といわれる 65 歳～74 歳の約 8 割が国民健康保険に加入しており、医療費の負担に不均衡が生じています。そこで、各保険者における前期高齢者の加入率と、全保険者における前期高齢者の加入率の平均を比較して、負担の不均衡を調整するしくみが導入されています。

なお、退職等により資格を失わなければ、前期高齢者も健康保険組合の被保険者であることに変わりはありません。



健康保険組合は納付金を負担します

前期高齢者の加入率が低い健康保険組合では、納付金を負担することになります。リリー健保はとくに加入率が低い（2017 年度見込み全被保険者平均:15.3%、リリー健保:0.4%）ため、リリー健保に加入している前期高齢者の医療費の額により、変動の幅と負担が大きくなります。なお、このしくみが導入される前は、「退職者医療制度」という健康保険組合の OB が加入する制度に対する拠出金で財政の調整がはかれてきました。これに対して、新制度では健康保険組合の OB だけでなく、前期高齢者全体で調整をはかれるため、健康保険組合の負担は一層重いものとなっています。

退職者医療制度も経過的に存続します

「退職者医療制度」は、退職して国民健康保険の被保険者となった人が、一定の条件を満たす場合に加入する制度です。保険給付や保険料など国民健康保険に加入する場合と変わりありませんが、この制度を運営する財源として健康保険組合などが拠出金を負担してきました。新しい財政調整のしくみが導入されたことに伴い、2008 年 4 月から廃止となりましたが、2015 年 3 月 31 日までに退職被保険者・被扶養者となった人が 65 歳になるまでは経過的に存続することになっています。

高齢者の医療を支えるしくみ

後期高齢者医療制度

75歳以上および一定の障害がある65歳以上の高齢者は、独立した医療保険制度である「後期高齢者医療制度」に加入します。

運営主体は広域連合

都道府県ごとに全市区町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営主体となって、保険料の決定、医療費の支給等の業務を行います。なお、保険料の徴収や窓口事務は市区町村が行います。

○保険料

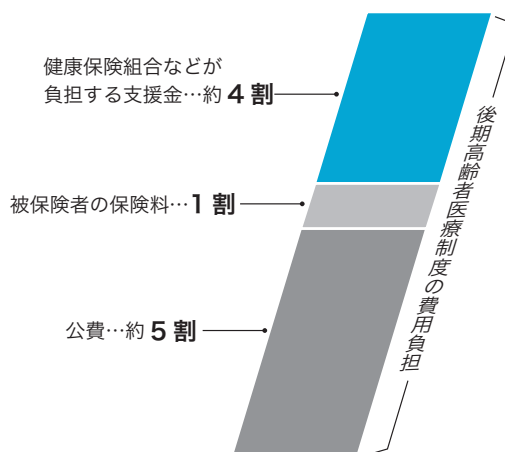
保険料の額は広域連合ごとに条例で定められますが、原則として都道府県内均一で、「世帯の人数（応益分）」と「所得（応能分）」によって算出されます。健康保険のように「被扶養者」という制度はありませんので、加入者は全員被保険者として保険料を負担します。なお、所得が一定基準以下の場合や健康保険組合などの被扶養者であった人の場合には負担の軽減措置があります。

○保険給付・自己負担

療養の給付や高額療養費をはじめ、制度加入前とほぼ変わらない保険給付を受けられます。医療費の自己負担や入院時の食費・居住費の標準負担額、高額療養費の支給対象となる医療費の自己負担限度額なども加入前と変わりありません。

○財源の約4割は健康保険組合などが負担する支援金

制度を運営する財源は、被保険者自身の保険料が1割、公費が約5割で、残りの約4割は健康保険組合などが負担する支援金になります。



後期高齢者医療制度に加入すると、健康保険組合の被保険者・被扶養者の資格を失います

後期高齢者医療制度は独立した医療保険制度ですので、健康保険組合の被保険者・被扶養者が後期高齢者医療制度に加入した場合は、健康保険組合の加入資格を喪失します。

そのため、後期高齢者医療制度の対象となる被保険者に74歳以下の被扶養者がいる場合は、被保険者の資格喪失に伴って、その被扶養者も健康保険組合の加入資格を失うことになります。資格を喪失したあとは、国民健康保険など他の医療保険制度に加入しなければなりませんので、ご注意ください。

- 75歳になった被保険者
- 75歳になった被扶養者

健康保険組合の加入資格喪失



後期高齢者医療制度に加入

- 75歳になった被保険者の74歳以下の被扶養者

健康保険組合の加入資格喪失



国民健康保険など他の医療保険制度に加入

介護を支える 社会保険制度 介護保険制度

介護保険は全国の市区町村が運営主体となり、40歳以上の人を対象に介護サービスを提供する公的な社会保険制度です。その概要をご紹介しますので、ぜひ参考にしてください。

市区町村が運営

介護保険は全国の市区町村が運営を行いますが、国や都道府県、各医療保険者も介護保険の運営に協力することが義務づけられています。そのため、健康保険組合は加入者の介護保険料の徴収を行っています。



40歳以上の人が被保険者に

介護保険では40歳以上の人が被保険者となります。このうち65歳以上の人を「第1号被保険者」、40歳～64歳の医療保険加入者を「第2号被保険者」と区分します。なお、健康保険では被扶養者にあたる人も、介護保険では被保険者となります。

被保険者にならない人もいます

40歳～64歳の人でも、次に該当する場合は介護保険の被保険者にはなりません。保険料の徴収に影響しますので、次のどれかに該当して被保険者にならない場合、また次のどれかから外れて被保険者になる場合は、健康保険組合へ届け出てください。

- ①海外居住者（日本国内に住所がない方）
- ②在留期間3カ月以下の外国人
- ③適用除外施設に入所している方

介護保険の保険料

介護保険料の徴収方法や金額は、第1号被保険者と第2号被保険者で異なります。

○第1号被保険者（65歳以上の人）

●徴収方法

市区町村が徴収します。年金月額15,000円以上の人は年金から直接徴収され、15,000円未満の人は個別に徴収されます。

●計算方法

保険料の額は各市区町村が条例で設定する基準額に、所得に応じた段階別の保険料率を乗じた額となります。

○第2号被保険者（40歳～64歳の人）

●徴収方法

健康保険組合の加入者については、一般保険料と同様に毎月の給料および賞与から健康保険組合が徴収します。なお、健康保険組合の被扶養者にあたる人の介護保険料は、40歳～64歳の被保険者全体で負担しますので、被扶養者が直接保険料を徴収されることはありません。

●計算方法

標準報酬月額および標準賞与額に介護保険料率を乗じた額となります。

個人情報保護に対する当健康保険組合の方針

当健康保険組合では『個人情報保護法』および『番号法』等を遵守し、以下の方針に基づいて個人情報についての取り組みを推進します。

個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

日本イーライリリー健康保険組合は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

1. 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
2. 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用します。
3. 健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供致しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 法令の定めに基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
4. 当健康保険組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
5. 当健康保険組合の業務委託する場合には、より個人情報の保護に配慮したのみに見直し・改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。
6. 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健康保険組合担当窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応します。
7. 当健康保険組合は、加入者の個人情報の取扱いに関係する法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

個人情報の取り扱い及び管理についてのお問い合わせは、下記記載の当組合の窓口で受け付けます。

窓口：日本イーライリリー健康保険組合
TEL：06-6150-1090
受付時間：平日 9:00～12:00 13:00～17:45

組合が保有する個人情報の範囲

当健康保険組合では、その業務目的を達成するために、以下のような個人情報を保有します。

被保険者及び被扶養者の適用情報（氏名、性別、生年月日、資格の得喪、標準報酬情報等）、レセプト情報（医療費、受診・治療情報等）、現金給付情報（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料（費）、銀行振込口座等）、健康診断情報（健診データ等）

上記のうち、適用及び現金給付情報において個人番号が付された情報については、特定個人情報として取扱うものとする。

個人情報利用目的

当健康保険組合では健康保険事業を実施するため、加入者からの届出・申請書、レセプトに記載されている個人情報や健診結果などをもとに個人情報データベースを作成し、国の指針に則り、個人情報の利用目的を次のとおりとします。なお、当健康保険組合が保有する個人情報については、健康保険事業以外に用いることはありません。

■個人情報

(1) 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

- 保険給付及び付加給付の実施
- 高額療養費等の自動払い
- 海外療養費に係る翻訳のための外部委託
- 第三者行為に係る損害保険会社等への求償事務
- 健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業
- 柔道整復師療養費支給申請書に対するパンチ入力の特約

(2) 保険料の徴収等に必要な利用目的

- 被保険者資格の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- 健康保険料・介護保険料の徴収
- 被扶養者の認定
- 健康保険被保険者証等の各証の発行
- 被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託
- 被扶養者認定に係る調査書の作成、発送等の委託

(3) 保健事業に必要な利用目的

- 健診、保健指導、健康相談及びその委託
- 高額医療費・出産費に係る資金貸付事業の実施
- 特定保健指導の委託
- 健診の予約、結果入力、データ管理、支払処理等の委託
- 保健事業に関する案内文書、パンフレット等の作成及び発送業務の委託
- インフルエンザ予防接種申請書の内容点検、入力、通知書作成業務の委託
- 健診結果の事業者への提供（保健指導の委託）
- 被保険者等への医療費通知

- カフェテリアプラン制度運営の委託

(4) 診療報酬の審査・支払いに必要な利用目的

- レセプト等の内容点検、審査及びその委託
- レセプトデータの電算処理のための画像データ作成処理の委託

(5) 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

- 医療費分析・疾病分析
- 医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

(6) その他

- 健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- 健康保険組合の管理運営業務に係る記録資料
- 適正な経理事務の執行
- 第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等
- 業務の適正処理のための保険者、医療機関、事業主等への照会又は回答

■特定個人情報

番号法に定められた他機関（医療保険者・行政機関）との情報連携における利用目的

- 保険給付情報
- 課税・非課税情報
- 資格関連情報

個人情報の第三者への提供

個人情報を、先に示した利用目的以外に利用するときや第三者へ提供する場合には、原則として本人の同意を得ることとされています。したがって、例えば、民間保険会社、職場、学校等の第三者から健康情報等の照会があった場合には、本人の同意を得ないで第三者に個人データを提供することはありません。

医療費通知は、被保険者等の利益や事業者側の事務処理負担等を総合的に考慮して、世帯単位で作成しており、今後もこの取り扱いを継続します。また、高額療養費及び付加給付については本人の申請に基づかずにお支払いします。この取り扱いや先の利用目的に同意しがたいものがある場合は、健康保険組合にご連絡ください。

本人が個人情報の開示を求めたとき

原則として本人から、健康保険組合が保有している個人情報の開示、訂正、利用停止等（開示等）を求められたときは、規程に則り、本人に対して書面の交付等により個人情報を開示等します。開示等ができない場合は、その理由をお知らせします。

当健康保険組合が取り扱う個人情報等に関する開示等の請求がある場合には健康保険組合にご連絡ください。

当健康保険組合の個人情報に関する取り扱いについての詳細は当健康保険組合のホームページに掲載しています。

リリー健保の保険料月額表

(一般保険料には調整保険料を含む)

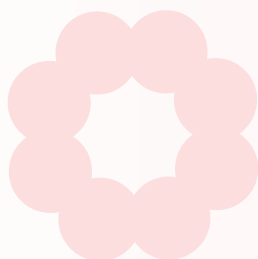
等級	標準報酬		報酬月額	一般保険料			介護保険料		
	月額	日額		被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
				36.670 1000	39.330 1000	76.000 1000	10.000 1000	10.000 1000	20.000 1000
	(円)	(円)	(円以上) (円未満)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
1	58,000	1,930	～ 63,000	2,126	2,282	4,408	580	580	1,160
2	68,000	2,270	63,000～ 73,000	2,493	2,675	5,168	680	680	1,360
3	78,000	2,600	73,000～ 83,000	2,860	3,068	5,928	780	780	1,560
4	88,000	2,930	83,000～ 93,000	3,226	3,462	6,688	880	880	1,760
5	98,000	3,270	93,000～ 101,000	3,593	3,855	7,448	980	980	1,960
6	104,000	3,470	101,000～ 107,000	3,813	4,091	7,904	1,040	1,040	2,080
7	110,000	3,670	107,000～ 114,000	4,033	4,327	8,360	1,100	1,100	2,200
8	118,000	3,930	114,000～ 122,000	4,327	4,641	8,968	1,180	1,180	2,360
9	126,000	4,200	122,000～ 130,000	4,620	4,956	9,576	1,260	1,260	2,520
10	134,000	4,470	130,000～ 138,000	4,913	5,271	10,184	1,340	1,340	2,680
11	142,000	4,730	138,000～ 146,000	5,207	5,585	10,792	1,420	1,420	2,840
12	150,000	5,000	146,000～ 155,000	5,500	5,900	11,400	1,500	1,500	3,000
13	160,000	5,330	155,000～ 165,000	5,867	6,293	12,160	1,600	1,600	3,200
14	170,000	5,670	165,000～ 175,000	6,233	6,687	12,920	1,700	1,700	3,400
15	180,000	6,000	175,000～ 185,000	6,600	7,080	13,680	1,800	1,800	3,600
16	190,000	6,330	185,000～ 195,000	6,967	7,473	14,440	1,900	1,900	3,800
17	200,000	6,670	195,000～ 210,000	7,334	7,866	15,200	2,000	2,000	4,000
18	220,000	7,330	210,000～ 230,000	8,067	8,653	16,720	2,200	2,200	4,400
19	240,000	8,000	230,000～ 250,000	8,800	9,440	18,240	2,400	2,400	4,800
20	260,000	8,670	250,000～ 270,000	9,534	10,226	19,760	2,600	2,600	5,200
21	280,000	9,330	270,000～ 290,000	10,267	11,013	21,280	2,800	2,800	5,600
22	300,000	10,000	290,000～ 310,000	11,001	11,799	22,800	3,000	3,000	6,000
23	320,000	10,670	310,000～ 330,000	11,734	12,586	24,320	3,200	3,200	6,400
24	340,000	11,330	330,000～ 350,000	12,467	13,373	25,840	3,400	3,400	6,800
25	360,000	12,000	350,000～ 370,000	13,201	14,159	27,360	3,600	3,600	7,200
26	380,000	12,670	370,000～ 395,000	13,934	14,946	28,880	3,800	3,800	7,600
27	410,000	13,670	395,000～ 425,000	15,034	16,126	31,160	4,100	4,100	8,200
28	440,000	14,670	425,000～ 455,000	16,134	17,306	33,440	4,400	4,400	8,800
29	470,000	15,670	455,000～ 485,000	17,234	18,486	35,720	4,700	4,700	9,400
30	500,000	16,670	485,000～ 515,000	18,335	19,665	38,000	5,000	5,000	10,000
31	530,000	17,670	515,000～ 545,000	19,435	20,845	40,280	5,300	5,300	10,600
32	560,000	18,670	545,000～ 575,000	20,535	22,025	42,560	5,600	5,600	11,200
33	590,000	19,670	575,000～ 605,000	21,635	23,205	44,840	5,900	5,900	11,800
34	620,000	20,670	605,000～ 635,000	22,735	24,385	47,120	6,200	6,200	12,400
35	650,000	21,670	635,000～ 665,000	23,835	25,565	49,400	6,500	6,500	13,000
36	680,000	22,670	665,000～ 695,000	24,935	26,745	51,680	6,800	6,800	13,600
37	710,000	23,670	695,000～ 730,000	26,035	27,925	53,960	7,100	7,100	14,200
38	750,000	25,000	730,000～ 770,000	27,502	29,498	57,000	7,500	7,500	15,000
39	790,000	26,330	770,000～ 810,000	28,969	31,071	60,040	7,900	7,900	15,800
40	830,000	27,670	810,000～ 855,000	30,436	32,644	63,080	8,300	8,300	16,600
41	880,000	29,330	855,000～ 905,000	32,269	34,611	66,880	8,800	8,800	17,600
42	930,000	31,000	905,000～ 955,000	34,103	36,577	70,680	9,300	9,300	18,600
43	980,000	32,670	955,000～1,005,000	35,936	38,544	74,480	9,800	9,800	19,600
44	1,030,000	34,330	1,005,000～1,055,000	37,770	40,510	78,280	10,300	10,300	20,600
45	1,090,000	36,330	1,055,000～1,115,000	39,970	42,870	82,840	10,900	10,900	21,800
46	1,150,000	38,330	1,115,000～1,175,000	42,170	45,230	87,400	11,500	11,500	23,000
47	1,210,000	40,330	1,175,000～1,234,999	44,370	47,590	91,960	12,100	12,100	24,200
48	1,270,000	42,330	1,235,000～1,294,999	46,570	49,950	96,520	12,700	12,700	25,400
49	1,330,000	44,330	1,295,000～1,354,999	48,771	52,309	101,080	13,300	13,300	26,600
50	1,390,000	46,330	1,355,000～	50,971	54,669	105,640	13,900	13,900	27,800

* 40歳～64歳の被保険者は一般保険料と介護保険料を、65歳以上および40歳未満の被保険者は一般保険料を納付していただきます。
 * 月額合計保険料額の端数処理については、「1円未満は切捨て」とします。被保険者負担金額の端数処理に円未満の端数がある場合は「1円未満は切り捨て」とし、月額合計保険料額から被保険者負担金額を差引いた額を事業主負担とします。
 * 賞与の端数処理については、賞与から納める保険料は、賞与の1,000円未満の端数を切り捨てた額（上限は年度の累計573万円）をもとに計算します。
 * 被保険者負担金額の端数処理に円未満の端数がある場合は「1円未満は切り捨て」とし、月額合計保険料額から被保険者負担金額を差引いた額を事業主負担とします。
 * 2021年度のリリー健保の平均標準報酬月額710,000円です（平均標準報酬月額とは当健保組合全被保険者の標準報酬月額を平均したものです）。

写真：ONC 領域
杉森頼史さんの写真(2点とも)



うちの喧嘩ばかりの愛犬達



2021年6月発行

健康保険のしおり

発行／日本イーライリリー健康保険組合

〒532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原4-1-6

TEL(06)6150-1090 FAX(06)6150-1092

ホームページ <https://www.apap.jp/lilly>

E-mail : info@lillykenpo.com



一緒にバイクでお出かけ



企画・編集(株)法研関西
©不許可複製